

農林金融

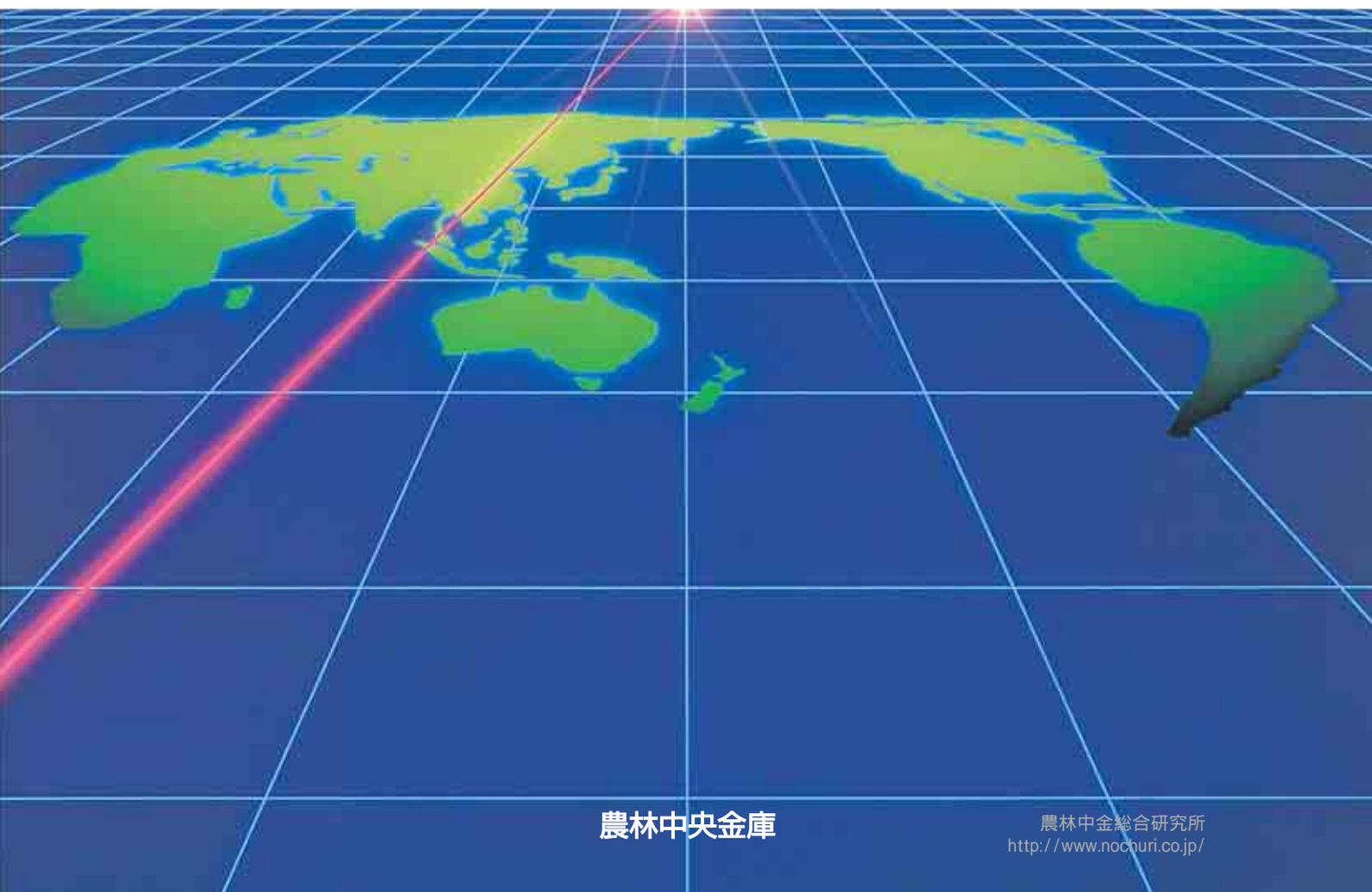


THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2012 **9** SEPTEMBER

共生する社会を目指して

- 2012国際協同組合年記念シンポジウム 講演録
- 社会的経済・協同組合とリレーショナル・スキル
 - 都市農協の地域に根ざした取組み
- EU競争法における国家補助と協同組合



正気の群島

1980年ICA第27回モスクワ大会基調報告「西暦2000年における協同組合」で、レイドロ一博士は「若干狂気じみた方向へ進んでいる世界の中で…協同組合こそが『正気の群島』になるよう努めなければならない」とし、「20世紀の残り20年間は協同組合の理想に含まれている道徳的教義を強く必要とするだろう」と述べた。

80年から今日に至るまで、わが国のバブル発生と崩壊、97年アジア通貨危機、サブプライム問題に端を発する世界金融危機など、まさにむき出しの資本主義による狂気が一層進み、残念ながら「協同組合の理想」も荒々しい狂気の奔流に押し流されてきた感がある。

ビクター・ペストフ博士は、当社主催による「国際協同組合年記念シンポジウム」（4月17日）の講演で、「私の研究の結果、特に消費者協同組合や農業協同組合などにおいては、市場の論理、つまり効率的な競争の論理が、数十年間にわたって支配的であり、その結果、特にその組織の構成員の認識が及ばないところで組織が変質するに至っていることが分かった」とされ、「ひとつの論理だけに過度に長期間依存している協同組合は、別の種類の組織に変質してしまい、その協同組合としてのアイデンティティを失うことになる」と指摘された。

また、内橋克人氏は同シンポジウムで、①社会的経済という言葉が持つ曖昧さをどう乗り越えるか、②社会的経済は結局ワイルドな資本主義を補強し、延命させる緩衝剤・補強役にすぎないのか、③社会的経済は、より積極的に新たな「対抗経済」として、むき出しの資本主義に歯止めをかけ変革する力足りうるのか、との問題提起をされたうえで、①に関して「原発、貧困、格差、社会的統合の喪失という重大な今日的課題に、真正面から向き合い『目指すべき経済社会』とは何か、より具体的・現実的に答えの枠組みを組み上げていかねばならない」と指摘され、③に関しては、「対抗経済のあり方を具体的に示すことではじめて協同組合も社会的経済も、単なる『損失の社会化』の受け皿ではない、新たな経済社会を開く力強いエンジン役へ変えていくことができるのではないか」と主張されている。

世界金融危機で明らかになったことは、「市場は信頼できない」ということだ。それゆえ、金融危機からの回復にあたっては、強欲な市場原理至上主義からの脱却をベースに社会経済システムの再構築が志向された。国連が2012年を「国際協同組合年（International Year of Cooperatives）」と定め、「貧困削減や雇用創出、社会的統合など、協同組合による社会経済開発への貢献に光を当てる」としたのもその一環とみることができる。

しかし、現在のわが国における協同組合が、はたして「正気の群島」～社会経済開発への貢献～としての役割を十全に果たしているかどうか。当社の前身である農林中金研究センターの所長だった荷見武敬氏は、その著作『協同組合地域社会への道』（1981年）で「現に取り組んでいる運動や、事業の内容が、『狂気』に感染していないかどうか、組織としては常時自省を怠ってはなりません」と説いている。

今月号は国際協同組合年記念シンポジウムの記録を中心に据えた。「正気の群島」であるために、どのような取り組みが必要かを読み取っていただければ幸いである。

（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 岡山信夫・おかやま のぶお

今月のテーマ

共生する社会を目指して

今月の窓

正気の群島

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 岡山信夫

シンポジウムの
記 録

〈2012国際協同組合年記念シンポジウム 講演録〉

共生する社会を目指して

——重要性を増す「社会的経済」の役割と
協同組合への期待——

2012年 4月17日 (火) 於：帝国ホテル東京 —— 2

境界を超える人材と組織のつながりを求めて

社会的経済・協同組合とリレーショナル・スキル

東洋大学経済学部総合政策学科 教授 今村 肇 —— 48

都市農協の地域に根ざした取組み

筑波大学大学院生命環境科学研究科 教授 茂野隆一

一般財団法人農村金融研究会 主任研究員 尾中謙治 —— 64

協同組合税制と国家補助問題

EU競争法における国家補助と協同組合

農林中央金庫 JAバンク統括部主監 明田 作 —— 79

情
勢

2010年度の農協経営の動向

古江晋也 —— 95

談話室

地域の復興に果たす協同組合の役割

元ストックホルム大学教授 ビクター・A・ペストフ —— 62

統計資料 —— 102

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

＜2012国際協同組合年記念シンポジウム 講演録＞

共生する社会を目指して

—重要性を増す「社会的経済」の役割と協同組合への期待—

2012年4月17日（火）於：帝国ホテル東京

本シンポジウムは、国際協同組合年を記念して、農林中金総合研究所が2012年4月17日に開催したものである。本記録は、紙数の関係から当研究所の責任においてその一部を割愛、編集しており、記録の全文は当研究所ホームページに掲載している。

プログラム

＜主催者挨拶＞

宮園雅敬（農林中金総合研究所 前代表取締役社長）

＜趣旨説明＞

今村 肇（東洋大学経済学部総合政策学科 教授）

＜基調講演1＞

ビクター・A・ペストフ（元ストックホルム大学 政治学教授）

＜基調講演2＞

内橋克人（2012国際協同組合年全国実行委員会 代表）

＜パネルディスカッション＞

コーディネーター：今村 肇

パネリスト：ビクター・A・ペストフ

内橋克人

栗本 昭（生協総合研究所 理事）

髙谷栄一（農林中金総合研究所 特別理事）

＜閉会挨拶＞

岡山信夫（農林中金総合研究所 代表取締役専務）

シンポジウム趣旨説明

今村 肇（東洋大学経済学部総合政策学科 教授）

皆さま、今日はお忙しいなか、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。私は、二つの講演の後のパネルディスカッションのコーディネーターを務めさせていただきますが、その前に、今日の全体の趣旨を簡単にご説明させていただきたいと思えます。

私がなぜここにいるかという、ヨーロッパのCIRIEC International（公共・社会・協同経済研究情報国際センター）という研究者・実務家のネットワークの副会長をしているためかと思えます。その関係で、ヨーロッパのいろいろな組織を内側から見ながら、日本との比較を感じています。私は新参者に近くて、2007年にカナダで開かれた第1回CIRIEC社会的経済コンファレンスのランチタイムで、たまたまペストフさんの横しか空いていなくて、そこに座ったことで知り合いになっていただき、それ以来非常に仲良くコミュニケーションできているというつながりであります。

今、こうして見渡したところ、非常に多様なバックグラウンドを持った方がここにいらっやっています。社会的経済に対する考え方、ご経験、ご見識をお持ちのいろいろな方がおられますので、ここではあえて難しいことを申し上げるのではなく、最初に、そういう方々に向かって大変不遜ですが、宿題を出させていただきたいと思

ます。

それはどういうことかという、これからの日本の先を見通したときに、今日のテーマでは、組織や、男女もそうですが、そのようにいろいろな境界・垣根を超えてつながっていくことがとても大事です。今日のお話は、社会的経済といえども、いろいろな組織、団体、あるいは法制度等があり、そういうものをどうやって超えていくかということがまさに我々に課されているということです。

そこで、今日はひととおりの全部を聞いていただいて、皆さまお一人お一人に、社会的経済という言葉を使って、日本をどうやって復活・活性化させていくかということをそれぞれ考えていただきたいのです。

社会的経済とはどういうことかという、簡単に申し上げると、人間あるいは市民といった個人を中心にした経済と考えられます。もう一つ重要なのは、社会という言葉が示すように、市場が抱える問題・欠陥を社会という立場から制御するということです。ただ、我々にとって非常に分かりにくいのは、ヨーロッパもその国々の制度に合わせて、非常に異なる様相を呈しています。連帯経済やサードセクター、非営利組織など、いろいろな言葉で語られていて、残念ながら非常に分かりにくいというのが現状です。また、例えば最近話題になっている

ブータンのGDP対GNHというもので申し上げれば、GDPという経済的価値・市場的価値だけではなく、幸福といったような個人のいろいろな価値観を大事にする、そういう社会的価値との対立が考えられます。そのようにして理解することが可能かもしれません。

それから、我々が経験した成果主義賃金の導入も、必ずしもうまくいっておらず、例えば帰属意識や忠誠心が低下したなどという報告が聞かれます。それに対して、日本の非営利組織、ワーカーズ・コレクティブ、協同組合といったところでは、仕事のやりがいや精神的な満足度が非常に高いと報告されています。したがって、社会的経済という意味をあまり難しく考えるのではなくて、経済に対して社会というものを埋め込んでいく。それによって、経済の抱える問題を克服していくのだということを、最初に申し上げたいと思います。

日本では、これまで社会的経済というものに、長い歴史と先輩たちの多大な努力が蓄積されています。いろいろな先輩がいらして、努力をしてこられました。ただ、日本の場合は実務家の間、研究者の間の境界・垣根が比較的是っきりしています。協同組合、ソーシャルビジネス、社会的企業NPO、いろいろな言葉があります。みんな同じことを目的にしているところがある、共有しているところがあると思います。私はそれぞれのミーティングに足繁く通っていますが、極端な場合には、メンバーに共通性がありません。場合によってはお互い

にそういう組織の存在すら知らないというようなことにも直面して、私は非常にびっくりしました。

ところが、ヨーロッパには例えばICAという農業協同組合などの上部組織があり、協同組合内の重要な役割を果たしていますが、そのほかにも、私が所属するCIRIEC、それからEMES ISTRといった社会的経済、社会的企業に関するネットワークがたくさんあります。驚くのは、どのミーティングに行っても共通のメンバーがいて「やあやあ」などと言っていて、組織は違っても同じ人間が境界を超えて自由に移動して議論しているというところがあります。例えばCIRIECは、市民の基本的ニーズ (Service of general and collective interest) という電気、ガス、水道から、様々な福祉サービスなど、いろいろなものを供給する公共団体、非営利組織、協同組合などが集まっているネットワークですが、そのようなコミュニケーションが行き届いています。EUの予算のなかでも、ご存じのとおり、一番大きなものはstructural and cohesion、つまり結束を強化するための資金として、経済的に遅れた地域をいかに活性化するかという視点から語られています。

今日、ぜひご注目いただきたいのは、人というか、組織という視点です。共通の項目として、コミュニティへの貢献を意識する。あるいは、ボトムアップで民主的な意思決定の仕組みを持っているあるいは、営利を追求しないで、投資家の利益には一定の制限をかける、あるいは全く認めないと

というような形もあります。したがって、先ほど宿題などという失礼なことを申しあげましたが、今、日本を覆っている組織、あるいは社会の閉塞感を、社会的経済の発想からもしかしたら変えていくことができるかもしれないということを提案したいのです。

特に今日、ここにペストフ先生と内橋先生をお招きしたのは、次のような理由です。お二人が普段よく語っておられる「コ・プロダクション」あるいは「共生」という言葉は、社会的経済の非常に重要な要素です。つまり、社会的経済が営利の企業や行政、あるいは政治などと協働することによって日本が変わっていくのではないか。ただし、社会的経済が独自にやっていると、多分進まないだろう、民間営利や行政、コミュニティのなかに浸透していく形で展開していく見通し、ビジョンが必要ではないかと思

います。

さて、我々はそのような境界を超えて、「コ・プロダクション」あるいは「共生」、場合によっては協同して働くということで「協働」という言葉を使いますが、我々日本人は果たしてそういうことが得意なのかどうかということを、ぜひもう1回問い直していただきたい。つまり、これからの日本を考えたときには、社会的経済という考え方を中心にしながら、各組織、個人が境界を超えてつながっていくために、どのような考え方が必要か。そこでは人と人との関係づけを境界を超えて、組織を超えてつながっていくリレーショナル・スキルズが非常に重要で、そういう経験・技能をぜひ考えていただきたいと思います。長い時間ですが、ぜひ最後までお付き合いいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。



【基調講演1】

協同組合および社会的企業

—メンバーシップと市民精神を意義あるもの—

ビクター・A・ペストフ（元ストックホルム大学 政治学教授）

ご参会の皆さま、本日は東京において、この重要なシンポジウムの基調講演者としてお話しできることを非常に嬉しく、また光栄に存じます。

本講演では協同組合と社会的企業について、どうすればメンバーシップとシチズンシップ（構成員と市民のあり方）が意義を取り戻せるかについて話します。日本、スウェーデン、米国、その他各国の市民としてのシチズンシップと、NGO、NPOおよび社会的企業などの集団におけるメンバーシップの双方において、残念ながらそれぞれの重要性が希薄化していることが本講演の基本的テーマの一つです。したがって、そうした動きをどのように理解し、どうすればシチズンシップとメンバーシップに意義を取り戻せるかが基本的な問題意識の一つとなります。

本講演の概要は、次のとおりです。まず社会的経済部門の役割、次に現在の私の二つの主要研究テーマであるニュー・パブリック・ガバナンスと共同生産についてお話しします。また多様なレベル（マイクロ、中間、マクロの各レベル）における市民参加について、またマイクロレベルの個人を取り上げ市民参加の動機について具体的に話しま

す。続いて協同組合を具体例として発展の動的モデルをご紹介し、組織の長期的な発展における、多様なステークホルダーとその利害関係の均衡の重要性を論じます。最後に、新しい形の市民参加、具体的には新しい社会サービスを提供する協同組合について話をしたいと思います。

社会的企業とは

まずEMES（欧州社会的企業研究ネットワーク）による社会的企業の定義から始めます。EMESというのは、異なるセクター、ここでは異なる国、異なる学術的背景の人々による協働です。例えば私は政治学者ですが、EMESのネットワークには、パリのジャン・ルイ・ラヴィル（Jean-Louis Laville）やデンマークのLars Hulgardといった社会学者もいれば、バルセロナのイサベル・ヴィダル（Isabel Vidal）、リエージュのジャック・ドゥフルニ（Jacques Defourny）などの経済学者もいます。このように多様な構成のグループになっています。

そのため相互理解が難しいだろうことは想像していただけたと思います。私はスウェーデン、イサベルはスペイン、ジャック

はベルギー、そしてジャン・ルイはフランスの出身であり、国も文化も、相互理解のための経歴もバラバラです。多様な人々との協働は難しいことですが、普段自分が専門的に仕事をしている非常に狭い社会以外の人々と出会うことは意義深いことでもあります。常に相手の視点が理解できるとは限らない点で困難ですが、相手を理解することができ、相手もまた自分を理解してくれたならば、それは実り多いものとなります。

私たちは数年間協働し、私たちが考える社会的企業の定義を定めました。社会的企業には5つの経済的特性があります。最初の4つは、①継続的な財の生産やサービスの提供、②高度な自立性、③一定の経済的リスク、④最小限の有償労働です。これらはいずれも、社会的経済と、主にボランティアを基盤とするアメリカの非営利部門とを区別するものとなっています。多くの面で、これらの経済的特性は社会的経済ごとに異なります。つまり欧州の社会的経済とアメリカの状況は異なっているのです。5つ目の経済的特性は、⑤限定的な利潤分配です。これは、剰余金を株主への配当や、組織の取締役やCEOへの特別賞与に充てるのではなく、組織の活動に再投資するということです。したがって、この最後の経済的特性は、民間の営利企業と社会的企業を区別するものとなっています。

さらに、社会的企業には4つの社会的特性があります。まず、コミュニティへの貢献という明確な目的を持っていることです。

社会的企業少数の人々に資することのみを目的とするのではなく、コミュニティそのものの役に立つことを目的として設立されます。

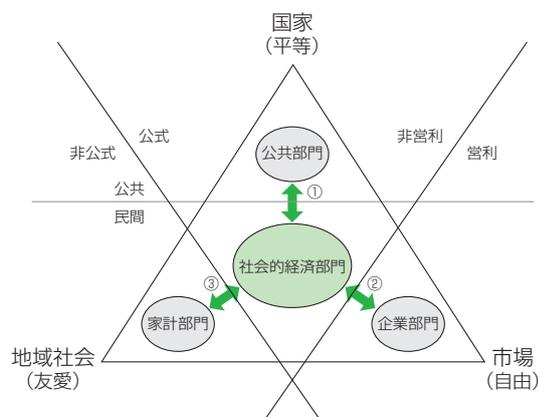
2つ目の特性は、その取組みが市民グループによって開始されるということです。先ほど同様、1人か2人がおもしろいプロジェクトを立ち上げて大金を得るチャンスを狙うといったものではありません。

私が政治学的に強い興味を持ち、EMESの議論に貢献することができるのではないかと考えているのは、社会的企業の意思決定が、出資比率に基づいて行われるのではないという点です。すなわち所有する株式の数や持分ではなく、構成員1人につき1票という考え方に基づく民主主義的な意思決定です。

さらに政治学の観点から見ると、社会的企業の活動は、影響を受ける側の人々を巻き込むという参加型の性質を帯びているという特性があります。言い換えれば、いささか漠然としてはおりますが、ある種の共同生産が認められるということです。サービスを受ける人は、時間的・労力的にある種のサービスの生産に貢献することも期待されているのです。以上が、EMESによる社会的企業の定義です。

次に、社会的経済は社会の他部門とどのように関係しているのでしょうか。第1図は私とAdalbert Eversが中心となって共同で作成した社会的経済の位置づけを示す図(福祉トライアングル)です。社会的経済部門を定義し、さらに公共部門、営利を目的

第1図 ペストフの「福祉トライアングル」で捉える社会的経済部門



資料 講演者作成, 以下同じ

とする企業部門、および地域社会あるいは家計部門との関連を特定する試みのなかで作成しました。社会的経済部門は、公共部門、企業部門、地域社会という重要な各部門が交差する三角形の中心に位置しています。つまり、社会的経済部門は、ほとんどの学術研究や学問分野にまたがっています。例えば、公共部門は、私のような政治学者や行政学者が研究していますし、民間企業については、経済学や経営学に関心のある人々が研究しています。また、家計部門や地域社会は主に社会学者が研究の対象としています。社会経済部門はこれらのいわば交差点に位置しており、難解であると同時に研究しがいのある分野です。

ニュー・パブリック・ガバナンスと コ・プロダクション (共同生産)

この社会的経済部門の機能は、これから論じる統治形態の種類と関連しています。本日はご紹介したいのは、従来型の行政に加

え、おそらく多くの皆さんにとっては耳新しい言葉かと思いますが、ニュー・パブリック・マネジメント (NPM) とニュー・パブリック・ガバナンス (NPG) と呼ばれる統治形態です。

従来型の行政は、階層的組織によって行われ、専門化されたものです。サービスの提供において、行政は利用者を受動的なものであると見なしています。つまり利用者は、行政側に出向き、列を作って待ち、問題に対する解決策を提示してくれたり、問題を解決するために何らかの資金を提供してもらい、その分野の専門担当者と面談するものであって、自分たち自身でそれ以上の大きな行動を起こすことは想定されていません。

これに対してニュー・パブリック・マネジメントは、サービス利用者をより能動的なものとしてとらえます。しかし市民や市民権に関してそれほど強く意識はしません。そこでは官民パートナーシップを通じた外部委託が基礎となります。パートナーシップは、第三セクターやNPO (非営利法人) が関係する場合もありますが、民間の営利企業関連であることがほとんどです。

これに対し、ニュー・パブリック・ガバナンスは、最近、スティーブン・オズボーン (Stephen Osborne) らを中心とする欧州の研究者が導入した概念です。ニュー・パブリック・ガバナンスは共同生産、マルチステークホルダーによるガバナンス、および第三セクターによる福祉サービスの提供を基盤とするもので、マルチステークホル

ダーによるガバナンスでは、複数の利益、複数のステークホルダーの正式な代表者が意思決定に関与するとしています。ここでいう「共同生産」は、エリノア・オストロム (Elinor Ostrom) らが、1960年代後半から70年代初期にかけて、公共サービス提供のあり方を理解する試みのなかで導入した用語です。

この時代は公共部門の拡大に向けた動きが活発であり地域の小さなサービス提供部門は合併によって拡大しました。効率性の向上によって公共サービスの利用者が支出と同等かそれ以上のサービスを楽しむことができるという主張でした。しかしオストロムらがその経験的証拠の検討を始めたところ、論拠となるものがなく困惑します。経験的証拠からは、むしろ異なるパターンが認められました。一般的に、大半のサービスは単独または唯一の提供者によってもたらされるものではありません。この点が、多くの製造業と異なります。そこで、物品の生産プロセス（より厳密に言えば、サービスの生産プロセス）への消費者の積極的な関与が必要です。オストロムらは、共同生産を、交番勤務の警官や学校教師、保健師といった専門職員または「本職」のサービス提供者の取組みと、そのサービスを受けることでさらなる安全や教育、健康を手に入れた「顧客」の取組みを組み合わせるものであると定義しています。したがって共同生産とは、サービス提供に携わる本職の職員と消費者または顧客の提携だと言えます。

英国で私と同じ研究をしているトニー・

ボバードはやや異なる定義をしています。ボバードは利用者と地域社会の共同生産とは、定期的かつ長期間にわたる関係を通して行われるサービス提供だと述べています。この点を強調することが大切だと考えます。これについては後ほど、持続的な社会的サービスについてお話しする際に触れたいと思いますが、サービスとは長期的に継続されるものです。それは1回限りのものではなく、1年に一度発生してその後全く続かないというものでもありません。少なくとも毎週、あるいは毎日、1年間、2年間、または5年や10年といった期間にわたって提供されるものです。

このように、本職のサービス提供者とサービス利用者の間には、長期的な関係があるのです。これが意味するところは、アルバート・ハーシュマン著『離脱・発言・忠誠』からの言葉を借りれば「離脱」、すなわち別の提供者へ移動するためにある提供者から「離脱」という典型的な市場メカニズムは、消費者がなんらかの影響をサービス提供者に与えるという点では、有効な代替手段ではないということです。むしろ「発言」が重要になってきます。サービス提供者の変更に伴うスイッチングコストは非常に大きく、個人の消費者はすぐに提供者を離れるわけにはいきません。したがって、消費者はサービス提供者との対話のなかで、自分の意見を表明しなければなりません。「発言」は大切です。

しかし、そうは言うものの「発言」が奏功するのは、それが集団行動で発せられる

場合です。つまり専門的なサービス提供者に対して、ある人はこう言い、別の人はまた違うことを言う、といったようにバラバラな声を上げるのではなく、利用者間で合意形成を行い、特定のサービスについて「このようなものであって欲しい」という点をまとめた簡潔な課題を設定するのです。これを示す多くの例を、保育サービスに見ることができます。特に、スウェーデンにおいて消費者協同組合と労働者協同組合が提供する保育サービスと公共サービスを比較してみると、消費者による集団での発言が利用者にとって重要であることが分かります。

また、関係者全員が相当程度の貢献を行う場合の、本職のサービス提供者とサービス組合など地域の構成員との間の長期間にわたる関係についての議論も行われています。これは重要です。公的資金だけではなく、サービスの利用者自身が提供する時間と労力がサービスの最終的な質を決めるのに役立つのです。消費者の貢献がサービスの質を向上させるので、消費者は進んで貢献を果たします。

さて共同生産には、個人的な行為の場合と集団行動の場合があります。個人的行為とは、公の場や家庭内でなされる、多くの場合その場限りの、自発的でインフォーマルな行動です。一方「集団行動」とは、マンサー・オルソンが言うように、他者と共同で行う、正式に組織化・制度化された活動を伴うもので、持続的な社会的サービスの提供への参加に参与している場合もあり

ます。しかし、共同生産について実例に基づいて現実を検討してみると、個人的行為と集団行動が混在するケースが頻繁に認められます。それが長期的に繰り返されることによって共同生産の基盤を形成しますが、その傾向は、特に持続的なサービスにおいて顕著です。

分かりやすく例を挙げて説明することにします。米国と英国には、PTOという組織があります。保護者が学校を補佐するための組織です。日本でも同じような組織がありますか。なるほど、あるのですね。親はPTOに加入することができますし、時には学校に足を運び、様々な活動を支援することもできます。その一方で親は個人的に、帰宅した子どもの宿題を見たり、時間割をそろえるのを手伝ったりします。クリスマスパーティなどを開いたりもします。これがつまり先ほどお話しした、集団から切り離された個人的行為と、組織による集団行動です。共同生産の多くは、個人的行為と集団行動のどちらか単独ではなく、両方を組み合わせたものになっています。

なぜこのような話をするかということ、共同生産という概念が新しく、話題の言葉として取り上げられる機会が増えたため、興味を持つ人々が増えているからです。私の経験では、公共部門も民間部門も、共同生産を個人的行為、つまり個人の自発的な行為に限定したいと思っているようです。どうしたら共同生産からより多くのものを得られるでしょうか。どうしたら共同生産を行うことができるでしょうか。しかし集団

行動については無視したり、抑え込もうとしたり、回避しようとされがちです。なぜならば、集団行動は常に政治的な影響力を伴うか、その可能性をはらんでいるからです。すなわち課題を設定する際、あるサービスをマイクロレベルでどう見るかだけではなく、課題をどのように設定するかにも話が及びます。例えば、「学校は何をすべきだと思うか」「私たち個人が集団として学校の改善に貢献するにはどうするか。一方、学校は（場合によっては現状を変えて）何をすべきなのか」といったことです。宿題は一つの例です。このように、集団行動は個人的行動に比べて非常に大きな政治的影響力を持ちます。これが、共同生産が個人的行為と集団行動の組み合わせであるということをお話しした理由です。

市民参加のレベルについて話します。市民参加には次の3つの領域またはレベルがあります。まずマイクロレベルです。このレベルでは、共同生産はサービス提供の場で見られ、市民が直接参加する形で行われます。例えば、保護者が就学前のサービスや学校のサービスに参加するような形態です。中間レベルでは、様々なサービス提供者が地域で提供するサービスの共同管理について述べますが、ここでは共同生産が社会的経済または第三セクターに対するよりも積極的な役割に関連します。地域レベルでは多くの場合、公共団体や場合によっては民間の営利のサービス提供者も交え、当該地域でのサービスの提供を管理する方法について顔を合わせて検討します。最後に

マクロレベルです。サービス提供のコ・ガバナンス（協治）とは、市民が参加してサービス方針を共同決定することを意味します。市民が政策に実際に影響を及ぼすことができるわけです。上記3レベルに加え、共同生産が公式か非公式かによっても分類することができます。つまり、共同生産が、それと気付くことなく自発的に起こりうるか、またはより公式な形で起こりうるかの違いによる分類です。

なぜ市民は集団行動に参加するのか

ところで、なぜ市民は集団行動に参加するのでしょうか。なぜ共同生産に参加するのでしょうか。これを理解するために、私は「協同組合の戦略」という概念を展開してみようと思います。これは、目先の個人的な利益よりも、集団行動によって得られる長期的な個人および集団の利益を優先するという意味です。経済学者は合理的な人間の話をし、彼らがあたかも功利主義の追求者であるように語ったりします。そこには利他主義の精神も相互扶助の精神もありません。彼らいわく「そのようなものは不合理で、実存せず、存続することもできない」のです。

ところが、女性で初めてノーベル経済学賞を受賞したエリノア・オストロムの研究では、別の見方が示されています。オストロムはノーベル経済学賞に輝く10年前に「スウェーデンのノーベル賞」とも言える賞を政治学の分野で受賞しました。ヨハ

ン・スクデ政治学賞です。ヨハン・スクデというのは、スウェーデンでも特に歴史のある大学の一つ、ウプサラ大学にある建物の名前です。ここでは政治学の授業が行われています。17年ほど前、ここで始まったのがヨハン・スクデ政治学賞です。私が知る限り、政治学でノーベル賞級の賞を受けた後に、経済学でもノーベル賞を受けたのはオストロムただ一人です。女性初の受賞者というだけではなく、権威ある賞をダブルで受賞した唯一の人物です。しかし彼女の受賞に不満を持つスウェーデンの男性経済学者から散々批判を浴びせられたことは、言うまでもありません。

オストロムはコモンズの管理に関する研究で受賞をしました。これは、共有資源をいかに活用するかを研究したものです。オストロムは実験心理学に関する多くの研究を行い、他の学者の調査も研究しました。また集団行動に存在するジレンマについても検討しました。オストロムの実験心理学に基づく研究では、集団行動ゲームには3種類の異なるプレイヤーが存在することが示されています。これは学生に参加してもらったゲームを研究したのですが、そこで、ホモ・エコノミクス（経済人）、つまり「合理的エゴイスト」（その全貌は、経済学者が語った通りです）に加え「条件付協力者」と「積極的懲罰者」というプレイヤーの存在が明らかになりました。このようにオストロムは実験心理学的手法を用いたゲームから、3つの異なるグループを特定することができました。

条件付協力者は、他者からの見返りが期待できる場合、他者も参加する場合に、積極的に集団行動を開始したり、参加したりします。積極的懲罰者の集団行動への関与は、社会統制のあり方に依存します。言い換えれば、「ルールにしたがってゲームをしない人は、そのことを暴かれて罰せられる」ということが分かっている場合に、集団行動に参加します。条件付協力者と積極的懲罰者のグループは、個人的利益を犠牲にしても集団行動を遂行する傾向があります。さらに、合理的エゴイストのみで成立するゲームよりも、条件付協力者や積極的懲罰者といった他の種類のプレイヤーを交えたゲームの方が良い成果を上げるということも、この実験心理学の研究で明らかになりました。私の「協同組合の戦略」という考え方は、こうしたエリノア・オストロムの研究に基づくものです。繰り返しになりますが、「協同組合の戦略」とは、目先の個人的利益よりも、個人と集団の長期的な利益を優先することです。

では、なぜ市民は集団行動に参加するのでしょうか。シンプルな理由の一つは、それが日常生活を送る上で必要だからです。集団行動は、重要な社会的サービスに関する一定の社会的ジレンマを解決するために必要です。農業社会から工業化社会を経て現在のサービス化社会へと移行するに従い、私たちの生活はサービスの提供への依存度をさらに強めました。今日のスウェーデンがそうです。日本の統計にはあまり詳しくありませんが、恐らく似たような状況

だと思えます。スウェーデンでは、市民の過半数がサービス提供関連の仕事に従事しています。就業者の約75%が、サービス部門でサービスの提供に携わっていると思います。これは、サービスを提供するためには、他の人々が提供するサービスを受けることにさらに依存することになる、ということの意味しています。特に女性の雇用は、教育だけでなく、多くのサービスの提供に大きく依存しています。

インドでは先日、14歳までの子どもたち全員に教育を無償で提供するという法律が施行されたそうです。これは興味深いことだと思えます。これまでは残念なことに、教育を受けることができるのは、支払い能力のある人に限られていました。貧しい人々は経済的にゆとりがなく、子供を学校に通わせることができませんでした。子どもが学校に通っていない女性の場合、彼女は家にいて子どもの面倒をみなければなりません。路上に放り出しておくわけにいきません。保育や高齢者介護などのサービスは、女性を家事から解放し、労働市場へ積極的に参加できるようにするために非常に重要であり、その重要性は高まっています。

しかし、市民によっては公共部門が提供するサービスとは異なる質のサービスを求めるかもしれません。あるいは、公共部門や民間部門が現行の市場価格で提供し得る以上のサービスを求める市民もいるかもしれません。そこで、このような市民は連携し、同じような境遇にある人たちと協力し

ながら、自分たち自身のためにサービスを提供しなければなりません。これがまさに、先ほどお話しした「協同組合の戦略」です。スウェーデンの親共同組合保育、フランスで保育サービスを提供するペアレント・アソシエーション、そしてドイツでの保護者による保育サービスの提供はいずれも、「協同組合の戦略」という課題に直面しなければ、そして目先の個人的利益よりも長期的な社会の利益を優先しなければ、誕生することはなかったでしょう。ここでは、フランスやドイツ、スウェーデンにおける親共同組合保育の歴史を用いて、「協同組合の戦略」の重要性と、サービス化社会へと移行しつつある新たな社会で人々が直面する社会的なジレンマを解決するための現実的なステップへこの概念を転換させた方法を説明しました。

さて先ほど、持続的な福祉サービスの概念について、共同生産に関するトニー・ボバードの定義を取り上げた際、長期的な関係が前提であるという話をしました。持続的な福祉サービスは市民の日常生活にとって非常に重要なサービスです。例えば、保育や就学前教育、基礎・高等教育、高齢者介護、障害者への介護やケア、住宅供給、予防的・長期的な健康管理がこれに含まれます。経済学の分野では、これらのサービスは関係財としても知られています。サービス化社会への移行が進むに連れて、こうしたサービスの必要性はますます不可欠なものとなります。

私は数週間、妻の娘とインドネシアのバ

りで過ごしました。彼女はアメリカのカリフォルニア州から転居しました。その理由は極めてシンプルなものでした。保育サービスを利用する余裕がなかったからです。彼女はカリフォルニア州のオークランドに住んでいました。インターネット業界で働く裕福な家庭のプライベートシェフを務めていたのですが、通勤に片道1時間半もかかっていました。彼女の給料は、私がスウェーデンでもらっている教授としての給与よりも高かったのですが、出勤前に高速道路を使って保育施設へ子どもを連れて行き、それから片道1時間半かけて通勤し、その後また子どもを迎えに行くという生活が続けられなくなったのです。

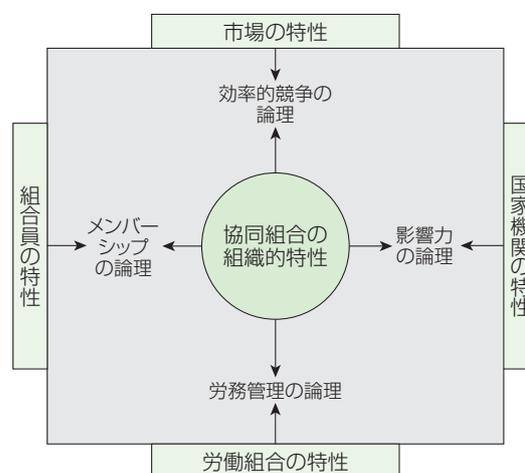
こうしたサービスを利用することができない国では、多くの女性が不満を抱いています。しかし、先ほどお話ししたようなサービスがあっても、あるサービス提供者と一旦契約すると、ほとんどの場合、それを変えることはありません。サービス提供者に影響力を行使するためのメカニズムとして通常利用されるのは、「離脱」ではなく「発言」です。したがって、特にこの種のサービスの関係では、民主主義的機構を整備することが非常に重要です。一方、スポット市場で買うことができる様々なサービスもあります。例えば散髪は、スポット市場で提供されるサービスです。また現在の電話事業者に満足していなければ、スポット市場で新しい電話事業者に変えることができます。しかし、社会的サービスの場合には、利用者は既存のサービスに合わせるし

かありません。「発言」することが重要なのは、そのためです。

協同組合が発展し続けるために

続いて、協同組合発展の動的なモデルについて少しお話しすることにします。これは、かつて私が、スウェーデンの消費者協同組合や農業協同組合、建築・テナント業の協同組合について行った比較研究に基づいています。これは、協同組合に関する私の初めての著書であり、協同組合の研究に大きく貢献した初の成果でもあります。この研究で、一つの動的モデルを提示しました。今日でもまだ有効なモデルだと思います。このモデルは、競合する場合もある次の4つの論理に基づいています。①メンバーシップの論理、②市場の論理、③影響力の論理、そして④人的資源の論理です。特に重要なのは、もっとも重要なステークホルダー間、または環境間でのバランスを保つ必要性という点です。第2図が今の考え

第2図 協同組合連合における「論理」の競合



方を図式化したものです。分かりやすい図であるかと思います。人間の発展の段階においては、ある一定期間、一つの論理が支配的になるのではないかと考えます。それは理解できることですし、自然なことです。しかし、この一つの論理が支配する時間があまりにも長期間持続すると、その影響が出てきます。他の論理の重要性が見えなくなり、協同組合は全く違う種類の組織に変質してしまうということにつながります。

私の研究の結果、特に消費者協同組合や農業協同組合などにおいては、市場の論理、つまり効率的な競争の論理が、数十年間にわたって支配的であり、その結果、特にその組織の構成員の認識が及ばないところで組織が変質するに至っていることが分かりました。しかし、建築・テナント業の協同組合では、このようなことは起こっていません。これは、協同組合に天才的なリーダーがいたためでも、グランドデザインがあったためでもありません。理由は至って単純です。小規模の建築・テナント業の協同組合が隣の組合と合併しようとしても、法律がそれを許可しなかったからです。そのため、こうした協同組合は、地域に密着した民主主義的機構を維持することになったのです。

現在私は、協同組合と民主主義に関する新しい著作を執筆中ですが、最近、改めて見直した研究結果があります。それは、協同組合というのは、複数の目標と意図を併せ持った混成的な組織だということです。協同組合はもちろん市場で存続していかな

ければなりません。単に市場に「参加する」ことだけを目的に存在しているわけではありません。社会的な目標を達成するために存在しているのです。協同組合のリーダーは、時として競合することもある異なる複数の論理のバランスを取らなければなりません。これらの論理の間にはトレードオフの関係があるからです。一つの論理だけに過度に長期間依存している協同組合は、別の種類の組織に変質してしまい、その協同組合としてのアイデンティティを失うこととなります。私の研究によれば、残念ながら、特にスウェーデンの消費者協同組合、農業協同組合で、このようなことが実際に起こっています。

ここで少し、私の研究領域である政治学に話を戻します。政治学の分野には、有名なフランス人学者アレクシス・ド・トクヴィル (Alexis de Tocqueville) が書いた『アメリカの民主政治』という、非常に有益な古典的著作があります。トクヴィルはアメリカの民主制度をテーマとしたこの著書のなかで、民主主義の総合的な発展のためには、市民社会と自主的な組織が重要であると指摘しています。もう少し時代が下ってからの著書に、ロバート・パットナムの『哲学する民主主義』があります。パットナムはこの本でイタリアの民主主義はなぜ北部の方が南部よりも成功したのかを解説しています。なんらかの市民社会組織 (バードウォッチングクラブでも、協同組合や労働組合でも何でもいいのですが) のメンバーシップが、経済的福祉と経済的実績を決定づ

ける上で、他のどの説明変数よりも重要であるとしています。

スウェーデンをはじめとする欧州各国ではかつて、協同組合は社会改革と民主主義の先導者であると考えられていました。しかし、1950年代に始まった合併の波により、協同組合の民主的構造の多くが失われてしまいました。私の研究は主にスウェーデンに焦点を当てていますが、英国の研究仲間であるジョンストン・バーチャル教授の研究によれば、他の多くの欧州各国の協同組合にも同様の動きが見られ、その結果多くの民主的構造が失われたといいます。パークレー生活協同組合の破綻の理由に関するJCCU（日本生活協同組合連合会）の分析評価にもあるように、民主的構造の喪失を説明する上での重要な要素は、組合への加入状況ではないかと思われます。破綻する前の最後の数年間における組合への加入者不足が、パークレー生協の運命を決定づけたのではないのでしょうか。

したがって民主主義的機構の重要性を過小評価してはなりません。構成員や市民のニーズを考慮することで、こうした重要性は回復されるのではないかと思います。本日話したように、私たちは現在、サービス化社会への移行期にあります。サービス化社会における私たちのニーズは、単に物品にあるわけでも、地域の生活協同組合の店舗で安い物品を購入することにあるわけでもありません。サービスを手に入れることもまた私たちのニーズです。知的な組織設計（すなわち組織民主主義）、マルチステ

ークホールディング、共同生産などの概念が、協同組合による社会的サービスの提供が、信頼を得て成功するかどうかのカギを握っています。社会的サービスの提供という点で、協同組合は、市場や国家がなし得る以上に確かな信頼を構築することができます。保育のための小さな親協同組合を作れば、保護者はサービスの提供について直接的に影響力を及ぼすことができます。一方で、私のところの博士課程の学生の論文で明らかにされているように、ストックホルムとエステルズンドにおける公営のサービスについては、保護者はほとんど影響力を持っていません。民間のサービス提供者に対しても同様です。構成員がその協同組合の発展に影響を与えられるからこそ、協同組合は信頼を獲得することができるのです。これによって、社会サービスにおける新たな市民参加のあり方が構築できるのではないかと思います。

福祉国家の発展に向けて

大半の欧州諸国は、次に挙げる3つの大きな課題に直面しています。日本も同じではないかと思います。それは、①人口の高齢化、②「民主主義の赤字」の拡大、そして③永続的な緊縮財政です。そのため欧州のほとんどの国は、社会的サービスの提供と管理に、市民や第三セクターを巻き込むための新たな方法を模索しています。欧州全域で、市民社会による社会的サービスの提供拡大に向けた、いくつかの注目すべき

動向が見られます。例えば、利用者または市民を社会的サービスの共同生産者として巻き込む新しい手法の発達や、一部の官民パートナーシップに見られるような、社会的サービスの共同管理およびコ・ガバナンスといった新しい方法の普及です。

社会的サービスへの市民参加の新しい具体例として、ここ日本では、医療協同組合や厚生連が、組合員をはじめ地域社会の人々に、ヘルスケア・サービスや高齢者介護サービスを提供しています。これは興味深い例だと思います。これについては、深く掘り下げて研究すべきですし、農協と生協など主要な協同組合が促進すべきだと思います。こうした小規模な社会福祉協同組合は自力で存続を図ることが難しく、支援が必要とされるためです。また、イタリアにおける興味深い研究では、イタリアで協同組合が提供する社会的サービスの発展にとって、こうした地域・全国レベルのサポートネットワークがいかに重要であるかが示されています。

これらの組織、つまり、新たな社会福祉協同組合は、複数の目標と（組織によって異なるものの）明確な社会的属性を持つ混成組織です。これらは、民主化を進めながら福祉国家を内側から刷新する上で、協同組合が果たす役割を示す好例だと思います。

以上から、幾つか結論が導き出せると思います。第1は、市場と民主主義は、知的な組織設計を行って緊密に連携すべきだということです。この「知的な組織設計」とは、単一の目標や、組織内の単一のステ

ークホルダーに注目するのではなく、それらが長期にわたって組織を支配することがないよう、それぞれの利害の均衡を図るために、複数の異なる目標やステークホルダーに注目することです。

協同組合の将来に向けたロードマップを描くには、経済民主主義やマルチステークホルディング、共同生産、社会監査、連合の原理といった、いくつかの重要なコンセプトを理解する必要があります。ご興味をお持ちの方がいらっしゃるようであれば、連合の原理については後ほど改めて話します。しかし、このコンセプトは、中央の組織が地方の組織を合併することができなかった、スウェーデンの建築・テナント業の協同組合のケースを使って説明することができます。

この事業協同組合は、地方組織を全体性を有する組織として尊重しなければなりません。地方組織では、直接の構成員が、民主主義に基づく行動に関与することが可能でした。協同組合は、持続的な福祉サービス提供において競争優位を確立しています。その理由は、協同組合が構成員の信頼を獲得しているからです。公共部門や民間部門には考えられないほど、協同組合は信頼を得ることができます。例えば、公共部門は膨大な費用をマーケティングにかけているにもかかわらず、構成員の参加を通じてのロイヤリティ（忠誠心）をなかなか獲得することができずにいます。

将来、民主主義を推進していく上で、協同組合はより一層重要な役割を果たすこと

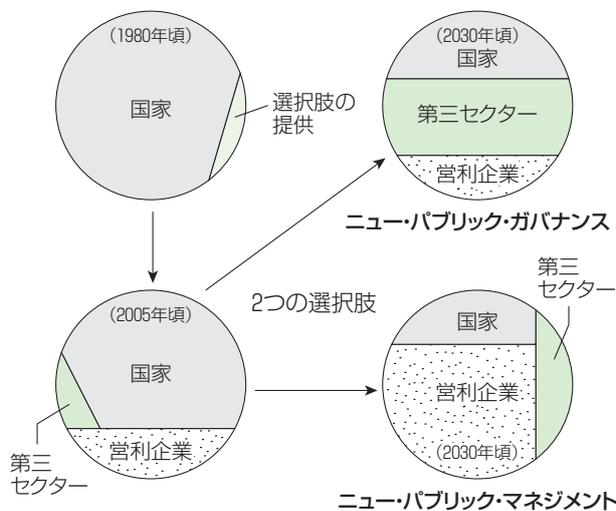
ができます。既存の協同組合は、新興の社会福祉協同組合への支援を議論すべきです。また、公共部門も民間部門も、単独では市民参加の拡大を進めたり、民主主義の刷新を支援したりすることはできないでしょう。国家と社会的経済の第三セクターが協力してはじめて、市民の参加と共同生産の拡大を促進することができるのです。

脱工業化先進社会のほとんどが陥っている「民主主義の赤字」拡大という問題は、国家主導の強化や市場主導化では解決できないでしょう。それがヨーロッパの現実です。公共部門と民間部門は、互いに主導権を握ろうと論争を続けており、第三セクターや社会的経済は、残念ながら蚊帳の外に置かれています。民主的なガバナンスは、能動的な市民と第三セクターによる持続的な社会サービス提供があって、はじめて可能になります。

ここで私たちに可能なのは、いわゆるニュー・パブリック・マネジメントに受動的に黙従し、文句を言いながらも条件を受け入れるか、ニュー・パブリック・ガバナンスを積極的に促進するかの二者択一です。

第3図は、1980～2030年にかけての欧州の福祉国家の発展の図式化を試みたものです。2030年というと、20年ほど先です。1980年以降、欧州では大半の社会的サービスは国家によって提供されていました。これに代わる選択肢はほとんど存在せず、仮にあったとしても、一部の民間の営利団体によるサービスを除けば、その多くは民間の非営利団体によるサービスでした。こうした

第3図 欧州の福祉国家の発展 1980年頃～2030年頃



状況は、5～7年ぐらい前から変化し始め、第三セクターによるサービスの提供が始まりました。しかし、さらに重要な変化は、営利企業が社会的サービスの市場に地歩を築いたことと、国家がこうしたサービスの提供を、営利企業に委託するようになったことでした。この動向はさらに進んでいます。

スウェーデンの報告書を最近読みましたが、それによれば、基本的な社会的サービスを提供している人の5人に1人は公務員ではなく、民間の営利部門や非営利部門の従業員だそうです。私たちは確かに発展しています。しかしその一方で、ニュー・パブリック・ガバナンスよりもニュー・パブリック・マネジメントを推進していこうという、新しいレベルの政府が出現しています。こうした考え方の政府は、協同組合による社会的サービスの提供にはほとんど注意を払っていません。

将来に向けて、2つの選択肢があります。

スウェーデンの非社会主義政党による現連立政権が選択する、ニュー・パブリック・ガバナンスに向けた歩みに従う、というのが第1の選択肢です。しかしスウェーデン政府のこの選択は、欧州全域からのベンチャーキャピタルの参入を含む、大々的な民営化を伴うものです。これらのベンチャーキャピタルは、スウェーデンで最大規模の教育サービス提供者になったり、高齢者への在宅医療サービスの分野や、代替的なサービス提供者としてその他の基本的な社会的サービスの分野で、最大規模の提供者になります。

第2の選択肢は、ニュー・パブリック・

マネジメントを目指す路線に従うというものです。この場合、営利企業がさらに市場を席卷し、社会的経済部門の第三セクターは、周縁的な役割を果たすにとどまりません。しかし、ニュー・パブリック・ガバナンスにおける共同生産のマルチステークホルダーをネットワーク化するというアイデアを推進することもできます。この場合、第三セクターは福祉サービスの提供において、営利企業以上とは言えないまでも、ほぼ同等のシェアを占めることが可能となるでしょう。

本日、講演の機会をいただいたことに対して、改めてお礼申し上げます。



【基調講演2】

現代における社会的経済の意義

内橋克人（2012国際協同組合年全国実行委員会 代表）

今何が問われているのか

昨年3月11日、私たちは歴史的な経験、あるいは歴史的にかつてなかった初めての経験、辛酸を迫られたわけです。それから本日まで1年と1か月です。今なお3千人を超える行方不明者、そのなかには原発事故によって警戒区域とされて、救助のために肉親が直接捜査の手を差し伸べるということも許されない、ご遺体が上がったときには、DNA鑑定を行って親族であるかどうか確認せざるを得ないという、悲惨な歴史的な経験をいたしました。しかもその事故が及ぼした被害は、人間生存の基盤を破壊するような、まさに人間の尊厳を奪う、私たちの歴史上初めての悲惨な経験でした。しかし、政府は再び原発再稼働に向けて大きく歩を踏み出しました。倫理という言葉がありますが、人が生きる上で人間としてあるべき規範を、果たして私たちの政府あるいは私たちを代表するかのごとく見せる人々は、真に私たち日本人の気持ちや代表しているのか、体現しているのか、改めて問わなければならないと思います。

世界もまた、私たち日本に向けて厳しい倫理的な批判の目を向けています。大変に

残念なことは、わずか1年1か月前に、私たちは2万人を超える大きな犠牲とその前で言葉を失ったのです。現在のような日本の社会構造、社会のあり方を大きく転換させなければなりません。例えば被災者が、自らの生きる生存の基盤、住まう命を持続させていくための必要最低限の住空間の保障を公的に行う、これさえも長い時間がかかりました。

17年前の阪神・淡路大震災においては、個人の住まう住宅は個人の資産であるから、それを回復するにあたって政府・公共が支出支援を行うことはできないと、1995年5月、震災からわずか4か月後に当時の首相は明言しました。多くの自然災害、多くの巨大な複合災害に見舞われた歴史を持つ私たちの社会で、長い時間、災害に打たれた犠牲者に対する公的な支援、政府自らが正当な政府機能を発揮するという歴史の実践例さえありませんでした。当時、自助努力でもって、つまり災害にあった者も自らの力で住居という個人的資産は回復してもらおうと明言されました。

これに対して当時、「それでいいのか」と市民は大きく声を上げたわけです。市民たちの考えをまず出し、それをもって議員たちが国会の場において法的枠組みや制度

を作ることは、市民・議員立法と呼ばれました。こうした大きな運動は、既に亡くなった小田実さんを中心に、阪神・淡路大震災の被災者が立ち上がって声を上げて、初めて被災者生活再建支援法という、公的に被災者を救う法律・制度が生まれました。これはごく微々たるものではありませんが、それを基礎に様々な積み重ねを行い、その後の災害による被災者の方々は、その法律の効果を享受することができたわけです。

今日しかし、地震・津波という自然災害に加えて原発事故という人災が複合する巨大災害に打たれて、なお私たちは真の意味で被災者・犠牲者を公的に支援していく、救っていく、人間として生きるに値する生存権を守るのだという動きが、政治の世界から自ら起こることはありませんでした。過去の延長上に、例えば予算の裏づけや予算的な措置が遅れに遅れてようやく出来上がりました。一方で、2011年3月11日の大災害からわずか1年1か月で、社会のあり方を転換しなければならないという人々の真に迫った声が次第に低くなり、日々の生活のなかで愚かにも消えかかっているのではないか。まずはそのことをお話し申し上げたいのです。

なぜこういう話を最初にするかということ、私たちは震災の犠牲者の方々に深く黙考しなければなりません。追悼しなければなりません。同時に、これから後の私たちの社会を、どのように築き直していくかということが、生き残った者に課された大きな課題・責務であります。それに応えなければ

ならないのです。そうしたなかで、本日は大きなテーマとして「社会的経済」という概念が提示されました。例えば社会的住宅のように、様々な言葉の頭に「社会的」という言葉が付けられます。一方で、社会的という言葉に冠に付ければ、何かそこに正義がある、倫理がある、人々の参加があるというあいまいなイメージが作られつつあるのではないのでしょうか。震災からわずか1年1か月で、根本にあった私たちへの問いかけが忘れ去られようとしています。少なくとも当時の切迫した社会的な緊張感を持続できているかということ、私は最初に聞きたい。この思いで満ちあふれているのです。

社会的経済への問題提起

したがって、今日は既にペストフ博士から、社会的経済全体に対する極めて論理的、分析的、建設的な定義のご説明、さらには新たな角度から社会的経済がこれからの私たちの道標になるというお話をいただきました。私は多くの共感を抱くことができました。私のこれからのお話は、そうしたペストフ博士のお話とは色合いがすっかり違ってしまうのではないかと思います。もっと生々しく、むき出しの人間本来の疑い、疑問、あるべき姿、そうした基盤に根差しながら、以下に問題提起をしたいと思っています。

私からの問題提起は、三つあります。まず、社会的経済という言葉の持つあいまい

さをどう乗り越えていくか。社会的経済と聞いて、私たちは何となく分かったような気がします。それは多分、むき出しの資本主義やむき出しの利潤追求とは少し違う領域に新たに芽生えた、新しい経済の息吹ではないか。恐らくそのようにご理解になっているでしょう。そうした把握の裏側に求められているものは一体何なのか、そのあいまいさを乗り越えるためには、社会的経済の提唱者自身が、今日私たちが突きつけられている今日的な課題、先ほど申し上げた原発、貧困、格差、あるいは社会統合さえ失われようとしている危機的な私たちの社会の現状に対して、真正面から向き合う、目指すべき経済ビジョンは何なのか、一体何を目標しているのかを具体的に問わなければならないと思います。

二つ目に、ソ連共産党が崩壊したのは1991年ですが、冷戦構造の崩壊は1989年に既に見られています。この冷戦構造のなかで、資本主義自らがしぶしぶ譲歩してきたもの、内側からではなく外側から迫られて、対抗勢力があったために譲歩したものがあります。例えば、同一価値労働同一賃金、ディーセントワーク（尊厳ある労働）、あるいは同盟罷業（ストライキ）を行う権利など、労働者が持っている基本的な権利です。しかしこれらは、放っておけば内部からうっぶんが爆発するので、それを吸い取る緩衝材として譲歩してきたものです。社会保障も、社会的な危機が高まって国が共産化するのを防ぐため、自らの資本主義体制を守るためにやむを得ず譲歩してきたので

す。すべてを封じ込めてしまえば、ひょっとすると敵の領域に渡ってしまうかもしれない。したがって、人々の不満を和らげる妥協の産物として、持っている権利を割譲した結果として、社会保障の制度や働く者の権利といったものが認められてきたのではないのでしょうか。これは、マイルドな資本主義といえます。

しかし、冷戦構造が終結して資本主義の時代になった途端に何が起こったかという、まさにむき出しのワイルドな資本主義です。新自由主義的あるいは市場原理至上主義的な、例えば、雇用の破壊が目の前で起こり、労働における差別があからさまになってきました。猛々しく、荒々しい資本主義です。では、社会的経済はそうした資本主義を延命させているのか。資本主義は永遠不滅のものであって、それがもたらす矛盾を社会的経済が引き受けて、犠牲者あるいはダメージを引き受けて、逆にワイルドな資本主義を延命させてしまう役割なのか、そうではないのかを問わなければならないと思います。

三つ目に、国内で採算が合わなければ簡単に海外に出ていく日本型多国籍企業（グローバルズ）と、日本人と同じように日本列島に固着するほか生きる道のない地域密着型企业（ローカルズ）があり、その間には天文学的な格差が開いてしまいました。例えば、世界で最も法人税率の安いところを求めてホッピングしていくという企業行動の上に立って、ローカルズはどう生きていくのか。そうではない企業行動というもの

現に実践している事例も数々あります。これは協同組合をはじめとする社会的経済と、どこが違うのでしょうか。この三つの問いかけに対して、ご専門の方々からの確かなご回答をいただくことができるだろうと期待しています。

利益の私物化と損失の社会化

話は変わりますが、昨年11月半ばの Occupy Wall Street (OWS) では、ウォール街近くのズコッティ公園に「We are the 99% (私たちが99%だ)」というワッペンを付けた、たくさんの若者が集まりました。この会合に、皆さま方もご存じの、ノーベル経済学賞受賞者のジョセフ・スティグリッツさんがおいでになりました。マイケル・ムーアもズコッティ公園に姿を現しました。アメリカのコロンビア大学のスティグリッツ教授は、公園では拡声器を使うことは禁じられているため、すぐ後ろにいる人や隣にいる人に口伝えで言葉を伝えていく、賛成の人はトウインクルといって、星のきらめきのように手をキラキラさせ、口から耳へ、口から耳へ伝えていくという方法を取りました。

そのなかでスティグリッツさんは、利益の私物化と損失の社会化でもって、現代資本主義の中核を成すものを批判しています。儲けが出たら大企業あるいはマネーのハンズラーが懐にしまい込み、他方で思わざる損失が出ると一般庶民に押しつけるのが、今の米国の経済体制であるとおっしゃって

いるのです。これは口から耳へ、口から耳へと会場全体に広がっていきました。スティグリッツさんはこのとき、こんなやり方は資本主義とは言えないとおっしゃっています。一方で、これが資本主義だという声もあります。皆さん、どういうふうにお考えになるのでしょうか。損失の社会化と利益の私物化。「ウォール街を占拠せよ」、この言葉のなかに私たちは現代の、例えば強制経済に対抗する現在の主流となる経済体制をどう見るのか、これについて素人のいろはの「い」から問い直すことが求められているのではないかと思います。

協同組合は社会的経済の重要な担い手であるということは、誰もが言う言葉です。本当にそうでしょうか。問わなければなりません。Occupy Wall Streetについては、岩波書店からドキュメントが出ました。そのなかで、私が心を打たれた言葉あります。それは「春に咲く花、その1本1本を抜いて捨てることは誰にでもできます。けれども、やってくる春を止めることはできない」。アメリカ連邦議会予算事務局の職員の方の言葉です。彼はまた、本文において貴重なデータを提供しています。詳しいことは後のシンポジウムに譲るとしても、そのなかで最も重要なのは2007年のデータで、トップの1%に当たる最上層クラスの分け前は下位40%の取り分に相当するという数字です。彼はそのほかにも、ズコッティ公園に怒りを持って集まった人々を突き動かした資本主義の現実の姿として、たくさんのデータを上げています。

変わらぬ貧困の構図

私は今「日本人は何を考えてきたか」というテレビ番組の取材を始めようとしているところです。人物は河上肇と、関東大震災後に「人間復興」という言葉を最初にお使いになった経済学者の福田徳三のお二人です。今、河上肇の『貧乏物語』の最初の1ページから紐解いて、もう一度学び直しています。河上肇は『貧乏物語』のなかで、大正6年(1849年)のデータを基にロンドンやニューヨーク市における貧困を指摘しました。それから現代に至るまで、どれだけの時間が過ぎたでしょうか。大戦を経てなお資本主義は変わっていないと、数字で対応してお示しすることができます。

河上肇は『貧乏物語』のなかで貧困線(原文では貧乏線)の定義について、成人の労働している男子が1日に必要とする、3500キロカロリーの食べ物を取ることができない人が一体どれだけいるか。貧乏線によって、第1級の貧乏人と第2級の貧乏人とを分けています。河上肇は最初に書いています。「イギリスもドイツもフランスもアメリカも、国は著しく富んでいる。著しく富めるも、民は貧し。げに驚くべきは、これら文明国における多数人の貧乏である」。詳しく数字が出ています。貧乏とは何か、貧困とは何か、そこから河上肇はかの有名な『貧乏物語』を書き始めたのです。

当時、イギリスは世界最富国とされていました。しかし河上肇は、1849年にある篤志家がニューヨーク市で行った調査を紹介してい

ます。労働者総数の43.4%が第1級・第2級の「貧乏人」でした。人口でいえば27.84%が貧困ライン以下の生活を強いられているのです。数字を挙げていけばきりがありますが、このなかで早くも今日言うところのワーキングプアを指摘しています。貧困・貧乏に追い詰められた人々を原因別に分類したところ、毎日規則正しく働いていながら、ただその賃金が少ないために最低限必要なカロリーさえ取ることができない人が、51.96%を占めていました。あるいは、働いても働いても家族数が多いために、つまり4人以上の子どもを抱えて貧困を迫られている人々が22.16%です。そのほか、主たる稼ぎ人である世帯主が死亡したため、就業が不規則のため、疾病のため、無職のため、以下そういう方々がずっと入っているのですが、今日言うところの働く貧困層が実に全体の74%を占めている。世界で最も豊かな国と言われたイギリスのニューヨーク市における現実です。

一つのつながりでお話すると、河上肇の『貧乏物語』が書かれる約半世紀前、1844年に、イギリスのランカシャーでロッチデール公正開拓者組合が誕生しました。「食なくば職を」あるいは「職なくば食を」と立ち上がった彼らは、産業革命以降の荒々しくむき出しの初期資本主義のなかで、協同組合のルーツとなったのです。それから何年経ったでしょうか。先ほど、ズコッティ公園におけるOccupy Wall Streetで示された貧困は、ロッチデール公正開拓者組合が歩き始めた時代の貧困と変わっているでし

ようか。その間に福祉国家、福祉社会ができました。しかし、その福祉社会なるものは、例えば1980年代に財政赤字を理由にことごとくつぶれていきました。サッチャリズムは、その先頭に立ちました。ナショナルヘルスサービスをどのように解体していたか。その後を継いだブレア政権は、どこから手を付けなければならなかったのか。もちろんサッチャー革命に対する評価は、^{きよほうへん}毀誉褒貶であります。最も人間にとって大切であるはずの生存権がどのように揺さぶられてきたのか、お調べになればお分かりになります。

外側のエンジン

この途中に現れた蜃気楼のごとき福祉国家は、何が生み出したのか。米ソ冷戦構造は、1981年のソ連共産党崩壊をもって終焉を迎えました。その後にはほぼ日を同じくして、どのような考えが主流となっていたかといえば、市場に任せさえすればうまくいくという市場原理至上主義であり、そしてネオリベと称される新自由主義的な思考方法が世界を覆う時代へと向かっていきました。そのなかで、私たちの国における労働の解体は、どんどん進みました。つまり、社会的経済あるいは福祉国家というのは、その時代の秩序形成者のやむを得ざる妥協の産物なのです。

秩序形成者以外の不満、貧困マジョリティー（貧困多数派）の憂さ晴らしに代るある種の勢力が、今、不気味な態度を見せて

います。私は「うっぶん晴らし政治」という言葉である傾向を総括しています。それにこういう時代、脅威があるから譲歩をする、旧共産圏という敵の存在、共産化の脅威に対する資本主義的防波堤として、しぶしぶ割譲された諸権利あるいは譲歩の系譜が、例えば勤労者の団結権、同盟罷業の権利、同一価値労働同一賃金の原則、ディーセントワーク、あるいは妥協の産物としての各種の社会保障制度がありました。「ゆりかごから墓場まで」、しかしそれはサッチャーの登場によって根こそぎになりました。今、どこに生きていますか。

2番目に、しぶしぶやむを得ざる譲歩として人々に与えたものとして、最後の消費というものを担保できる様々な制度が、冷戦構造の下で生み出されています。これがビルトインスタビライザー（社会的安定化装置）と呼ばれるものです。例えば国家による需要創造、セーフティネット、その他、市場経済が一種の保険としてしぶしぶ分け与えたものではないのでしょうか。3番目に、かつての経済同友会が主張していたような、修正資本主義の思想の受容です。この三つは外から来る脅威に対する譲歩としてなされてきました。これらはいずれも今日言うところの、資本の運動性あるいは投資効果、つまり資本主義的合理性と対極にあるものです。私は「外側のエンジン」という言葉を使っています。

外側のエンジンとは何でしょうか。ジェット旅客機で翼の前後の席に座っていて、ふと窓の外を見るとエンジンが両翼に付い

ています。何も知らない乗客は、飛行機をもっと速く飛ばし、燃料をもっと節約するためには、あの重そうな何か知れないものを早く切り捨てるというかもしれません。しかし、飛行機はエンジンを切り離せば失速して墜落します。それを知らない者からすれば、あれは重そうだと、合理性に欠ける、効率が悪い、早く切り離せとなります。

ある経済学者は高度成長時代の日本経済を指して、「乗客を一人ずつ海に放り出す。放り出せば放り出すほど、その船は速く走れる」と言いました。亡くなった横浜国立大学の岸本重陳先生は、絶えずおっしゃっていました。最も大切なものを捨てることによって速く走る、効率的に運行・航行ができるという考え方そのものを問わないで、私たちが日頃主張しているような真の人間の生存権や、あるいはここで言う社会的経済すらも、本当の意味で持続可能なのか。そのことを問わなければならないでしょう。

冷戦構造崩壊後、例えば経団連による労働の3分割がありました。もう繰り返すまでもありませんが、長期蓄積能力活用、高度専門能力活用、雇用柔軟型というものです。そして、非正規雇用がどんどん増えてきました。日本の企業一元支配社会のなかでは、社会保障の体系は企業と一体です。社会保障もまた企業から離れば排除されます。様々な社会保障、あるいは労働にすべて適用されなければならない保障の制度は、無用の長物になりました。先ほど言った「あのエンジンは重そうだから捨てる」

と同じことです。速く船が航行するためには、一人でも多くの乗客を海に捨てることだと。そうすると軽くなって、船が速く走れるのではないかという成長のあり方を、グローバルズは追求しているのです。そういうなかで、しぶしぶ割譲された、いつでも召し上げられる危険にさらされている様々な制度があります。福祉はその一つではないでしょうか。

社会的経済に問われている課題

したがって、繰り返しになりますが、以下の点をもう一度明確にしておきたいと思っています。社会的経済という場合に、課題があります。何よりも今、同時代の社会が直面する最大の矛盾に真正面から向き合う、対峙するということがなければ、いかに社会的経済を定義づけても力になりません。対抗主張を生み出すということであれば、それにふさわしい、例えば原発であるとか、暴走するマネー、グローバル化の負の効果、格差・貧困、さらにはTPPといったものに対して真正面から向き合い、社会的経済という立場からどういう答えを出すか。それが問われている課題だと思います。

二つ目に、総括になりますが、マイルドな資本主義から変質してしまった、ワイルドなむき出しの資本主義のなかで、社会的経済は一体どう位置付けられるのか。それを明らかにしなければなりません。私も『ラテンアメリカは警告する』という本の中でその問題に触れていますが、かつてチ

りのピノチェ政権が、軍事独裁の下で、自由主義的・新自由主義的な政策を行いました。ある大学の教授は、当時、堂々と活字に書いていました。「既得権を排除して、自由なる市場を形成・構築していくためには、軍事独裁もやむを得ないのだ」とはっきりと書いていました。私はそれを宇澤弘文先生との対談のなかで明らかにしています。軍事独裁と市中経済・市場開放が両立するかのごとき研究者の言葉がまかり通った時代、いかにも危うげな日本です。

これらをやらなければ、社会的経済は資本主義の単なる補正に過ぎないのではないのでしょうか。補正することによって延命するでしょう。ズコッティ公園でスティグリッツさんが「損失は社会化する」と言いました。社会化された損失の受け皿が社会的経済ではないかと言われたら、皆さん方はどう説明なさいますか。政府がなすべきことをなさずに民にやらせる、「官から民へ」と言っていました。その民のなかに、市民は入っていません。民とは、民間巨大資本のことです。こうした社会構造は、官僚、巨大資本、経済、正当な政府機能さえ放棄する政府を容認するということになります。

私は今、大流行中の「絆」のなかに、危うさを感じずにいられません。介護の社会化と言ってきましたが、今や介護の市場化、介護の企業化です。親の介護の末に遂には親子心中に至る、そうするとそれは親子の絆だと言われます。子どもがワーキングプアで40～50歳になっても、親が子どもの面倒を見なければなりません。するとそれも

親子の絆だと言います。現在の経済体制が生み出した矛盾をすべて絆と言います。絆というのは、広辞苑を引けば分かりますが、家畜を牧舎につなぎとめるくびきのことです。あるいは足にはめて外に逃げないようにするものです。ですからモームの『人間の絆』の原題は『Of Human Bondage』です。Bondageとは、ボンド、接着剤のことです。これは、淫乱な女性からやっとなげ出して、清純な女性と出会って成長するという物語なのです。その意味で、『人間の絆』はまさに的確な訳です。絆というものをマイナスにとらえ、本来そこから人間が自由になるべきものだというとらえ方をしたのが『人間の絆』という作品です。

以上、いろいろな問題を指摘しました。もっとお話ししなければならないことはあるでしょう。申し上げたいことは、目指すべきビジョンです。私は対抗経済とは、自給圏の形成だと言ってきました。それは、誰でもやれる人がやったらいいのです。Foods（食料）、Energy（エネルギー）、Care（医療・介護）を一定の地域内で一定の地域内で自給する、FEC自給圏を私たちが築いてこそ、今お話ししたような緩衝材としての、あるいはダメージの受け皿、スティグリッツさんが言う損失の社会化の受け皿としての、協同組合であったり、人間経済という名の受け皿であったりしていいのかと私は問わなければならないと思います。

社会主義の弊害と資本主義の幻想

最後に、私が最も尊敬する経済学者の宇澤弘文先生の社会的共通資本の概念をご紹介します。具体的な形態は、第一に自然環境、第二に社会的インフラストラクチャー（道路や橋）、そして第三に制度資本、この三つを挙げていらっしゃいます。これについては皆さまの方がお詳しいと思います。社会的共通資本という言葉は、既に社会に確立した概念だと思います。私をご紹介したいのは、次のことです。かつて宇澤先生が例のローマ法王が『レールム・ノヴァールム』という回勅を新たにすると、それにご下問を受けられて、それが次の回勅になったというお話をして締めくくりたいと思います。

1891年、前の前の世紀ですが、レオ13世によって出された回勅は、資本主義の弊害と社会主義の幻想というものでした。当時は社会主義がすべてを解決するかのごとく信じ込んでいた人たちが、たくさんいました。それに対して、それは幻想だと言ったのです。一方で、現在主流となっている資本主義の弊害ということを行いました。それから100年たった1991年、新しい『レールム・ノヴァールム』を作らなければならないので、どういう回勅にすべきかという質問に、宇澤先生が答えられたのです。それが有名な、社会主義の弊害と資本主義の幻想なのです。社会主義についてはもう言うまでもありません。1991年のソ連共産党の崩壊によって、皆さんはもう社会主義を議

論の外に出しているでしょう。それでいいのかどうかは、私は分かりません。もう一つの資本主義の幻想についてお話ししなければなりません。資本主義の幻想が、今まさに第1回、第2回、次々と現実のものになろうとしています。「資本主義は幻想だ」。この言葉をどういうふうにお受け止めになりますか。ある協同組合の方がお書きになった、優れたご本がありました。そのなかで私が一つ気になったのは、「協同組合あるいは社会的経済は、資本主義という大きな海に浮かぶ島の一つではないか」という問いかけです。これに答えなければならぬのではないのでしょうか。

私たちは大きな問題を突きつけられています。巨大複合災害から1年1か月、あれほど燃え盛った社会転換への意欲が、早くも尻すぼみになりつつあるのではないのでしょうか。どのように、何を目指して社会転換をなすべきなのか、厳しく問わなければならないのではないのでしょうか。損失の社会化の受け皿としての新しい経済といえば、もう私たちは問うことがなくなってしまうのではないのでしょうか。

ベストフ博士が、先ほど素晴らしいお話をされました。そのなかでご指摘されたように、1950年代以降、バークレー協同組合をはじめ多くの協同組合が失われ、協同的経済行為が破綻に瀕しました。これは私の極めて浅薄な解釈ではありますが、冷戦構造の雪解け・崩壊、新自由主義が猖獗（しょうけつ）を極める時代と符合しております。サッチャリズムも、レーガノミックス

も、中曽根ミックスもそうです。つまり、しぶしぶ割譲しなくても、明け渡さなくてもよいという時代に入ってしまったのではないのでしょうか。そうした極めて冷徹な現代資本主義への認識のなかで、本日のテーマである社会的経済とは、どのような位置付けになるのか。例えば取って代わる主流になるのか、そうではなく補正剤なのか、何なのでしょう。私の率直な疑問、問題提起です。日本の協同組合が、明快に社会的経済の一翼を担う共生セクターの主導役といえるのかという問いかけを、また行わなければならないところではないかと思えます。

ある意味で不快で嫌な問題提起、問いか

けですが、私自身は率直に、心の底から今申し上げたようなことを皆さま方にも聞きたいし、ペストフ博士にも質問させていただきたいと思います。単なる補正剤なのか、そうではなく根本的に変えることのできる力を持った新しい経済なのか。これを私のお尋ねしたい最大の質問として締めくくりとさせていただきたいと思います。今日、皆さま方は既にお答えは準備なさっていらっしゃいますでしょうか。その答えが、これからの皆さま方の協同組合の新しい道標になると信じています。ありがとうございました。

(うちはし かつと)



【パネルディスカッション】

コーディネーター：今村 肇

パネリスト：ビクター・A・ペストフ（基調講演者）

内橋克人（基調講演者）

栗本 昭（生協総合研究所 理事）

蔦谷栄一（農林中金総合研究所 特別理事）

今村 栗本さんと蔦谷さんの報告に入る前に、一つだけ、先ほど内橋さんが最後に出された、協同組合、社会的経済というのは、市場経済に取って代わるものなのか、あるいはただ補正するだけなのかという課題です。これはレイドロー以来、協同組合は資本主義なのかそうではないのかという議論をずっと重ねてきた非常に重要な問題で、決着も付いていないことですが、これを今回ここで触れますと、非常に時間がかかります。

最初に私が宿題という形で申し上げましたが、今回は、我々自身が個別に今後どのように取り組んでいくのかということに集中していきたいと思います。したがって、すべてに答えるわけにはいきませんが、個別の報告のなかで、我々自身の課題として受け止めて答えていきたいということで、今回は対応させていただきたいと思います。いずれ機会があれば、この大きな問題をしっかりと議論させていただきたいと思います。では、栗本さんから、どうぞよろしく願いいたします。

生協の社会的経済的役割

栗本 本日のシンポジウムでは、最初にお二方のご報告を聞いた後、それぞれ生協と農協について、その現代的役割あるいは社会的経済的役割について、導入的な話をと言われています。私は生協を専門にしているので、生協の社会的役割、それから経済的役割について簡単に触れたいと思います。

まず、生協の社会的役割をマクロでとらえると、日本の生協は2,500万人の組織された消費者の運動で、社会的ディメンションあるいは社会運動としての側面が非常に強い組織です。これは欧米の生協に比べても、日本の生協の顕著な特徴です。具体的には、消費者運動としてのアドボカシーを進めてきました。例えば戦後直後から、不良有害商品の追放運動や管理価格、カルテル打破のための様々な活動に取り組んできましたし、最近では食品衛生法の改正、あるいは消費者基本法の制定にも大きな運動の力を発揮してきました。

さらに環境問題についても、環境家計簿や酸性雨チェックを10万人で行いました。

また、マイバッグ運動は、まさに生協でないと思われなかったものではないかと思えます。消費者の教育があつてはじめて、マイバッグをそれぞれの消費者が持つてくることにより、環境への負荷や資源の消費を抑えることが可能になるということで、後に容器包装リサイクル法として制度化されました。さらに最近では田んぼの生き物調べ等、様々な環境問題でのアドボカシー、あるいは世論喚起に努めております。

さらに平和や国際協力にこれだけ積極的に取り組んでいる協同組合は世界にありません。反核平和運動やユニセフの募金運動も、日本の生協の顕著な特徴です。最近では暮らしの助け合いの会という、組合員の相互扶助の活動から、福祉サービスの提供に活動を拡大しています。こうした活動を通じて、生協のなかで消費者が訓練されて、生協の理事を辞めてからも、様々な市民組織のリーダーになっていくといった点では、いわゆるソーシャルキャピタルの醸成に寄与すると考えられますし、あるいは生協は労働組合と並んで民主主義の学校であると昔からよく言われています。

一方、経済的に見ると、日本の生協は小さな存在です。小売市場の占有率は2.8%、食品だけをとっても5%と、農協に比べてもはるかに小さな存在です。ヨーロッパの生協に比べても小さな存在です。しかし、そういう小さな勢力であっても、食品安全におけるリーダーシップを取ってきたのではないかと思います。例えば、消費者運動と結びついたオルタナティブな商品開発、

すなわちコープ商品、エコ商品、バリアフリー商品、あるいはフェアトレードといった活動することにより、周りの小売業者にも影響を与えてきましたし、また、制度改革にも貢献してきたと考えられます。したがって、生協の事業はあくまで組合員のニーズを満たすための共益活動ですが、それがプラスの外部経済効果をもたらしたのではないかと評価することができます。

さらに、地域経済の振興です。産直、地産地消、地場産業との提携という形で、先ほど内橋さんがおっしゃったFEC自給圏の形成についても生協は活動を展開しています。さらに共済による助け合いを行っています。生協は信用事業を許されておられません。多重債務者支援の活動をしています。これは岩手県にある消費者信用生協が一つのモデルになっています。現在各地で生活困窮者、すなわち生協の共同購入の代金を払えない組合員も増えてきています。格差社会のなかで、生活保護とまではいかなくとも、そこに転落する可能性のある方がたくさん増えています。そういうなかで、相談事業と組み合わせた貸付金事業により、消費者を守っていく活動も進めています。以上で私の最初の話が終わらせていただきます。

今村 どうもありがとうございます。次は農業協同組合の立場からのご報告ということで、蔦谷さん、お願いいたします。

地域社会に果たす農協の役割

蔦谷 農協についてはかなりご承知の方も多かろうと思いますので、できるだけ簡潔にお話ししたいと思います。農協は基本的に総合事業と言われていています。指導事業、経済事業、信用事業、共済事業、厚生事業など、まさに組合員のニーズに対応すべきものがほとんど網羅されているというのが実情です。これを通じて基本的に農協の役割として期待されているのが農業であり、食料の安定供給、それから地域の再生ではないかと思います。簡単に言えば、農業、食料、地域に全面的に責任を持って、振興させていく。あるいは安定的に供給をしていく。そのために農協のいろいろな事業機能を使って提供していくという形が、農協の役割と機能の関係だろうと思います。

ここで考えたい構図として、農業のベースにはコミュニティが存在しています。そのような共同体があってはじめて農業が成り立っています。当たり前の事実ですが、さらにこのベースに農地があり、自然がある。我々は農業についていろいろ議論するわけですが、このベースにある地域のコミュニティ、さらには自然や農地などの部分も含めて、農業をしっかりとらえていく必要があるのではないかと思います。逆に言えば、そういう構図のなかで、農業協同組合がどのようにかかわっていくのが問われているのではないかと思います。農業の世界で言えば、まさに自給率がカロリーベースで39%、あるいは農業では経営

がなかなか成り立たないという現状があるわけです。コミュニティの領域で言えば、高齢化が進み、限界集落化が進んでいる地域もあります。さらに農地が減少する、あるいは自然循環が非常に希薄になってきている。このような問題を抱えるなかで、改めて農協の役割も求められています。

先にペストフ教授や内橋先生からもお話があったとおりですが、基本的には市場化・自由化・国際化で、私的領域が極めて肥大化してきました。一方で、共の世界、第三セクター、サードセクターは、従来はいわゆる家族や地域社会ということで、この三つがそれなりのバランスを取っていたと思います。私的領域が大変大きくなる、あるいは新自由主義になって、公的側面がどんどん弱くなってくるなかで、地域や家族などのインフォーマルセクターが、影響力を失ってきた。一方で台頭してきたのがボランティアセクターではないかと思いません。協同組合を含めた地域社会、地域社会経済、そういったものが出てきているのではないかと思います。

ここで申し上げたいのは、市場化・自由化・国際化が、リーマンショックという形で、ある意味では暴発してしまった。まさに内橋先生からお話があったように、私と公と共をどのように位置付け、特に第三セクターとしてどのようにかかわっていくのか、具体的にどのように実現していくのかということが、やはり問われているのではないかと思います。そういった流れのなかで、リーマンショック後に出てきたのが

TPPです。改めて説明するまでもありませんが、産業資本主義から金融資本主義に移行するなかで、矛盾が暴発するという形でリーマンショックを起こした。新自由主義的な考え方が崩壊したと思いきや、改めてより馬力をかけて貿易の自由化を促進しようという動きが一方で出ています。

これからの課題は、やはりTPP、貿易自由化の問題や、震災、分権社会、地域経済などの問題を、共の世界、第三セクターとしてどのように対応していくのかが問われていると思います。いろいろな状況のなかで、協同組合に対する期待は大変高まっています。今日は、我々が何をしていくのか、何を具体的に目指していくのかを問うシンポジウムが展開されています。具体的なことは、また後でお話ししたいと思います。

社会的経済と公的部門の関係

今村 ありがとうございます。これから限られた時間ですが、パネルディスカッションを始めさせていただきます。

先ほど内橋さんから、社会的経済のあいまいさというご指摘がありました。その解決策は、ここに300の方が集まっているということこそが、まさにその第一歩ではないかと思えます。つまり、組織やセクターを超えた方がここに集まっていらっしゃるということです。こうやって境界を超えているいろいろな人が集まることが第一歩で、社会的経済という考え方の下に集まることが非常に重要なことではないかと思えます。

皆さんに、一緒にこの問題を担っていただくということで、心強く思っております。

議論の進め方として、これから3ラウンド、パネリストの方に発言いただこうと考えております。ペストフさんのトライアングルでいくと、国家、市場、地域社会の順番に、社会的経済がどうかかわっていくかを具体的に考えていこうという段取りです。1番目は、国家との関係をどう考えていくか、どう作っていくか。2番目は、市場との関係です。これは市場だけではなくて、先ほど内橋さんから指摘されたように、企業あるいは営利企業といった組織とのかかわりという問題も含まれるかと思えます。3番目は、地域社会、コミュニティとの関係です。

そして、私たちは何を決断すべきかということですが、我々もまさに選択肢に直面しているわけで、市場を中心とした営利企業が、様々なサービスを提供する国家がいいのか、あるいは第三セクターを中心とした民主的なガバナンス、その他様々な特徴を持つ協同組合を中心としたものが担っていくのかという選択に迫られているのではないかと思います。

こういった筋書きで、これから皆さんにご意見をいただきたいと思えます。それでは、社会的経済と国家との関係について、ペストフ先生からご発言をいただければと思います。

ペストフ まず国家と社会的経済との関係について、多数の実証研究に基づいて極め

て簡単に申し上げますと、社会的経済の発展は国家の支援なくしてあり得ません。とは言え、民主主義の制度を考慮し、その重要性を認識することも必要だと考えます。

ここで、ちょっとした実例を紹介させていただきます。ほとんどのヨーロッパ諸国では比例代表制に基づく選挙制度を採用し、得票数が最大の政党が最大議席数を得るのですが、単独政党が絶対多数に達しないことも多く、何らかの妥協に基づいての連立政権を築かなければならないこともあります。これに対して、アングロアメリカンの選挙制度では、国家を小選挙区に分け、候補者は独自に資金を調達して選挙活動を行います。これが大型腐敗体制の原因となります。その具体的事例は、深刻な対立および分裂によって妥協の可能性が一切ない現在の米国議会に見ることができます。

したがって、我々は民主主義の制度を考慮しなければなりません。すでに申し上げたとおり、社会的経済の発展は国家の支援なくしてあり得ませんが、そもそもどのような種類の国家について述べているのかということを考える必要があります。つまり、この国家とは大企業やロビー団体の管理下にあるような国家なのか、あるいは労働組合や協同組合が対抗勢力としての役割を果たしている国家なのかという点です。

北欧諸国では、労働組合や協同組合とつながりの強い社会民主主義政党が長年にわたって与党を務めてきました。ただ、事態は単純ではなく、もう少し細かい点まで見る必要があると思います。社会的経済が資

本主義に取って代わるものか、それともそれを補完するものかという質問に回答することができるとは考えられません。それは黒か白かの決着をつけるような問題ではなく、我々が今、社会的経済と国家の関係について話し合い、その関係に注目しているような漸次的な変化であり、例として示されるものです。協同組合が政治問題に無関係でいることはできません。労働組合と同様に、協同組合も政治に背を向けることはできないのです。

ポール・ハーストは『Associative Democracy (アソシエーション民主主義)』という非常に興味深い本を書いています。私の主張をまとめると、将来のビジョンなくして、変革、特に政治的変革は望めないということになります。ビジョンがないことこそが多くのヨーロッパ諸国の社会民主主義政党を混乱させている要因なのです。社会民主主義政党は福祉国家を建設しましたが、福祉国家を建設した当事者なのだから、その運営も任せろということだけで、こうした福祉国家をどのように展開して次の段階に進めていくかということに関するビジョンが全くありません。

私は、協同組合と社会的経済が一段と積極的な役割を果たす未来社会を示そうとしました。残念なことに、私のこうした見方に批判的な人たちは、未来に関する代替ビジョンを示していません。すなわち、資本主義との最終対決が必要だが、その相手は神のみぞ知ると言うだけで、何が資本主義に代わるのかを示していないのです。

私が申し上げたいのは、漸次的に変化を増幅させる戦略が必要であるということ、国家の政治的側面が非常に重要であるということ、特に選挙制度が非常に重要であるということです。

今村 どうもありがとうございます。それでは、順番を変えまして、栗本さん、それから蔦谷さんにコメントをいただいて、それを受けて最後に内橋さんからコメントをいただくという形にさせていただければと思います。

栗本 先ほど内橋さんからも出された、協同組合あるいは社会的経済というのは一体何者なのか、資本主義なのか、社会主義なのかといった議論は数十年間なされてきました。結局これに答えはないのですが、アレクサンダー・レイドローが1980年前後に「協同組合と貧困」という論文を書いています。そこで、協同組合の社会経済における位置付けについて四つのパターンを示しています。一つは協同組合コモンウェルスあるいは協同組合共和国という、協同組合が社会経済全般を覆うという考え方です。しかし、これは小規模なコミュニティあるいはコミューナル・ソサエティでなければあり得ません。

二番目は、協同組合＝社会主義であるという考え方です。この考え方は、実際には破綻しました。協同組合を国営企業と全く同じに扱って、協同組合の国家化が進んでしまった。その結果、協同組合は国家にと

っても重荷になり、また、そこにいる住民からは単なる国家機関であると見なされてしまい破綻しました。

三番目の見方は、協同組合は修正資本主義であるという考え方です。これは今でも北アメリカで非常に強い考え方です。協同組合と株式会社は、わずかな違いしかない。現実に協同組合と株式会社の間のようなハイブリッドが存在して、株式会社に限りなく近づいている協同組合が、特にアメリカには多いわけです。

四番目の考え方としてレイドローが示したのは、協同組合セクターという考え方です。それは、社会経済における公的部門と営利企業部門と並ぶ経済部門として、協同組合セクターが存在すべきであるという考え方で、これは特にヨーロッパの社会民主主義的な考え方ですが、彼もその考え方に賛同を示しています。

協同組合というのはあくまで部分である。公的社会保障も必要だし、また民間営利企業が資本調達して財やサービスを生産することも大事である。しかしながら、協同組合はその両者ができないことをするといった点では、協同組合は資本主義に対する補完物であると言えますが、しかし、単なる補完にとどまるのではなく、協同組合は資本主義に対するオルタナティブも示し得る、違う生産様式、生活様式を示し得るのだということを言い、彼は協同組合セクター論を擁護しました。これがさらに拡大したのが社会的経済論、社会的経済セクターという考え方で、これはヨーロッパ中心で協同

組合が主な構成部分ですが、そのほかにミューチュアルや非営利組織が含まれます。社会的経済セクターあるいは協同組合セクターは、いずれも資本主義に取って代わるものではありません。しかし、資本主義の緩やかな改革・改善を目指しているのだと思います。

公的部門との関係ですが、ごく簡単に言うと、歴史的に生協は、公的部門とはほとんど関係が持てませんでした。その背景としては、中小企業保護政策があり、反生協運動が1986年まで連綿と続いてきたからです。生協は大規模小売店舗法による同じような規制を受け、公的部門との関係を作れなかったのです。しかしながら、現在では、特に地方自治体との関係で、様々な関係づくりが進んできました。また、90年代以降に消費者立法が続々と成立しておりますが、このほとんどに生協がかかわっています。そういった点では、生産者本位の社会から消費者市民が中心となった社会へという転換に、生協も様々な形がかかわってきているということです。さらに、医療保険事業、あるいは介護保険の事業に生協もかかわっており、これはまさに公益的な役割を果たしているということで、員外利用が認められています。配当はできないという点で、非常に非営利組織に近い位置付けになっています。

今村 ありがとうございます。それでは薦谷さん、お願いいたします。

薦谷 最初に内橋先生からの問題提起に若干答えておきたいと思います。今、資本主義が大変矛盾を抱えていて、限界に来ているという点は、恐らくほとんどの方が同じ気持ちを持っているのではないかなと思います。新自由主義を延長して、このままで資本主義が成長・発展を遂げると思っている人はいないでしょう。暮らしにくさが増す増大するだけではないかと思います。

問題は、資本主義に代わる次のビジョンが見えていないことが、我々の大変大きな悩みで、日々格闘しながら新しいビジョンを獲得していこうという状況にあるのではないかなと思います。長期的には定常型社会というか、循環型社会が一つの目標であると言えるのではないかと思います。長期的な目標に向けて、今できることを積み重ねていくことが、一つの社会的経済の役割ではないか感じております。したがって、定常型社会というのは当然、グローバリズム的な考え方ではなく、地域循環を重視していくというイメージになってくるのではないかと思います。

農協に引きつけてお話しさせていただきますが、やはり日本の農協と国とのかかわり合い方というのは、そもそも1947年に農協法ができたときに、米の供出機関であり、集荷機関であるという行政の代行機関として位置付けられたことが、大変大きな意味を持っていました。その後、自由化がどんどん進められてきましたが、十分には脱皮できずにきているのが現状ではないかと思えます。既に1995年に食糧管理法は抜本改

正されて、新しい食糧法ができましたが、依然として残念ながら外部に依存する、あるいは政府に依存する部分がないわけではない。ただ、新しい動きも出てきていることをご紹介しておきたいと思います。

今、集落営農をはじめとして、地域営農センターという形で、行政と農協あるいはいろいろな団体が一緒になって、地域営農全体をお互いに議論しながら方向付けをしていく取組みが各地で現実化してきています。行政と農協のワンフロア化が進んできていると言えるのではないかと思います。さらに、福祉介護という意味では、限界集落化あるいは暮らしにくさ、買い物難民も含めていろいろ出てきています。そういった部分に対しては、農協が介護や福祉事業のいろいろなサービスを提供することによって、暮らしにくさを克服している。この背景には、地域をどうしていくのかということ、行政との一体化が進んでいるのが実情ではないかと思います。

ここでは国家が基本的に議論の対象になっていますが、新自由主義に基づいて、国の役割がどんどん小さくなってきたという実情があると思います。そういったなかで、農協の場合には、国との関係以上に、地方自治体と一緒に、暮らしの目線、あるいは地域営農の目線で一体化の動きが出てきています。そういったものをより広めていくことが、今の大きな課題になっているのではないかと思います。

今村 ありがとうございます。内橋さん、

いろいろと厳しい前向きなご指摘をいただきまして、すべてにきちんと答えるわけにはいきませんが、レスポンスが少しありました。国家と社会的経済の関係についてご発言いただければと思います。

内橋 今、栗本さんと葛谷さんのお話を伺って、協同組合あるいは社会的経済が、いかに大きな役割を担おうとしているか、果たそうとしているか、大変よく分かりました。その上でさらに問題提起をしたいと思っています。

例えば、現在、規制改革委員会で全農解体論、つまり協同組合解体が、規制改革の名の下に、まさに非常に緊迫した空気として提示されました。つまり、協同組合は自由なる市場を阻害する要因であり、ビジネスチャンスの奪い合いという状況になってくるわけです。日本国内の現在の経済のあり方、国内市場は、真の意味でどんどん狭小化していて、広がってはいません。同じ、あるいは右肩下がりの状況です。そうになると、グローバルズ、日本型多国籍企業は海外に出ていきます。そして国内では市場の奪い合いをします。そうなってくると、協同組合が様々な行政機関の助成を受けながら、その市場、いわばお狩場に、不等に有利な競争条件を持って、ビジネスチャンス、利益チャンスを削り取ってくるのではないかということから、巨大な協同組合解体論が出ています。先ほどお話がありましたように、農協であれば四つの機能を全部独立させるという、かつての国鉄民営化論

に通じるような解体論が出てくるわけです。

確かに協同組合は、現在の社会のなかで様々な矛盾が生み出す犠牲や人々の苦しみを、お互いに助け合い、支え合い、それによって救済していくということが出発点です。しかし、それは運動性です。一方で、事業性、事業においても成り立つという面では、ビジョン追求とは言いませんが、その他の市場を構成している私的企業と競合するわけです。蔦谷さんのご指摘にありましたように、市場化・自由化・国際化が肥大化していくなかで、協同組合を取り巻く経済環境や政治環境がどのように変わってきたのか。これを冷徹に、明解に時代状況に刻々と合わせながら、対抗できる主張、考え方を提示していかなければなりません。

協同組合を敵視する思想、市場原理至上主義、フリードマンの言う公衆衛生も不要である、市場競争は常に公正であるという考え方に、本当にどのように対応していくのか。市場化・自由化・国際化の肥大には、それを貫いている原理があるわけです。それはまさに競争セクターの原理です。競争する市場は、常に公正であるという思想とともに台頭してきている。協同組合はそうではない、公正な競争する市場で戦う相手の一つではなくて、何らかのメリットを受けている、非市場的セクターだという攻撃です。これは競争セクターから激しく提示されています。

それに本当の意味で対抗できるのは、社会はそれだけで成り立っているのではなく、共生セクターというのがあるのではな

いかということです。競争セクターに対して共生セクターです。これは原理が違います。競争セクターというのは、絶えず分断して対立させます。実際に、都市の住民に「あなた方が食べている米は高い。カリフォルニア米を輸入すれば7分の1で米を手に入れることができるではないか」というのは分断です。生産者と消費者を分断して、そして互いに競争させる。その隙間に利益追求のチャンスがあります。市場を絶えず形成していく。これは共生ではなくて競争セクターなのです。

共生セクターは、明らかにそうした意味の競争を否定します。そうではなくて、参加や共同は、もちろん共生です。生きる、働く、暮らすという人間のトータルなあり方、そのなかで生きていくための基盤として共生セクターは必要なのだ、競争セクターだけでは人々は幸せになることはできないのだという、共生セクターをきちんと基盤に据えた協同組合論が、最も必要ではないかと思います。先ほど申し上げたFEC自給圏という、具体的な経済のビジョンを描き、それを追求していく。それが協同組合に求められる緊急かつ重大なテーマではないかと思います。

社会的経済と市場

今村 ありがとうございます。モデレーターを非常にうまく誘導していただいています。次は企業の話です。市場と社会的経済の関係を議論させていただきたいと思い

ます。この問題に関してペストフさんは、北欧においての協同組合が、市場とどのように共存したり、対抗してきたりしてきたかを随分と研究してこられて、特に社会的サービスにおけるサービスの質を、市場セクターと社会的経済セクターと比較されたりしています。その辺からいろいろご発言があるかと思いますが、まず、ペストフさんから社会的経済と市場との関係についてご発言いただき、以下、順番にお願いしたいと思います。

ペストフ 国家との関係に関しては、社会的経済の発展が国家の支援なくしてあり得ないと申し上げました。市場との関係については、社会的経済が競争、特に多国籍企業との競争のなかで発展することは難しいといえます。このため、プレゼンテーションで触れましたとおり、政府が市場の自由化を明確に支持し、ニュー・パブリック・マネジメント的なアプローチをとっているスウェーデンでは、小規模な社会的企業や市民が集まってできた小さなグループが協同組合を立ち上げ、コ・プロダクション（共同生産）を通じ、自助サービスを提供することが非常に難しくなっています。その原因は、国家がこうした活動の全容を本当に理解していないことにあります。国家は多国籍企業ではない組織をなかなか理解しません。主要な社会的サービス提供部門ではこの20年間に、大型の多国籍ベンチャーキャピタリストが参入しています。この動きは過去10年間に最も加速し進んでいます。

こうした多国籍ベンチャーキャピタリストは教育の分野にも参入しており、すでに申し上げたとおり、この部門の5大民間企業のうち4社までをベンチャーキャピタリストが占めています。デンマーク、ノルウェー、フィンランドではいずれも、こうした活動からの利益を配当として出資者に配分することやCEOのボーナスに振り向けることに制限を設けていますが、こうした北欧諸国とは異なり、スウェーデンにはこうした制限が何もありません。スウェーデン政府はこうした状況を問題視せず、場合によっては議会の調査が必要であるとか、場合によってはこれを調査する必要があるなどと言うものの、「場合によっては」という言葉によって、実現までには何年もかかることを匂わせており、その間に大量の資金がスウェーデンの納税者や公共部門から流出しています。

地域の市民グループで構成される小規模な社会的企業が児童保育や教育、医療や高齢者介護ならびに障害者ケアといったサービスの共同提供を行う意欲を示しても、競争することは非常に難しいのです。というのも、ここでは競争入札という形態がとられており、入札価格を決めて応札しなければなりません。つまり、価格以外に契約獲得を決定する要素がありません。例えば、24時間365日、介護福祉サービスを提供している労働者協同組合のような協同組合が契約を獲得すべき場合でも、競争入札で負けてしまいます。こうした協同組合は、1日のサービス提供時間が15時間または18時

間で、週末のサービス提供もないような企業と競争しています。契約獲得企業を決定した人物は、価格だけに注目し、価格だけが決定要因になったと言います。もっとも、企業は過度に低い競争入札で契約を獲得した後、そのような低価格ではサービスを提供できないことが明らかになることも多く、その場合は契約を調整し直すことができるようになっていきます。つまり、公正とはいえない難しい競争で契約を獲得し、その後、実際の価格をつり上げることが認められているのです。

これは些細な事例に過ぎません。協同組合を利用した問題解決は特に国家の支援なくしては非常に難しいにもかかわらず、現状では、レーガノミックスやサッチャリズムの足跡に追随し、スウェーデンの福祉を全面的に民営化しようとしている新自由主義政権は、協同組合による問題解決を支援も理解もしていません。

今村 ありがとうございます。今のスウェーデンの状況などを聞いて、貧困の問題などにもかかわると思いますが、内橋さん、栗本さん、蔦谷さんの順番でお願いしたいと思います。

内橋 大事なことがあります。市場との関係、国家をとらえる場合に小さな政府と言います。小さな政府とは、財政において小さな政府で、権力においては大きな政府なのです。毀誉褒貶もちろん相半ばしますが、サッチャー政権下のイギリスで何が行われ

たかといえば、財政において小さな政府を志向したというのはもちろんそうです。けれども、権力において大きな政府だったのです。例えば、地域主権がよく言われますが、地方自治体のそれぞれの徴税権や税の自主決定権をすべて召し上げてしまい、国家が決める。財政支出を伴わない分野における権力の肥大化が、小さな政府と裏腹になっている。ここを私たちは見誤ってはなりません。

しかも、小さな政府は大きな民と結びつきます。私は、グローバルズとずっと言ってまいりましたが、これが多国籍型企业です。ATTAC副代表のスーザン・ジョージさんによると、そうした巨大企業は世界に約6万社あります。このわずか6万社がマネー世界を支配しているわけです。これをスーザン・ジョージは超国家企業と呼んでいます。それらの超国家企業は、今お話しした財政において小さな政府、権力において大きな政府とコインの裏表です。そこと結びつくということなのです。

WTOは世界の貿易自由化、障壁を取り除くと盛んに言います。TPPもまたそうです。けれども世界の取引のなかの3分の1は、今申し上げた6万社に過ぎない超国家企業同士の取引です。次の3分の1は、超国家企業の一つの企業の内部の本店と支店、あるいはアメリカ本社と中国本社との取引です。残る3分の1がかろうじて水平的な取引、すなわち私たちが昔から言っている貿易あるいは取引なのです。WTOが掲げる公正なる取引は、わずか3分の1に過ぎま

せん。残りのすべてが超国家企業のなかで行われ、それは容易に財政において小さな政府、権力において大きな政府とグローバルなシェアのなかで利害を同じくします。

その実態が、先ほどからお話にあるような、市場化・自由化・国際化が肥大化し、国民経済を大きく左右する要素になっていくということです。これが21世紀資本主義の現実だと思います。こうしたなかで社会的経済、協同組合セクターは、市場に一体どう向き合うかを決然と決めなければならない、討議すべき段階にきています。極めてラジカルなお話ばかりで恐縮ですが、そういう危機感を持っております。

今村 ありがとうございます。ペストフさんと内橋さんから、多国籍企業あるいはグローバルズが、社会的経済に対して非常に大変な脅威になっているというご指摘をいただきました。では実際に協同組合の現場で、市場との関係をどう受け止めておられるのかということを中心に、お二人にお話をお願いしたいと思います。栗本さんから。

栗本 グローバル化の最大の効果は、競争が激化することです。例えば、ヨーロッパを取ってみると、生協が多くの国で失敗しています。これはグローバル競争のなかでなかなか競争に対抗できなかったということではないかと思えます。日本の生協も、ずっとその競争にさらされてきたと言えます。競争を避けて通ることはできません。とりわけ90年代以降、大規模小売店舗法が

改正されて、大幅に規制緩和されたなかで、特に店舗業態が非常に大きな困難に直面しています。生協らしさや差異がなかなか見いだせないということもありますし、また、幾つかの戦略の混乱もあったのではないかと思います。逆に日本の生協の特徴である宅配、共同購入や個配は非常に成功しており、ビジネスモデルとしても革新してきました。もちろん、競争のなかで鍛えられてきたと言えるのではないかと思います。

面白いのは、小売業というのは大資本がすべて勝つというわけではないのです。ウォルマートも、フランスのカルフールも、いろいろなところに進出しては失敗して撤退しています。農業もそうだと思いますが、小売業はやはり地元の人々のニーズに根差した産業であるということで、大きければ必ず勝つわけではありません。90年代以降、大手の多国籍企業が続々と日本に進出していますが、日本で成功した多国籍小売業はトイザラスくらいでしょうか。逆に日本のセブンイレブンがアメリカの本家を買ってしまうという状況です。そういった意味では、競争というのは当たり前の現実で、それを避けることはできません。

先ほど全農解体論という競争政策の問題が出てきましたが、競争政策もますますグローバル化しつつあります。税制は国家権力そのものですから差異は残ると思いますが、競争政策の擦り合わせはどんどん進んでおり、会社法が世界でかなり同じような形になっていく、あるいは会計基準がこの数年大きな問題になっておりますが、私た

ちはこういった問題に対してどう取り組んだらいいのか。グローバル化の流れに反対して、昔のローカルな経済に戻ることはできませんので、こういった議論に対して、協同組合の強みは何なのかを明らかにしなければなりません。また、協同組合が活動することによって、人々の福祉のレベルを上げ、また、競争を活性化させる効果もあると思います。

独占に対する反発から、農協も生協も生まれました。反独占、反カルテルです。競争の反対語は独占です。私たちはそういうなかで、協同組合の競争促進的な側面を重視しながら、同時に同じような規制を当局がかけてくることについては注意しなければなりません。投資家主導企業である株式会社と、利用者主導、すなわち消費者や農業者、労働者が主導する企業である協同組合は、全く成り立ちが違うわけです。投資家に対する情報提供を容易にするために、国際会計基準の統一化が進められていますが、これに対しては、協同組合は違う組織原理を持つことをはっきり言っていくべきだと思います。

いかに市場競争において生き残っていくかということだけだと、先ほどペストフさんが言ったように、協同組合の特質が失われてしまいます。ペストフさんは、スウェーデンの特に生協については非常に批判的に見えています。特に1992年以降、スウェーデンの生協は、アイデンティティを失ったという、非常に厳しい評価をしておりますが、私たち日本では、そういったネガティ

ブな経験にも学びながら、日本の生協の社会運動としての側面と、経済企業としての側面を、どうバランスさせていくかが大きな課題になっていくと思います。

今村 ありがとうございます。それでは、葛谷さん、お願いいたします。

葛谷 先ほどもお話ししたとおりですが、やはり自由貿易のいろいろな弊害が、食料自給率がカロリーベースで39%という数値にまさに象徴されていると言わざるを得ません。一方で、輸出すればいいではないかという話もありますが、現実問題として国際競争力が非常に乏しい。品質が良くてもなかなか大量に輸出できる状況になっていないということだろうと思います。そういった意味では、先ほど栗本さんからもお話がありましたように、結局、国内を中心に市場を通じて販売する部分と、最近の大きい力学の変化としては、やはり地産地消、地域で循環させていく、あるいは都市と農村の交流というか、都会の消費者と直接つながって販売していく。その象徴として直売所が大変増加してきています。そういったなかで、いわゆる農家だけではなくて、都会の人あるいは地域住民とのコミュニケーション、コミュニティが徐々に形成されてきている状況ではないかと思っています。

方向性としては、内橋先生がおっしゃるとおりで、FEC自給圏には大賛成で、市場なしに農業は成り立たないということはそのとおりだとは思いますが、やはり自給を

できるだけ強めていく。これが逆に言えば、TPPに対する最大の対抗力です。言ってみれば内部を循環させていく、自分たちで自立していくというのは、大きいもう一つの方向性ではないかと、私は考えております。従来は、地域の循環や自給という、どうも限定的にとらえがちでしたが、人・物・金、いろいろな地域資源を使いながら、これを地域で循環させていく。あるいは世代も含めてバトンタッチしていくことが、今、求められているのではないかと思います。

農協に引きつけて言えば、私の概念であると同時に吉田喜一郎さんが1980年代に主張しておられる概念ですが、やはり日本の農業は、地域社会農業であるべきだと。地域農業というのは、当然ですが、地域社会と一体となった農業です。その地域のコミュニティをコアにしなが、暮らしを豊かにしていく。あるいはそこに住む商工業者とも連携を取りながら、中小地場産業と一緒にできるだけ地域のなかで経済の循環を作っていくことが一つの方向性ではないかと思います。現実問題として非常に厳しいところはあるのですが、ただ、一つの方向性としてこれだけグローバル化したなかで、やはりこれからの大きな方向付けとしては、足元、地域でできるだけ自給していく、外部に対する依存度を低下させていくことを大きい方向性としてしっかりとらえて、そのなかで協同組合あるいは社会的経済との連携が必要になってくるのではないかと考えます。

社会的経済と共同体

—我々は何をなすべきか—

今村 ありがとうございます。最後に、冒頭に申し上げましたように、宿題ということも絡めて、コミュニティとのかかわり、あるいは個人としてこれからどのようにかかわっていくかという、皆さんのホームワークのサジェスションになるようなことを、簡単にお一人ずついただくということではないでしょうか。

内橋 先ほど葛谷さんがおっしゃったように、地域循環型社会というのはとても大事だと思います。私は90年代半ば、『共生の大地』という連載を岩波新書に入れたわけですが、そのなかで紹介しておりますゼロエミッション、廃棄物ゼロ社会を提案なさったのは、当時、国連大学副学長をなさっていたグンター・パウリという若い方でした。

そのパウリさんの論理は、Aという産業の廃棄物をBという産業の材料にする。Bという産業が生み出す廃棄物は、Cという産業の原料にする。A、B、Cと永遠に循環させていけばゼロエミッションになる、産業廃棄物ゼロになるというものです。ビールの例で言えば、隣に池を作って、ビール製造過程で生まれてきた高タンパクの副産物を養殖漁業の餌にする。魚もまたふんを出すでしょう。それは新しい海藻（藻）によって吸収して、それをまた何かの原料にする。その他、たくさん例があります。Aという産業の廃棄物は、Bという産業の原

料にするという一つの思想です。これは地域内で循環させることによって、大問題の産業廃棄物をゼロにしてしまうゼロエミッションは、パウリさんの提唱なのです。

その後17年になりますが、状況を見ておきますと、これを現実のものにしたケース、あるいはしようとしているケースがあります。可能としている主体は、協同組合です。協同組合同士の提携、協同組合間提携とよく言いますが、協同の協同です。企業間の提携でこれに成功したケースは、残念ながら私は知りません。世界においてこうしたゼロエミッション型の地域循環社会を成功させていくための組織は何か、原理は何かというと、それが今言った協同組合的なアプローチなのです。いわゆる市場経済、競争一辺倒、race to the bottomと言いますが、競争することによってどん底へ落ちていく。最終的にはwinner takes it all, 一人勝ちの世界になる。そうではない、そういう競争ではない一つの経済のあり方を求めるところが、協同組合を中心に具体的な成果を上げていると申し上げておきたいと思えます。

今村 ありがとうございます。では、お次はいかがでしょうか。

ペストフ 社会的経済と地域社会の関係についても、地域社会およびその構成員の支援なくして社会的経済は発展できない状況であることが分かっています。ここでも、話は先ほどのプレゼンテーションで申し上

げた協同組合の発展に関する動的モデルに戻り、メンバーシップを有意なものにすることがいかに重要かということになります。これは、国際協同組合同盟（ICA）が1995年にマンチェスターで100周年記念の会議を開催した際に提出されたメインの報告書のタイトルにもなっています。この基本理念がどれほど重要かは、強調してもしすぎることはないでしょう。しかし、今日の協同組合運動では、構成員について話すことやメンバーシップを重視することがほとんどなくなっているようです。

特にスウェーデンの生協では、構成員になることの意義が失われているように見えます。生協の構成員になることはとるに足らないことになってしまったのです。それはアメリカンエクスプレスやイケアファミリーなどの会員になることと同じで、営業手法に過ぎず、購入履歴を記録してボーナスポイントを獲得する手段にはなるものの、マーケティング以外には何物にも関係しません。今日、スウェーデンの生協活動において、いわゆる構成員の3分の2には民主的な権利がありません。全体の40%かそれ未満の構成員が若干の民主的権利を有しているに過ぎず、それもこれまで合併の対象にならなかった非常に小さな組織での権利に過ぎません。

こうした協同組合は、構成員になることの意義を取り戻す必要があります。その方法として、構成員のニーズに対応する必要があります。すでに申し上げたとおり、今日のニーズはミルクや花などではありません。

ニーズがあるのは社会的サービスの分野なのです。スウェーデンの生協は保有店舗を売却し、市民生活の拠り所となるサービスの立ち上げを後押しすることに再投資すべきです。スウェーデンでは、これこそが構成員になることの意義、そして協同組合の意義を取り戻すための方法なのです。

今村 栗本さんお願いします。

栗本 今、ペストフ先生がおっしゃったように、協同組合への組合員の参加がどんどん後退して、協同組合と組合員との関係が希薄になってきていることが、レイドロー報告以来ずっと議論されてきました。それに対して私たちは、1995年にICAのアイデンティティ声明を作り、協同組合の定義、価値、原則を最大公約数としてまとめました。そのなかで組合員の参加が文字どおり最大の要素として取り上げられました。私が観察しているところでは、ヨーロッパの協同組合、とりわけ生協の組合員参加はどんどん衰退してきたのですが、最近、逆の傾向が見られます。ペストフ先生が言うように、組合員をないがしろにしてきたヨーロッパの生協も、改めて組合員の参加を考えるということです。

昨年、ユーロコープという生協の連合体から、組合員参加に関するレポートが出されました。これまで私は、組合員参加というのは日本の生協のお家芸であると言ってきたのですが、今ではむしろヨーロッパの生協の方が進んでいる面もあります。例え

ば、イギリスにおける電子投票、電話による投票、あるいはソーシャルネットワークを使った組合員間のコミュニケーションといった点では、ヨーロッパの生協も変わりつつあります。また、変われないと生き残れないということです。単なる市場競争だけでは、生協は単なるスーパーマーケットになってしまうので、それでは生き残れない。イギリスの生協が最近見事に復活したと言われているのは、やはり倫理的な消費、あるいは責任ある消費ということに焦点を当てて、大きな転換をしてきたということがあると思います。

最後に、社会的経済は、日本においてどうなのかということです。残念ながら協同組合法は十幾つありますし、非営利組織間でも横のつながりが全くありません。協同組合と非営利組織の関係も非常に希薄です。これはすべて業界が官庁によって仕切られているということで、その典型が原子力ムラでした。しかし、そういうなかでも、今回の大震災を契機に、非営利組織と協同組合で初めてネットワーク組織が作られました。また、国際協同組合年にあたって、協同組合組織がすべて一堂に会して、協同組合憲章という、政府に対する要求事項をまとめたものを作りました。これは本当にささやかな一歩です。確かに協同組合の組織風土や組織文化は全く違いますし、制度も全く違うのですが、しかし、そういうことばかり言っていられません。やはり私たちが横で手を結ばないと、協同組合セクターあるいは社会的経済だと誰も認めてくれな

いわけです。まず、私たち自身が変わらなければいけないというのが、私が最後に発したいメッセージです。

政府の文章のなかに、初めて社会的経済に対する一つの位置付けがなされました。それは「新しい公共」推進会議において、「市民セクター」という言葉が初めて現れたのです。これまでの日本の政府の政策文書で、社会的経済なり市民セクターという言葉が現れたことは全くありません。それはこれだけ様々な部門で財政危機、経済危機、あるいは雇用危機のなかで、今までの官主導のやり方では成り立たないし、民間企業はどんどん人を減らしているのに、民間企業にも頼れないといった点で、やはり協同組合や非営利組織に対する、一つの期待の表れだと考えております。単に政策の失敗の尻ぬぐいをさせられるということではなくて、こういうなかで社会的経済セクターあるいは市民セクターを作っていく。私たちはそのスタート地点に立っているのではないかとということで、今回、このようなシンポジウムを企画していただいたことに対して、農林中金総研さんに心からの敬意を表したいと思えます。

今村 ありがとうございます。そのスポンサーの農林中金総研さんのお立場を含めまして、お願いいたします。

薦谷 ありがとうございます。私は最後に二つ申し上げたいと思えます。

一つは先ほど出た協同組合間協同と合わ

せて、やはり協同組合内協同ということを強調しておきたいと思えます。合併を繰り返して、農協が大変大きくなって、組合員との距離も拡大してきたということですが、やはり組合員の意向が反映できる、あるいは自由な活動が展開できるようにする。生産部会や集落営農など、いろいろな組織があります。青年部・婦人部活動など、一つのテーマのいろいろな形の集まりを、協同組合のなかにたくさん作っていくことが、極めて基本的なことではないかと思えます。これまでどうしても農協主導型で、その事業に参画しろということ came と思うのですが、もうそういう時代ではなくて、組合員が主役であって、組合員が展開していく活動を組合が支え、必要な商品等々のサービスを事業として提供していくというイメージではないかと思えます。したがって、協同組合内協同を展開すれば、ここは必ず社会的経済と接触が出てくる、あるいは重なる部分が出てくるということだろうと思えます。

二つ目は、一番肝心なことは、すべての人が当事者意識を持つことです。そのためには今、何が問題なのか。先ほどから内橋先生をはじめとして、大変重要な厳しいご指摘もあったわけですが、まずはどのような現状に置かれていて、どのような方向に向かっているのかという、それぞれの置かれた現場で、やはり危機意識を持ちながら、それを克服していくために自分には何ができるのか。一人ではできない。したがって、何人か集まって、そこに協同組合活動とい

うか、相互扶助の原点が存在しているのではないかと思います。

繰り返しになりますが、要するに組合員をもっと前面に出した活動展開が求められるのではないかというのが、私が最終的に申し上げたいことです。

今村 どうもありがとうございました。改めて、こういう素晴らしい機会を作ってい

ただきました農林中金総研さんに、心から感謝申し上げたいと思います。それから、もちろん2人の素晴らしい報告者、それから4人の素晴らしいパネリスト、それからここにいらっしゃる300人の素晴らしい聴衆の皆さまと、この機会を共有できたこと心から喜びまして、感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。



社会的経済・協同組合とリレーショナル・スキル

—境界を超える人材と組織のつながりを求めて—

今村 肇 〈東洋大学経済学部総合政策学科 教授〉

〔要 旨〕

- 1 2012年4月17日に農林中金総合研究所主催で行われた国際協同組合年記念シンポジウム「共生する社会を目指して～重要性を増す『社会的経済』の役割と協同組合への期待～」は、今後日本の経済・社会における、協同組合・非営利組織・社会的企業など多様な組織からなる社会的経済という認識を内側から確認する重要な機会として企図された。
- 2 社会的経済とは、人間、市民、個人を中心にした経済のことであり、経済に社会という視点を埋め込み、経済が抱える問題を規制・解決していこうというものである。
- 3 ヨーロッパのような隣接した地理であっても、国ごとに組織やネットワークの成り立ちが異なっているために各国の「社会的経済」像にも大きな違いがあり、それを超えて共通の社会的経済のアイデンティティを得るため、Social Economy Europe やEMESなどでは社会的経済や社会的企業の定義化が行われている。本論では代表的な定義を吟味しつつ、「個人と社会の目的の資本への優位性」であるとか、「資本所有に基づかない意思決定の力」などをあげるその民主的・参加的ガバナンス構造に着目し、日本において果たして同様のガバナンス構造が成立しているのか、とりわけ組織の境界を超えて社会的経済セクターとして共有することが可能なかどうかを、ノーベル経済学賞受賞者ミュルダールの「経済成長よりも重要なことがある」という言葉を引用しつつ検討をした。
- 4 しかしながら、「男性稼ぎ手」中心で、企業特殊的人的資本の比重の高い日本の雇用システムにおいては、企業に忠誠をつくし長期的に企業の成長に貢献することがすなわち自らの福祉も高めることになるという「雇用レジーム」であったために、労働者は個人生活やコミュニティ、市民社会といった企業外とのコミュニケーションよりは、企業組織のなかでのコミュニケーションの優先順位が高くなることはやむを得ないことであった。
- 5 ヨーロッパにおける市民参加の福祉ガバナンスに近づくためには、なによりも組織を超えてコミュニケーションができるような、これまでの企業や行政の縦割り内にとどまるのではなく、組織の境界を超えて結束を高めるリレーショナル・スキルがますます重要であり、それが福祉サービス供給のガバナンス構造のなかに、政府と営利企業やサードセクターとのコ・プロダクションを形成するために重要である。

目次

はじめに

—「社会的経済」という選択肢を考える ために—

1 経済成長を支えた日本の社会規律, 自己規律 と労働者の質

(1) ミュルダールの予言

2 日本における「福祉」と「雇用」を両立する 生活保障システムの現実

(1) 雇用レジームから福祉レジームへの転換 の可能性

(2) ものづくりスキルの企業特殊性と組織を 超えたコミュニケーションへの制約

3 公共サービスの担い手として期待される 社会的経済・サードセクター

(1) 社会的経済とは何か

(2) ヨーロッパにおける市民参加の 福祉ガバナンスへの模索と日本の 「新しい公共」

4 民間と政府のコ・プロダクションとそれを 支えるリレーショナル・スキル

(1) 地域の基盤づくりと多様な組織の つながり

(2) スウェーデンの社会的企業による子育て サービス供給組織のコ・プロダクション

(3) リレーショナル・スキル (Relational skills)

5 社会的経済・協同組合がこれからの日本の 中心的位置を占めるために

はじめに

—「社会的経済」という 選択肢を考えるために—

協同組合はヨーロッパにおいては、「社会的経済 (Social Economy)」として一般に認知されたセクターにおける重要な存在であり、EUの政策のなかにも社会的連帯や社会的包摂、さらには地域開発といった文脈とともにしばしば社会的経済が登場する。しかし一方で、日本における同様の政策的文脈のなかで、協同組合や非営利組織の社会的経済としての認知度は残念ながら低いと言わざるを得ない。そもそもヨーロッパの定義に従えば社会的経済に含まれている組織や人々でさえ、社会的経済というアイデンティティを共有しているとは言い難いの

が残念ではあるが現状である。

そのようななか、2012年4月17日に農林中金総合研究所主催で行われた、2012年国際協同組合年記念シンポジウム「共生する社会を目指して～重要性を増す『社会的経済』の役割と協同組合への期待～」は、今後日本の経済・社会において、ヨーロッパでは標準となっている社会的経済という認識を、日本の協同組合・非営利組織・社会的企業など多様な組織からなる社会的経済の内側から確認すべき機会として企図されたものである。

そもそも社会的経済とは何か、まず本論の冒頭で簡潔に表現するならば、人間、市民、個人を中心にした経済のことであり、経済に社会という視点を埋め込み、経済が抱える問題を規制・解決していこうというものである。また別の表現をすれば、ネオ・

リベラリズムのような市場価値を優先する経済至上主義に対する代替的な選択肢として、社会的価値や市民社会の視点から経済活動と共存しつつもそれを制御しようとするのが社会的経済である。日本において社会的経済は、サードセクターあるいは非営利組織・協同組合、社会的企業などと、そもそも境界が未分化なままでありその点でもセクターとしての社会的経済という認識を持つには至っていないのが現状である。

一方、ヨーロッパにおける社会的経済の定義については、Social Economy Europe (CEP-CMAF: la Conférence Européenne Permanente des Coopératives, Mutualités, Associations et Fondations) が2002年6月20日の宣言によって行った社会的経済組織の定義や、社会的経済企業 (Social Economy Enterprise) ともいうべきEMES (L'émergence des entreprises sociales) のヨーロッパにおける社会的企業の定義などがあり、それらのいずれもが「個人と社会の目的の資本への優位性」であるとか、「資本所有に基づかない意思決定の力」などをあげ、また民主的・参加的ガバナンス構造を条件としている。これについては別途詳述するとして、ここで重要なことは、ヨーロッパのような隣接した地理であっても、国ごとに組織やネットワークの成り立ちが異なっているために各国の「社会的経済」像にも大きな違いがあるということである。それはまた、筆者自身がヨーロッパの社会的経済に関する研究者・実務家や団体の組織である CIRIEC (Centre International de Recherches

et d'Information sur l'Economie Publique, Sociale et Coopérative) や、上記のEMESなどのなかに身を置いてきて実感として感じるところでもある。

しかし、このような歴史上・制度上の異質性がヨーロッパの社会的経済というアイデンティティにマイナスになるどころかむしろプラスとして働いていることを強調しておきたい。Social Economy EuropeやEMESのような共通の定義のもとで国ごとの異質な制度や組織が「対話」を繰り返すことによって、国や組織形態を超えた連帯が成立しているのである。例えば前出のEMESの代表的存在であるJaques Defourneyは繰り返しEMESの定義によって社会的企業という膨大な銀河のなかで自らをはっきりと識別できるようになると言っている。ひるがえって日本において「社会的経済」に相当する組織を見たときに、ヨーロッパのような組織の境界を超えての「対話」が成り立っているのか、あるいは成り立つためにはどのような努力が必要なのかというのが本稿ならびに上記「共生する社会を目指して」のシンポジウムにおける重要な関心である。

もう一つ重要な関心は、1998年特定非営利活動促進法施行によるいわゆるNPO法人の設立増と、1995年ごろから急速に高まった営利企業における成果主義賃金の導入とがちょうど時を同じくして起こったことが、日本における社会的経済の存在価値を浮上させることになったのではないかということである。もう少し具体的に説明すると、

株主によって所有され市場競争に晒されている営利企業がバブル崩壊後の経済停滞とグローバルな経済競争の進展のなかで労働の費用対効果をあげるために導入した「成果主義賃金制度」は結果的に設計の意図通りの労働インセンティブの上昇をもたらさないどころか、企業への忠誠心や帰属意識の低下をもたらした。その一方で、1995年1月の阪神・淡路大震災の後に活性化した市民活動を受けて法制化されたNPO法人などにおいては、組織の社会的使命達成に向けての高い労働インセンティブをもたらすことになった。まさに経済至上主義の代替的選択肢としての社会的経済の存在を浮き上がらせる契機となった1995年という年は日本の市場経済における営利企業と、社会的経済における非営利組織・協同組合にとっての分岐点となった年と言えるだろう。

以下においては、さらに歴史を高度経済成長期にまでさかのぼり、このような市場経済の組織と社会的経済の組織が交錯するに至るまでの、日本の経済成長における選択の過程を振り返りつつ、ヨーロッパに源流を持つ社会的経済という共通認識が今後日本において育っていくための方向性を、とりわけスウェーデンにおける社会的経済の源流を探りながら検討を行いたい。

1 経済成長を支えた日本の社会規律、自己規律と労働者の質

(1) ミュルダールの予言

スウェーデンの経済学者グンナー・ミュ

ルダール教授は、その数年後にノーベル経済学賞を受賞することになる1970年、大阪万博を機に来日した際NHKの番組のインタビューで、当時高度経済成長のピークにあった日本を目のあたりにして、その経済成長至上主義に警告を発していた。残念ながら当時経済成長を謳歌していた日本が彼の提案した選択肢を十分検討した形跡は見られない。しかし、皮肉なことにそれから40年以上の空白を経てようやく、彼の箴言の意味をわれわれは身にしみて理解し、遅まきながら彼の提案した選択肢を検討するに至っている。それはどのような提言だったのか、以下に、当時NHKを通じて放送された土屋清氏との対談で語った、ミュルダール教授が日本に提案した選択肢を引用する。(文中、当時の経済成長の指標として国民総生産を使っている)

「古い日本のよい部分が残っていますね。(中略)そして高度成長の中にも、日本の伝統が見られると私は思います。日本の社会的規律が、この偉業を成し遂げた原因だと思います。」

「たとえば大学制度は、世界的に改革の必要があると思いますが、日本のように全くアメリカのまねをする必要があったかどうかです。伝統文化を、性急に変えすぎたような気がします。」

「日本の経済成長は、先ほど述べた日本人の自己規律とか、創意とか、また、技術者や労働者の質を実証しています。確かに素晴らしい。しかし、果たしてこれがいつまで続くか。また、最終的にそれで満足できるかどうかですね。というのは、世の中には国民総生産の増大よりも重要なものがあるからです。」

(NHK編 (1960), 『グンナー・ミュルダール博士講演集』, 日本放送出版協会より)

これらの言葉からうかがえる彼の提案は、日本人の持つ素晴らしい社会的規律や自己規律、そこからもたらされる高い労働の質を、単に経済成長のためだけに用いることにはいずれ限界が来るから、経済成長よりも重大なものに力を注ぐべきだということになる。

さらにミュルダール教授は、当時国民総生産ではスウェーデンより25%高かったアメリカ経済から、スラム対策費、月旅行の費用、超音速機の開発費、膨大な軍事費などを除けばむしろスウェーデンが世界第一位の金持ちとなると言い、以下のように指摘している。

「わたしたちは4～6%の成長率で十分です。富は分配され、老人や子どもは保護され、結構管理が進み、それによって乳幼児の死亡率は低いのです。日本も、一定の水準に達すれば、高度成長よりも重要なものがあることがわかるでしょう。事実すでに、それに気づきつつあるように私は思います。」

「経済学者の立場からいえば当然、もっと多くの住宅が必要です。住宅政策は高い経済成長をもたらしません——。さらに、保健衛生の面でも、教育の面でも、社会保障を完全なものにするという面でも、しなければならぬことがたくさんあります。目先の成長率は落ちるでしょうが、長い目で見れば日本の将来の発展になるのです。(中略)日本が経済成長で世界を追い抜いたように、国民の福祉の面でもやる気になれば、世界を追い抜くことが出来るでしょう。」

(NHK編(1960), 前出, より)

果たしてその後日本は福祉の面で確かにやる気は示したものの、ミュルダールの予言通り世界を追い抜くことができたのだら

うか。

2 日本における「福祉」と「雇用」を両立する生活保障システムの現実

(1) 雇用レジームから福祉レジームへの転換の可能性

日本の雇用システムにおいては、ミュルダールによって評価された高い社会規律と自己規律の上に、終身雇用と企業内教育訓練の相互強化の関係によって人的資本は高められ、企業の生産性の向上と成長に貢献した。しかし、日本における生活保障の基本は「雇用」のウェイトが依然として高いために、システムが標準的に想定している「男性働き手」中心の家族以外のさまざまな事情を抱えた人たち、例えば妻も働いて子育てをしているカップルや家族の介護に従事する人たち、あるいは慢性的な病気の治療が継続的に必要な人たちなどにとっては、それが原因となってこれまでの雇用の場から去らねばならぬことが、同時に企業によってこれまで提供されてきた「福祉」から切り離されることを意味する。すなわち、企業側で若干の努力をすれば雇用が維持できる人であるにもかかわらず、事情を抱えた人たちに対する雇用維持制度の未整備によって福祉とセットになった機会を剥奪されることは、本人にとっても一国の経済にとっても経験を蓄積した人的資源のロスとなるはずなのであるが、戦後日本の経済成長を支えた効率性重視の人的資本蓄積

装置としての企業組織は、夫と妻の家事労働時間の偏りや地域コミュニティーの停滞をもたらした働き方の仕組みをいまだに変えられないでいる。このように福祉の大きな部分を企業に頼る日本の仕組みを、宮本太郎は、「雇用レジーム」から「福祉レジーム」への円滑な転換ができないと指摘して以下のように述べている。

「日本は、戦後一貫して社会保障には大きな支出をしてこなかった（中略）、にもかかわらず平等で安定した国という見方が強く、ある種の『社会主義国』という言い方までされた。これは、日本の政治が実現してきた、社会保障ではなく雇用の主眼をおいた生活保障、たとえば『日本的経営』や『土建国家』などのメカニズムがあったからである。」（宮本太郎（2008））

また、生活保障そのものの仕組みについては、「生活保障とは何か。それは、雇用と社会保障を結びつける言葉である。人々の生活が成り立つためには、一人ひとりが働き続けることができ、また、何らかのやむを得ぬ事情で働けなくなったときに、所得が保障され、あるいは再び働くことができるような支援を受けられることが必要である。生活保障とは、雇用と社会保障がうまくかみあって、そのような条件が実現することである。」（宮本太郎（2009））と述べている。

このことはまさに「男性稼ぎ手」中心の雇用システムと補完的な企業福祉システムによって支えられた福祉であり、ミュルダールたちが戦後スウェーデンの社会民主党

政権において実現してきた、国家や社会が担う福祉とは全く違った方向で成立していたものだったのである。しかし、それだけではなく、なぜ宮本の言うような「雇用レジーム」が成立したかの背景には、高度成長を支えた日本の「ものづくり」の持つ生産技術・生産組織の特徴が影を落としているのである。

(2) ものづくりスキルの企業特殊性と組織を超えたコミュニケーションへの制約

日本の「ものづくり」製造業が得意としたのは、自動車や機械産業など従業員同士が情報を暗黙に共有して製造プロセスにおける擦り合わせを行う、「擦り合わせ型・インテグラル型」のデザイン特性を持つ製品の製造であり、それに対してコンピュータ産業や電機産業など従業員同士の擦り合わせや暗黙の情報共有がそれほど必要でない「オープン型・モジュール型」のデザイン特性を持つものには、日本のものづくりは競争力を持っていなかったのである。

一方、それを労働者個人が身につけるスキルの視点から見れば、前者のインテグラル型のデザイン特性を持つ製品の製造には、つねに情報の暗黙の共有やたえまない擦り合わせの過程を経て形成された、その企業においてしか役に立たない、長年働く従業員とのチームワークや人間関係、取引相手との関係などといったスキルである「企業特殊的人的資本」が多く用いられ、一方後者のモジュール型のデザイン特性を持

つ製品の製造においては、そのような特定の財や組織・人間関係に左右されずどのような組織でも共通に発揮できる、企業会計や企業税制などの知識、マニュアル化された道具や機械の操作といったスキルである「一般的人的資本」が形成されると考えられる。

このような男性稼ぎ手中心で、企業特殊的人的資本の比重の高い日本の雇用システムにおいては、ミュルダールの言う「高度成長よりも重要なものがあることに気がつく」ことに結びつかなかったことは明らかだろう。すなわち企業に忠誠をつくり帰属意識を高めて長期的に企業の成長に貢献することがすなわち自らの福祉も高めることになるという仕組みだったからである。

日本における生活保障が、企業内福祉という形で雇用機会と密接に関連しているなかでは、雇用機会を失うことが企業によって提供されていた福祉を同時に失うことを意味する状況となり、労働者にとって個人生活やコミュニティー、市民社会とのワークライフバランス的な視点からの企業外とのコミュニケーションよりは、企業組織のなかでのコミュニケーションの優先順位が高くなることはやむを得ないことである。そして、それが先ほどの企業特殊的な人的資本形成に特化した人材育成装置との相互補強的な関係をさらに強化することになるため、戦後の経済復興から高度成長期を通じて形成された企業内人材育成システムと企業福祉の相互補完関係を崩すのは容易なことではなかったと言えよう。

そしてそのことが企業に雇用される日本の男性たちの組織の壁を越えたコミュニケーション能力の形成や、コミュニティーへの関与、さらには家族とのつながりにダメージを与えていることはこれまでも多くが指摘しているところであるが、さらに重要なことは日本の男性労働者たちが合理的な選択として企業内のコミュニケーションにとどまっていたということである。さらにそれは、日本の労働組合活動が企業別労働組合を中心としたものであり、それがまた企業内のコミュニケーションに多くの労働者をとどめることになったのであるが、これについての詳細はまた別の機会に論じることしよう。

どの程度日本の労働者、特に男性が企業内のコミュニケーションに閉じ込められてきたのか、それを直接に示す研究結果は残念ながら筆者の知る限り存在しないが、例えば杉澤秀博・秋山弘子（2001）では、職域での社会参加に限定されている日本の高齢者の傾向が示されていて、職業からの引退から地域などへの社会参加を促すためには、在職中から地域などに社会参加の場を確保しておくことが、職業から引退した後に地域において社会参加を推進することに貢献していることが示されている。

3 公共サービスの担い手として期待される社会的経済・サードセクター

(1) 社会的経済とは何か

「社会的経済」の定義そのものはこれまで多くの組織・文献によって行われてきた。またとりわけこのような「定義づけ」が盛んに行われるのも、「社会的経済」とかなりの部分がオーバーラップし広く一般的に用いられる「サードセクター」分野の特徴でもある。

そこでまず「社会的経済」に関する、おそらく現時点で最も新しく、なおかつヨーロッパで最も共有されていると思われる、2000年に設立された“Social Economy Europe” (CEP-CMAF: la Conférence Européenne Permanente des Coopératives, Mutualités, Associations et Fondations) が2002年6月20日の宣言によって行った「社会的経済」組織の定義は以下の通りである。

- ・個人と社会の目的の資本への優位性
- ・自発的でオープンなメンバーシップ
- ・メンバーシップによる民主的な統制
- ・メンバー・利用者および（または）一般利益の結合
- ・連帯と責任の原則適用の擁護
- ・自律的マネジメントと公的権威からの独立
- ・剰余のほとんどは持続的成長のため、メンバーの利益そして一般利益のために利用

具体的にこの「社会的経済」に所属する組織として主なものは、ヨーロッパにおいてはまさにCMAFという部分が示している、協同組合、ミューチャリティー、アソシエーション、ファンデーションの4つである。

一方, Chaves, Rafael and Monzon Campos (2006) においては、社会的経済の構成として2つの大きなサブセクター、市場・ビジネスサブセクターと非市場サブセクターに分け、前者には協同組合とミューチャリティーに加えて社会的経済ビジネスグループを加えているのが特徴である。また、後者については残りのアソシエーションとファンデーションの2つが分類されている。

そこで日本において「社会的経済」に該当するものは何かというと、以下のような組織が含まれることになる。それは、協同組合（各協同組合法に準拠した法人）、労働者協同組合、ワーカーズ・コレクティブ、非営利組織（NPO法人、公益法人や社会福祉法人など）、社会的企業、コミュニティー・ビジネスなどである。

こうした日本の特徴を考慮して、一部では日本の「社会的経済」を「非営利・協同」と呼ぶ場合があるが、組織形態の分類としては妥当であるものの、上記の“Social Economy Europe”などによる民主的なガバナンス構造や公共・社会戦略に着目したメッセージは「社会的経済」という用語の方を用いる必要があるのではないかと思われる。また、Chaves, Rafael and Monzon Campos (2006) のようにビジネスとしてサービスを行っている組織を取り込むのであ

れば、ソーシャル・ビジネス組織をどこまで取り込んでいいのかという問題も残されているが、ここでは問題の提示にとどめ別の機会にあらためて議論させて頂きたい。

(2) ヨーロッパにおける市民参加の 福祉ガバナンスへの模索と日本の 「新しい公共」

前出のSocial Economy Europeによる定義と並んで、ヨーロッパにおける社会的経済・サードセクター組織に関するものとして重要なのはEMESによる社会的企業の新たな定義づけ作業である。EMESによる社会的企業の定義は、社会的経済やサードセクターの定義とは一定の整合性を含んでいるが、それだけでは含みきれない新しい社会的企業の特徴を把握するためにいわば作業仮説的に導き出したのが、4つの経済的・企業家的側面と、5つの社会的側面による定義である。Borzaga and Defourny (2001) 所収のDefournyによる緒論によると（邦訳書から引用）、サードセクター（社会的経済）に深く根ざした社会的企業の定義は以下の通りである。

〈4つの経済的・企業家的側面〉

- ・財・サービスの生産・供給の継続的活動
- ・高度の自律性
- ・経済的リスクの高さ
- ・最小量の有償労働

〈5つの社会的側面〉

- ・コミュニティへの貢献という明確な目的
- ・市民グループが設立する組織

- ・資本所有に基づかない意思決定
- ・活動によって影響を受ける人々による参加型のしくみ
- ・利潤分配の制限

このような一連のサードセクター（社会的経済）とそれに根ざした社会的企業の定義の特徴は、参加型の民主的ガバナンス構造と利潤・営利セクターへの規制的な関係である。Paul Hirstはこのような民主的構造を、アソシアティブ・デモクラシー（Associative Democracy）と呼び、Hirst (1994) において次のように記述している。

「アソシエーションナリズムは、社会的な支給を削減することなく、国家統治の範囲を限定することにより責任ある代議民主制を再び可能にするものである。それは市場システムを協調的規制の社会的ネットワークのなかに埋め込むことにより、市民が望む実質的な目標を提供する市場ベースの社会を可能にする。

アソシアティブ・デモクラシーは、その一番基本的な政治的主張において一見単純である。それらは簡単に言うと以下のように説明される。アソシエーションナリズムは、個人の自由と人間の福祉は、可能な限り多くの社会の業務が自主的かつ民主的に自治されているアソシエーションによって提供されるときに最高の提供を行われるという、中心的・規範的主張を行う。」（筆者訳）

この「自主的かつ民主的に自治」されている組織とは、これまでの社会的経済や社会的企業の定義において中心として位置づけられているものであり、また「市場システムを協調的規制の社会的ネットワークのなかに埋め込む」ということは、まさに冒頭にあげた社会的経済の基本的特徴の経済

に社会という視点を埋め込むという表現に相当する。Paul Hirstの福祉ガバナンスに関する主張は、これまでの「集産主義的福祉システム」(Collectivist welfare system)から「協同主義的福祉システム」(Associationalist welfare system)への移行であるが、まさに上記の社会的経済や社会的企業は後者のシステムにおいて公共サービスを提供する中心的な役割を演じることが期待されるということになる。また、後述するVictor Pestoffによる“Co-production”の提示は、市民の声(Voice)を自らが供給者の一部となることによって直接サービスの専門的供給者に伝えるという役割を演じさせるものである。

Paul Hirstのいう「集産主義的福祉システム」の行き詰まりは、例えばフランスにおいても、最終的に実現することはなかったが、2012年の大統領選挙に向けての政策論争のなかでもその解決策の提案が、当時大統領候補の一人とみられていたマルティヌ・オブリの提案にも現れている。マルティヌ・オブリが提案したのは、「相互ケア社会」(La “Société du Care”)であり、その発端は、2010年4月2日Site Mediapart(サイト・メディアパール)のインタビューのなかで「“幸福な社会”(La société du bien-être)とは個人間の関係を変えた社会だ。個人主義的社会から“ケア社会”へ移行しなければならない。このケアという英語の言葉は、フランス語では“相互的に世話・配慮しあう”(soin mutuel)と翻訳される。すなわち、この『ケア社会』とは、社会はあなた方に配慮し世話する。しかし同時に、

あなた方もまた他の人々、社会に配慮し、世話する社会だ。」ということになる。「相互ケア社会」(la société du “soin”)とは「いかなる手当も、配慮・世話の絆(les chaînes)や家族・友人間の連帯に置き換えられない」と説明している。

それとはほぼ期を一にして提案されたのが、2009年10月26日の首相所信表明演説に出てきた当時の日本の鳩山政権による「新しい公共」であった。これは一見すると、これまで見てきたヨーロッパの文脈での社会的経済や社会的企業を公共サービス供給に取り込みつつ、Paul Hirstのいうアソシアティブ・デモクラシーの実現を目指すかの印象を受ける。しかし、『『新しい公共』』とは、人を支えるという役割を、『官』と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人ひとりにも参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観です。新たな国づくりは、決して誰かに与えられるものではありません。政治や行政が予算を増やしさえすれば、すべての問題が解決するというものでもありません。国民一人ひとりが『自立と共生』の理念を育み発展させてこそ、社会の『絆』を再生し、人と人との信頼関係を取り戻すことができるのです。」という記述のなかにも、またその後の円卓会議の議論をみても、市民による営利セクターに対する協調的規制の社会ネットワークはおろか、公共サービスについての情報の非対称性の解消といった、福

祉サービス供給のガバナンスのなかにまで「地域でかかわっておられる方々」を取り込むところまで踏み込めていない。

4 民間と政府のコ・プロダクションとそれを支える リレーショナル・スキル

(1) 地域の基盤づくりと多様な組織の つながり

現在の日本をはじめ多くの国では、地域の社会的サービス需要を満たすため、これまで伝統的にその役割を果たしていた政府・地方自治体に加えて、さまざまな営利企業や非営利組織がかかわるようになってきている。そのため、例えば「子育て」といった一つの社会的サービスをとっても、サービスを提供する側、つまり公立の保育園や民間の営利・非営利の保育所等に限らず、実際に保育所に預けられる子どもたちの親や家族などサービスを需要する側まで、多数のステークホルダーが存在している。したがって、それらサービスの供給者と需要者をめぐるガバナンス問題の解決は、いまや地域における社会的サービス供給の基盤づくりにおいて最大の課題となっている。

これまでの行政中心の「公」に対して、地域住民、非営利組織、ボランティア、民間営利企業などの「民」がアイデアを出したり、実際に協力・参加したり「協働」したりしてニーズにあった社会的サービスをより効果的・効率的に提供することをめざす体制を日本における「新しい公共」とし、

それを支える市民によるボトムアップの組織を市民社会組織と呼ぶことにしよう。

地域の基盤づくりの登場人物は、地方自治体、非営利組織、民間企業などで、社会的使命を達成することを目的とした「社会的企業」もそのなかに含まれるが、これらは点としてだけでなく、それらを取りまくさまざまな支援組織、ボランティア・ネットワーク、人材育成機会、金融等の課題を共有する面あるいは立体を構成している。いかにこれらの構造を組み立てていくかがこれからの「新しい公共」の最大の課題のはずである。

ここで最も重要なのは、組織の垣根を越えた社会的サービスのコ・プロダクション（“Co-Production”）によって、人的資本、経営人材の移動をはかることである。特に、日本の経済発展に貢献してきた営利企業における人的資源蓄積装置は極めて精巧で効率的な仕組みを作り上げてきたが、日本の社会的経済はむしろ人的基盤整備がこれからの最大の課題である。こういった営利企業・非営利組織における人的資本や経営人材の「不均衡」は、両者の組織の垣根を低くしたコ・プロダクションを通じた社会関係資本の蓄積によって可能なことを具体的に提案したい。同時に、地域における社会的経済と地方自治体との「協働」においても、コ・プロダクションを通じた社会関係資本の蓄積によって、より効果的な社会的サービス供給が実現されることになる。

(2) スウェーデンの社会的企業による
子育てサービス供給組織の
コ・プロダクション

Pestoff (2009) によるコ・プロダクションの定義は、「公共サービス主体と市民の両方が、公共サービスの供給にかかわる活動を協働して行うこと。前者は公共サービス提供のプロフェッショナルもしくは『通常の提供者』‘regular producers’として、一方後者の市民による生産‘citizen production’は、彼ら自身が利用するサービスの質および（または）量を高めたいという、個人やグループの自発的努力によるものである。」となっている。この典型的なケースとして、Pestoff, (2009) には、保育サービス供給における、親協同組合、労働者協同組合、地方自治体、小規模営利企業のサービス受容者とサービス提供者（保育士・栄養士など）双方の満足度に相当する「自らの影響度」の実証研究があげられている。

第1表には親の影響度、第2表にはスタッフの影響度の、組織形態別の比較が載せられている。これによると、子どもを通わせている親たちのあいだでは、自分たちの影響力が行使できることや、自分の子どもの日常生活への参加が可能なこと、などの点で他の組織よりは顕著に高い評価となっており、親協同組合で働く労働者たちにとっても、親たちの積極的参加により頻繁にサービス需要者との情報交換ができるところが貢献となって、働く者の希望により設

第1表 認識および希望している親の影響度、
保育供給者別。

	供給者\認識している影響度			
	大きい*	平均**	(回答数)	さらに希望
親協同組合保育	88.7	5.6	(107)	13.2
労働者協同組合保育	50.0	4.6	(48)	28.3
地方自治体保育	44.9	4.4	(89)	37.3
小規模営利企業保育	12.5	3.6	(24)	58.3

出典 Pestoff (2009)より筆者訳
(注) Tables 8.6 & 8.8 in J. Vamstad, 2007.より*三つのカテゴリーの合算: “どちらかという大きい”, “大きい”, “非常に大きい”. **1~7のスケールに基づいた平均値, 低いスコアは低い影響度を示す。

第2表 認識および希望しているスタッフの影響度、
保育供給者別。

	供給者\認識している影響度				
	大きい	非常に大きい	平均*	(回答数)	さらに希望
親協同組合保育	34.1	22.7	5.7	(44)	16.3
労働者協同組合保育	16.7	72.2	6.4	(18)	16.7
地方自治体保育	23.9	10.9	4.8	(46)	57.8
小規模営利企業保育	37.5	12.5	5.4	(8)	75.0

出典 Pestoff (2009)より筆者訳
(注) Tables 8.7 & 8.8 in J. Vamstad, 2007.より.*1~7のスケールに基づいた平均値, 低いスコアは低い影響度を示す。

計された労働者協同組合とほぼ同等の遜色ない満足度となっている。とりわけ市場原理に基づくガバナンスの小規模営利企業が、親と労働者の双方から影響度の低さや、さらに影響度を希望する数値が高い結果を示したのとは顕著な対照を示している。

(3) リレーショナル・スキル
(Relational skills)

最後に紙数が限られてきたが、日本において社会的経済・サードセクター組織が、さまざまな社会的・公共的サービスにおいて行政や民間営利とのコ・プロダクションを実現するために、組織（営利・非営利・行

政)の垣根を越えて協働で事業を行うことを可能にし、特定の組織に特殊なスキルに依存しないスキルとしてのリレーショナルスキルの重要性を指摘しておきたい。既述の通り、これまでの日本人の働き方に起因するところの、組織の境界を超えたコミュニケーション能力不足を、すべてのセクターで解消しない限り、日本の社会的経済・サードセクターが福祉サービス供給のガバナンスにおいて中心的な役割を果たすことはあり得ない。

そのために例えば、「官」にいる人たちに求められるスキルは、①地域にある社会的サービス供給資源のマッピング把握、②必要な社会サービス供給に民主的なガバナンスを構築し、自らの専門能力を解放して民間と協働で運用できる能力などであり、また、「民間・営利」にいる人たちに求められるスキルは、①職域を通じた社会参加から、地域・市民組織を通じた個人としての社会参加、②その機会を得るため、これまでの固定観念にとらわれずに自らの企業における「働き方」を変える能力、③CSRのプログラムの柔軟かつサードセクターとの協働によるデザイン過程の導入などが考えられる。さらに「民間・非営利(サードセクター)」にいる人たちに求められるスキルは、①各種専門能力・経営管理能力などの強化や、②カリスマ的な指導者に頼らないボトムアップなガバナンスのスキルなどが考えられる。

一見ヨーロッパの市民社会ではあたりまえに見えるスキルが、なぜ不足するかはす

で述べたとおりである。

5 社会的経済・協同組合が これからの日本の中心的 位置を占めるために

今後社会的経済・協同組合が政府や社会による社会的・公共的サービス供給を中心となって担っていくためには、社会的経済・協同組合がこれからの人口減少・高齢社会における雇用とサービス供給の両方の担い手となることの強い認識が必要なのは言うまでもないが、これまでの経済成長に貢献した労働市場制度の改革も含めた大幅な変化が求められる。とりわけ、これまでの終身雇用とセットにされた雇用レジームにおける企業ベースの福祉が急速に縮小するなかで、また政府サイドで一方向的にデザインされ供給されてきた社会的サービス提供の財政・機能の両面からの縮減のなか、社会的経済・協同組合による市民・個人の参加による社会的サービス供給の整備が急務である。

その際に、セクターを超えたコーディネーションが不得意な日本の社会が抱える障害を乗り越えて、社会的サービス供給のための新たなプラットフォーム構築が必要となる。とりわけ重要なのは、これまでの終身雇用に根ざした閉ざされたソーシャル・キャピタルでなく、リレーショナル・スキルを持った働き手が、組織の境界を超えて自由にコーディネートに参画できるような経験・スキルと形成することが極めて重要

となる。

さらにそのために重要なのは、社会的経済・協同組合の持つ民主的なガバナンス機能の再生と強化であり、これからの「社会的サービス供給の質」と「サービスを供給する人の生きがい・働きがい」の両立は、日本人「ひとりひとり」と「公」・「公共」との関係を変えることなくしては実現されないだろう。これまでの行政が中心となった「公共」に代わり地域住民、非営利組織、ボランティア、民間営利企業などの「民間」が実際に協力・参加・協働して、ニーズにあった社会的サービスをより効果的・効率的に提供することが求められる。

社会的経済・協同組合の持つ構成員を積極的な参加者として活動や意思決定に巻き込んでいく仕組みや、社会的経済・協同組合の「社会的使命」「コミュニティー貢献」を共有し、組織の壁を越えてコーディネートできる人材の育成機能の強化などは特に努力を傾注すべきである。また、社会的経済・協同組合と営利セクターや地方自治体・政府部門との流動性の拡大、スキルの相互共有や、民間の営利企業や地方自治体・政府において、社会的経済・協同組合・非営利組織などでの就労経験を積極的に評価して、中途採用として採用する仕組みの創設、さらには、営利企業におけるCSRや地方自治体・政府部門の側からの「新しい公共」人材の育成のための雇用流動性もしくはトレイニーシステムなどによるセクターの壁の解消など、労働市場改革を巻き込んだ本格的な努力が急務である。

<参考文献>

- ・今村 肇 (2009) 「日本における営利企業・非営利組織間の人的資本および社会関係資本の不均衡 - "Co-Production" による問題解決のためのアプローチ -」, 清家篤・駒村康平・山田篤裕編著『労働経済学の新展開』慶應義塾大学出版会
- ・NHK編 (1960) 『グンナー・ミュルダール博士講演集』日本放送出版協会
- ・杉澤秀博・秋山弘子 (2001) 「職域・地域における高齢者の社会参加の日米比較」『日本労働研究雑誌』(第487号), 1月, 日本労働研究機構
- ・ベストフ, ビクター (1998) 『福祉社会と市民民主主義 協同組合と社会的企業の役割』, (藤田・川口・石塚・北島の場訳 (2000)), 日本経済評論社, Pestoff, Victor, *Beyond the Market and State - Social Enterprises and civil democracy in a welfare society -*: Ashgate
- ・ボルザガ, カルロ, ドゥフルニ, ジャック (編) (2001), 『社会的企業 雇用・福祉のEUサードセクター』, (内山・石塚・柳沢訳 (2004)), 日本経済評論社, Borzaga, Carlo and Defourny, Jacques (eds.), *The Emergence of Social Enterprise*: Routledge
- ・宮本太郎 (2008) 『福祉政治 日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣
- ・宮本太郎 (2009) 『生活保障 排除しない社会へ』岩波新書
- ・Chaves, Rafael and Monzon Campos (2006), *The Social Economy in the European Union, The European Economic and Social Committee (EESC)*
- ・Hirst, Paul (1994), *Associative Democracy: New Forms of Economic and Social Governance, Polity*
- ・Imamura, Hajime (2011), "Accumulation of the relational skills in Japan for promoting cross sectoral co-productions in the context of blurring boundaries", in 3rd EMES International Research Conference on Social Enterprise, 4-7 July 2011, Roskilde University, Denmark
- ・Pestoff, Victor (2009), "Towards a Paradigm of Democratic Participation: Citizen Participation and Co-Production of Personal Social Services in Sweden", *Annals of Public and cooperative economics*, Vol. 80, No. 2.
- ・Social Economy Europe (2002), *Declaration finale commune des organisations europeenes de l' Economie Sociale*, CEP-CMAF, 20 Juin 2002

(いまむら はじめ)

地域の復興に果たす協同組合の役割

本年4月、農林中金総合研究所が開催した「2012国際協同組合同年記念シンポジウム」において基調講演を行う機会を与えられ、JAや生協をはじめとする日本の社会的企業のリーダーに数多く接することができた。また、長野県を訪問し、JA長野厚生連、佐久総合病院の地域における活動に触れるという貴重な経験を得ることもできた。

彼らとの対話を通じ、昨年の東日本大震災によって日本という国が直面している難題を解決することに関し、多くの貴重な意見を聞き、このような難題にいかにか立ち向かうかについての枠組みを示してもらったように思う。

1995年の阪神・淡路大震災の際には、前例を見ないほどのボランティアによる被災者救援の努力が見られ、非営利組織の重要性が広く認識されることとなり、98年のNPO法(特定非営利活動促進法)成立へつながったと聞く。しかし、今回の東日本大震災がもたらした困難は、当時に比べてもさらに厳しいものといえよう。震度の激しさのみならず、被害はより広範な地域におよび、また大津波が発生したことによって、犠牲者の数は阪神・淡路大震災の三倍を超えるにいたった。この二つの大震災、すなわち95年の阪神・淡路大震災と11年の東日本大震災により、この国では数万人規模を巻き込む地域経済の復興が余儀なくされた。

さらに、今回の震災では、福島原発事故に対する対応がきわめて深刻な問題となっている。この事故は、原子力エネルギー利用についての再考をうながし、地域経済に資する代替エネルギー生産について考える必要性を痛感させるものとなった。今回面談する機会を得た多くの人々からは、原子力に替わるエネルギー源の利用を模索すべきだとの意見が聞かれた。そのためには膨大な努力が必要とされよう。しかし、協同組合をはじめとする社会的企業は、地域住民の生活を再建し、さらには代替エネルギーの開発とその利用を支援することで、彼らの生計維持に貢献することもできるのではないだろうか。こうした努力は地域の人口減少をくい止める力にもなろう。協同組合および社会的企業の役割は今後大きなものとなるに違いない。

このような未来図を描くにあたっては、エネルギー開発・流通を含む公共サー

ビス提供に対する市民参加をひろげることが必要である。すなわち、市民の参加による大規模な「共同生産(コ・プロダクション)」を推進すべきである。ここでは、協同組合を含む「第三のセクター」あるいは「社会的企業」と呼ばれる組織が特に重要な役割を担う。しかし、共同生産を支えるための新たなガバナンスを構築することは、協同組合のような「混成的性格」を持つ組織にとっては難しい課題でもある。というのは、協同組合はこうした試みによって自らをより一層の市場競争にさらすことになり、自身の組織目的と出資者の関心のバランスを保つことが難しくなるリスクに直面する可能性があるからだ。

協同組合の「混成的性格」とは、公共的な性格を有する一方で、利益を追求する民間企業的な性格を有するということである。そのどちらも兼ね備えた、あるいはそのどちらでもない中間的な存在でもあるということだ。しかし、協同組合の性格は、こうした相矛盾する側面を持った組織におけるガバナンス形態を単純に組み合わせたもの、といったとらえ方をすべきではないように思う。そうではなく、「混成的性格」とは、次に掲げる三つの事項に関連して語られるべきものである。一つは組織としての共通目標を達成するために出資者たちの多様な関心をいかにまとめあげていくのか、二つめには、出資者たちの支持を得るために複数の組織目標をいかにバランスよく達成していくのか、そして三つめには、組織目標に対する組合員個人あるいは集団としての貢献を通じていかに相乗効果を発揮するのか、ということだ。

4月に訪問したJA長野厚生連と佐久総合病院においては、JAおよびその構成員が掲げる社会的目標の重要性を鮮やかに実証する事例を目にすることができた。JAグループをはじめとする日本の協同組合の活動は、地域における再生可能な資源の開発を支援し、地域のソーシャルキャピタル(社会関係資本)を復活させ、また組合員の日々の暮らしの持続可能性を保証することに関して重要な貢献を果たしうるものと信じている。

(元ストックホルム大学教授 ビクター・A・ペストフ)

(本稿の翻訳は調査第二部部长代理橋高研二が行った。また、別途掲載されているペストフ教授の基調講演と重複する部分については本人の了承を得て、当総研の責任により一部を削除する等の修正を行った。)

都市農協の地域に根ざした取組み

茂野隆一〈筑波大学大学院生命環境科学研究科 教授〉

尾中謙治〈一般財団法人農村金融研究会 主任研究員〉

〔要 旨〕

- 1 農協は、従来からコモンズ（地域を持続可能な形で維持していくための共有された手段）を様々な形で社会に供給し、地域社会に貢献するとともに、農協の存立基盤の一部を形づけてきた。しかし、地域社会における農業のウェイトの低下、准組合員比率の上昇などを背景に、とりわけ都市農協においては、意図的にコモンズを提供する必要性に迫られてきている。農協の地域に根ざした取組みはそのひとつの試みといえる。
- 2 今後の農協活動のなかで大きな位置を占めることが予想される地域に根ざした取組みの現状、および直面する課題等を整理するにあたって、都市農協であるセシサ川崎農協（神奈川県）というま野農協（埼玉県）の事例を取りあげ、その利用者や関係諸機関からのヒアリング結果等を通じて、その位置付け、効果、課題等を提示する。さらに、それらを踏まえて都市農協の地域に根ざした取組みの意義および課題を整理することとする。
- 3 一般論として、都市農協が地域に根ざした取組みを行う背景として、主に3つの要因が指摘できる。①他業態のなかに埋没することに対する危機感、②組織の求心力の向上、③地域・行政からの期待、である。
- 4 農協の食農教育への取組みの効果は様々な面にあらわれてくると考えられるが、本稿では、①都市農業の理解の向上、②農協の認知の拡大・農協とのつながり強化、③子ども等と農協職員・組合員との顔のつながり、④地域の子どもの育成への貢献、の4つを挙げる。
- 5 農協の市民農園（ふれあい農園）への取組みによって、地権者および利用者とのつながりが形成・維持・強化されており、明確ではないがそれによる農協貯金も微増している。1～2年農園を利用している人のなかには「農協に貯金したい」あるいは「准組合員になりたい」と言う人もいる。目に見えた形での効果は明らかではないが、農園を通じて、「農」を体感・実感し、「農」および農協を理解するきっかけになっていると評価することができる。
- 6 都市農協における地域に根ざした取組みの意義について、一定程度、①農協の存在を地域住民にアピールしており、②農協の組織基盤の強化につながっている。そして、③地域社会の要望に答えている、と評価することができる。
- 7 地域に根ざした取組みが抱える課題として、①地域に根ざした取組みの農協経営のなかでの位置付け、②地方自治体との連携の問題、③広報の重要性、④組合員・住民の自主的活動に対する支援体制の構築、を挙げる。

目次

はじめに

—コモンズとしての地域に根ざした取組み—

1 なぜ都市農協において地域に根ざした取組みが必要なのか

- (1) ステークホルダーから見た都市農協
- (2) 都市農協が地域に根ざした取組みを行う背景

2 調査農協の概要と取組みの概要

3 食農教育

- (1) 取組みの概要
- (2) 効果
- (3) 教育現場における課題と要望

4 市民農園（ふれあい農園）

- (1) 取組みの概要
- (2) 効果
- (3) ふれあい農園の課題

5 地域に根ざした取組みの意義

- (1) 農協の存在を地域住民にアピールできているか
- (2) 農協の組織基盤の強化につながっているか
- (3) 地域社会の要望に答えているか

むすび

はじめに —コモンズとしての 地域に根ざした取組み—

農協は、コモンズ（地域を持続可能な形で維持していくための共有された手段）を様々な形で社会に供給してきた。コモンズは、施設や機械などハードの形をとることも、人や組織といったソフトの形をとることもあるが、それらはいずれも地域社会で大きな役割を果たすとともに、農協の存立基盤の一部を形づくってきたといえる。これまでの農協は、これらのコモンズを通常の事業運営をするなかで、特に意識することなく地域社会に供与してきた。しかし現代においては社会環境と農協自身の変化から、農協が意図的にそれらを提供する必要性に迫られているように思える。とりわけ、都

市部の農協（以下「都市農協」という）においては、その傾向が強いと考えられる。

地域に根ざした取組みは、農協による地域社会へのコモンズ提供の試みのひとつと捉えることができよう。ここで地域に根ざした取組みとは、収益をあまり意識せず、地域社会への貢献や組合員・地域住民組織の結束力の強化を意図した農協の活動を指している。食農教育への支援、地産地消の推進などに代表される、こうした地域に根ざした取組みは、今後の農協活動のなかでさらに大きな位置を占めることが予想されるが、それらの現状、および直面する課題はどのようなものだろうか。

以上のような問題意識のもとで、本稿では2つの都市農協：セレサ川崎農協（神奈川県）、いるま野農協（埼玉県）における事例を取りあげ、その利用者や関係諸機関からのヒアリング結果等を通じて、その位置

付け、効果、課題等を提示する。さらに、それらを踏まえて都市農協の地域に根ざした取組みの意義および課題を整理することとした。

なお、本稿は一般財団法人 農村金融研究会が（株）農林中金総合研究所からの調査委託を受けて実施した調査結果の概要である。本調査では、本稿で取りあげた食農教育、市民農園に加えて、高齢者福祉活動、葬祭関連事業などへの取組みと、地域に根ざした取組みを側面から支援する活動である渉外活動、取組みへのサポートを行う支部組織活動も含めて取りまとめている。

1 なぜ都市農協において地域に根ざした取組みが必要なのか

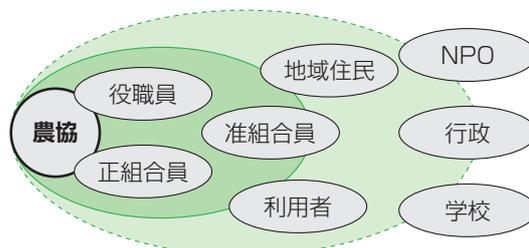
まず事例に触れる前に、都市農協が地域に根ざした取組みを行う一般的な背景について整理しておこう。それにあたって、都市農協を取り巻く主要なステークホルダー（利害関係者）に着目し、それらの大まかな特徴について述べる。主要なステークホルダーとして、ここでは差しあたり正組合員、地域住民、農協役職員、行政を考える。

(1) ステークホルダーから見た都市農協

a 正組合員

農業者であることはもちろんであるが、数少ない例外を除いて経営規模は小さく、自給的な経営が多い。一方で、所有する農地の資産価値は高く、その資産を活用して

第1図 農協を取り巻くステークホルダー



※農協を中心とした場合の、各ステークホルダーの関係性を示す。農協により近いものほど関係性が強い。

資料 筆者作成、以下同じ

生計を立てている場合も多い。農業生産面での農協の求心力は高くないが、資産維持・管理面で農協に対する期待度は高い。

b 地域住民

農業・農村との接点がない場合が多く、農協の事業内容に関する基礎知識も乏しい（農協は農家しか利用できないと思っている人も少なからずいる）。ただし農業・農村に対して無関心というわけではなく、食料自給率、農業の多面的機能、産直など食と農に関連する話題に高い関心を持っている場合も多い。農協が提供するサービスは多数の選択肢のなかの一つにすぎず、サービス内容、条件によってためらうことなく他業態を利用する可能性が高い。

c 農協役職員

都市農協の役職員が地域のコミュニティに占める“存在感”，人的つながりは、農村部におけるそれと比較すると弱い傾向にある。また、組合員と役職員との関係も農村部と比較すると相対的に希薄といえる。

d 行政

農業が地域経済・社会に占める比重が低い都市部では、農協の行政に対するプレゼンスは低くならざるを得ない。しかしその一方で、自治体における農業関連施策の重要性は相対的に低いため、農業に関する行政機能の一部を農協に「肩代わり」させている場合も少なくない。

(2) 都市農協が地域に根ざした取組みを行う背景

先に見た都市農協のステークホルダーの特質から、都市農協が地域に根ざした取組みを行う一般的な背景として次の3つの要因を指摘できる。

第一に、他業態のなかに埋没することに対する危機感である。誰でも農協のことを知っている農村部とは違い、多くの住民にとって農協はなじみが薄い。農協の一部の事業を利用している住民にとっても、農協の全体像をイメージすることは難しい。そうした地域住民に農協の存在を知ってもらうための効果的な方法として、地域に根ざした取組みがある。農協が得意とする食と農に関連する分野は地域住民の関心も高いため、そうした分野の取組みを行うことは特に効果的であり、それを通じて他業態との差別化を図ることが期待される。

第二に、組織の求心力を高める必要性である。農村部であれば営農部会をはじめとする様々な農業生産活動、集落活動を通じて組合員は農協と関わりを強め、それを農協の求心力の向上に結びつけることが可能

であるが、都市農協はこのようなアプローチはとりづらい環境にある。地域に根ざした活動に取り組むことによって、組合員が農協のアイデンティティを再発見し、組織への求心力を高めるという効果が期待される。農協の役職員にとっても同様といえる。

第三に、地域・行政からの期待である。都市住民の食と農への関心は高いため、身近な場所にいる「農業生産のプロ」との交流は歓迎される素地がある。また行政にとっても、農業者と住民との間に入って様々な調整を行ってくれる農協は、頼れる存在と位置付けている。そのような農協に対して、公共的なサービスの提供が期待されるのも自然な流れである。この議論と関連して「新しい公共」という観点から、農協の地域に根ざした取組みを捉えることもできる。「新しい公共」とは、行政によって一律に提供される公共サービスに代わって、地域住民自らがそれらのサービスを提供することを意味する。農協の地域に根ざした取組みは、こうした地域住民の活動をサポートする役割を果たしていると考えられることもできる。

2 調査農協の概要と取組みの概要

調査を行った2つの農協は、共に首都圏の都市部に位置し、貯金残高約1兆円の大規模農協である点で共通している。しかし、管内総面積に占める耕地の割合を比較すると、セレサ川崎農協は3.5%であるのに

対し、いるま野農協は19%と大きな差があり、都市化の度合いはかなり異なっている。また、セレサ川崎農協が1市1農協であるのに対して、いるま野農協の管内には10市3町の自治体がある。

第1表に、両農協における地域に根ざした取組みの概要を整理した。両農協とも特色のある取組みを展開しているが、大きく①食農教育、②

市民への農の提供、③高齢者福祉、④その他の4つに分類することができる。また、こうした地域に根ざした取組みを側面から支援する活動として、①涉外、②支部組織活動がある。本稿では、このうちの食農教育と、市民への農の提供のひとつである市民農園に焦点をあて、その実態を見ていくこととする。

3 食農教育

(1) 取組みの概要

食農教育を地域に根ざした取組みの中核として位置付けている点は両農協に共通しており、学校教育との連携、農業体験の場の提供など活動内容は共通するものが多い。

セレサ川崎農協では、「食農教育プラン」を定め、体系的に食農教育に取り組んでいる。市内の小学校5年生全員に農業理解のための補助教材を配布するなど活動は市内全域におよんでいる。主に小学校を対象とする農業体験の授業への取組みは、農協の営農経済本部が行うものと、市内の統括支

第1表 2農協における地域に根ざした取組みの概要

セレサ川崎農協	いるま野農協
【食農教育】 学校教育との連携 NPO、行政との連携 農産物直売所セレサモス、等 【市民への農の提供】 ふれあい農園の運営支援 農業体験イベントの開催、等 【高齢者福祉】 認知症サポーター養成講座 セレササロン 健康大学 等 【その他】 葬祭関連事業	【食農教育】 武蔵野食文化推進者認定 学校教育との連携 アグリキッズスクール、等 【市民への農の提供】 ふれあい農園の運営支援 農園の直接運営、等 【高齢者福祉】 デイサービスセンター 助け合い組織によるミニデイサービス 等 【その他】 葬祭関連事業 平地保全林への取組み

店（地区）が主体のものがある。

営農経済本部の取組みには農協本部職員が対応しているが、実施内容は農協からの発案のものや、行政や企業からの要望などに対応するものである。一方で、各地区の取組みについては、地区協同活動強化委員会（地区理事や支部長などが委員。全員が正組合員）が計画を策定し、地区から提案するものが多い。地区の休耕田・畑の有効活用もひとつの目的である。各地区は女性部や青壮年部、地区組織などの協力者を集め、食農教育を行っており、主体は地区という体制である。

ある小学校では、PTA会長（農協の正組合員）が、農業体験を児童にさせたいができない学校の現実を目にして、翌年度からセレサ川崎農協支援のもと、地区の農家が協力して農業体験授業（サツマイモや米づくり）を実現している。

いるま野農協では、小学校とは独立して、小学生向けのアグリキッズスクールを、体系的総合的なカリキュラムのもと、6月初旬から11月初旬までの毎月1回、全6回に

わたって提供している（田植えや種まき、収穫体験、酪農体験など）。定員は50名で、参加費用は8,000円／人である。2011年の参加者のうち、3分の1は前年の参加者であり、人気は高い。

スクールの運営業務は、本店組合員課が中心となっている。運営スタッフは1回あたり16名ほどであり、その他2～3名の職員が企画を担当している。1回の実施に2か月前から準備を開始し実施日ぎりぎりまで準備を行っている。さらに、参加者の親からボランティアを募り、1回あたり4～5名の親が、昼食の用意や送迎など、スクールの運営を手伝っている。農協のみですべてを運営するのではなく、地域の住民と協力して運営していることは特徴的である。

さて、上記のような両農協の取組みであるが、収支面においては、内容によっては会費・参加費を取るものもあるが、それは経費の一部であり、費用の大部分は農協が負担している。このような点から、食農教育は組合員に間接的・遅効的な利益はあるものの、直接的・即効性があるものではなく、農協の資産をこのような活動に利用することには、組合員からの反対もあり得る。しかし、総代会や支部座談会などでは、これらの活動に対して組合員から否定的な意見はなく、むしろ農協は食農教育にもっと力を入れるべきであり、農協がどのような食農教育の取組みを行っているのか、もっと組合員にも広報するべきという意見も聞かれるそうである。

最後に、両農協とも食農教育において農

産物直売所も重要なものと位置付けている。地元産の農産物を販売することによって、地域の農業生産について理解してもらうとともに、“旬”を体感する機会を提供している。また同時に、子どもには農家や地域の人々と出会う社会体験の場ともなっている。

セレサ川崎農協の大型直売所であるセレサモスでは、旬の料理の試食などを実施しており、月2回程度の実施で、ひと月に延べ200名程度の人が利用している。食べ物に関わる催し物も定員（30名）一杯で行われている。そこでは食育ソムリエなどの地域の人たちも活躍している。また、小学校から高校までの学校から、直接、農協に直売所での職業体験の依頼が寄せられており、農協ではこれに対応している。行政も、直売所を活用した地元特産物の販売・PRを行っている。

(2) 効果

農協の食農教育への取組みの効果は、様々な面にあらわれてくると考えられるが、ここではヒアリング等に基づき4つ挙げたい。

a 都市農業の理解の向上

農業体験などの食農教育を通じて、子どもやその親たちは、自分たちの住む地域に農家があって、田畑があり、野菜などが作られていることに意識を向けるようになった。また、米やジャガイモなどがどのように育ち、収穫されるのかを、はじめて知った子どもも多かった。農業や農家の楽しさ

や大変さなども体感・実感できたことと思われる。また、直売所を通じて地元で採れる農産物の理解も促された。

食農教育は、地元の農業が自分たちにとって身近なものであり、大切・必要なものであることの理解を促したといえる。

b 農協の認知の拡大・農協とのつながり強化

食農教育への取組みによって、農協を知らなかった人たちに、農協の存在が認知されるようになった。今まで近くに存在していた農協支店が、子ども等に「ある」と存在が認識されるようになったことの意味は大きい。また、元々存在は知っていたが、身近に感じていなかった人たちには、地域における農協の存在感や親近感を訴求できたといえる。

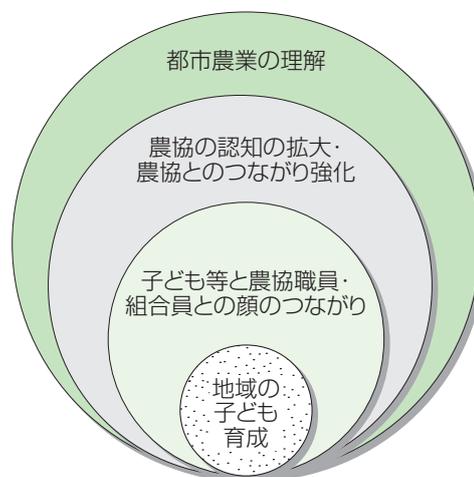
食農教育は、農協の周知やファンづくりにつながっている。

c 子ども等と農協職員・組合員との顔のつながり

農業体験や収穫祭を通じて、子ども等と農協職員・組合員の接触が生まれた。子ども等は、町内会のなかに農協職員や組合員がいることや、PTA役員が農家であることがわかったり、地域の祭りに農協職員・組合員が参加していることに気づいたりするケースがある。農協職員・組合員を介して、地域の人たちとの新しい関係や更なるつながりができたところもある。

地域における農協職員・組合員の貢献が

第2図 食農教育の効果



理解され、それを通じての農業や農協のプラスイメージ・理解が促進されている。

d 地域の子どもの育成への貢献

農業体験は、農業（理科や社会科、総合学習）の勉強や子どもの精神的な開放・安定などの面で、子どもにプラスの影響を与える取組みである。田植えや収穫による充実感や、収穫祭を通じてのみんなでの喜びの体験、直売所での買い物などの「快体験」は、今後の子どもの自尊感情の醸成や豊かな人間関係の構築、社会性の習得等につながっていく。

子育て支援を行うNPOの代表は、「生まれたときから、消費者にさせられた子どもたちを、農作業を通じて生産者にすることが、子どもたちの自尊感情を取り戻すために大事」と評価している。

(3) 教育現場における課題と要望

小学校等からのヒアリングにおいて、い

くつかの課題や要望等があったので、ここで紹介する。今後、農協が食農教育に取り組むにあたってのヒントとなると考える。

a 学校での農業体験の実現の難しさ

各学校の食農教育に対する関心は高く、ヒアリングした校長や教師は、農作業が子どもの教育に必要であり、自尊感情を高めたり、豊かに生きる・共に生きるという理解・体感を促したりするなど、複数の点から教育に良いと評価している。しかし、現実には、限られた授業時間数のなかで農業体験を授業の一環として取り入れることは難しく、また教師の知識不足の点から農業を教えることが難しいという面がある。

まず、農業体験の授業の実現には、教師の農業に対する関心を高める必要がある(教師によって関心度は大きく異なる)。そこで、教師の農業に対する関心を高め、農作業の未体験・知識不足を補うためにも、農協が教師向けの農業体験プログラム・実習を提供することは有効と考えられる。

次に、教師に農業に関心をもってもらっても、農業体験の授業を一から構築することは、教師にとってかなりの負担感がある。そこで、農業体験を実現している学級の授業への取り入れ方(カリキュラムの組み方や配慮事項など)等を、学校内および学校間で共有する体制が整うと、学校での農業体験への取組みが増加することが見込まれる。

農協が上記のようなことをすべて独自で提供することは難しいが、行政や教育委員会、地元NPO等の協力・提携によって体制

の構築ができるのではないだろうか。また、農協が管内何百にもおよぶ小学校すべてに対して、農業体験を提供することは現実的には無理である。セレサ川崎農協では、管内110強の小学校に対して、農業体験を提供しているのは20弱であり、今後は、農家や地区・支部組織と学校をつなぐ橋渡しの支援をしていきたいと考えている。そのためには、一層の地区・支部組織の自立的・主体的な取組みが期待される。

b 農業の話や作業を教えてくれる人の紹介を希望

小学校をはじめ子どもの教育に携わる組織では、農業に通じている人材の紹介を希望している。地元の農家や農業の話が聞きたいという要望が多かった。小学校では、各学年で学ぶ野菜等を育てる学校園・教材園があるが、ここでの栽培が教師では上手にできないので、栽培を支援してくれる人を望む声も複数あった。学校の花壇に対する支援(土壌改良など)を要望する学校もあった。

c 農協へのコンタクトの取り方が不明

小学校の教師のなかには、農協に対して食農教育・農業体験のことを問い合わせても良いということや、農家以外の方が農協を利用できるということ、農業体験を機にはじめて知ったという人もいる。農協としては、「農業なんでも相談係」というような、教師等が気軽に相談できる農協窓口を明確・一元化し明示することは、外部との

つながりの構築にあたって有効と考える。

d 農協事業の理解不足

ヒアリングした学校等は、農協の協力を非常に感謝しており、農協を利用しようという気持ちはある。しかし、農協が提供しているサービス・事業の理解が十分ではない。給食費等の口座振替で農協を利用している小学校は多いものの、学校での更なる利用や、教師等の個人で利用できる農協事業が信用事業以外はよくわかっていない。そこで、例えば、学校であれば、ニーズが高いイベント共済や賠償責任共済などの商品があること、個人に対しても共済事業等があることを知ってもらうことは必要である。農協側がそれを知ってもらうための取組みをどのように行うかは課題である。

4 市民農園（ふれあい農園）

(1) 取組みの概要

市民農園については、両農協とも組合員による農園運営の支援が取組みの中心となっており、両農協とも支援する農園を「ふれあい農園」という名称に統一している。都市部においては市民農園へのニーズは非常に高いものの、農園を所有する地権者と市民農園利用者をマッチングさせるのは容易ではない。農協は地権者と利用者の双方にアクセスしやすい立場にあるため、それを活かして両者を仲介する役割を果たしている。

セレサ川崎農協のふれあい農園は貸し農

園の形態であり、管内に21か所ある。1区画（6坪）の年間利用料は1万円、1年ごとの更新となっている。農園は大半が30区画程度の規模であるが、大きいところでは127区画というところもある。全体の利用者総数は585名で、各農園で予約待ちは10～20名程度いる。

いるま野農協のふれあい農園は貸し農園と農園利用方式（開設者が立案した作付計画に基づいて、利用者が作業を行う）の農園が混在している（その他、農協所有の農地での貸し農園等もある）。管内に63か所（総面積8万㎡）あり、約1,700区画が整備されている。地権者が主体的に運営し、顧客管理や利用料の徴収を農協に委託する方式が中心である。1区画の大きさは30㎡から40㎡が中心であるが、農園によりばらつきがある。区画あたり年間利用料は5,000円程度のものから、高額のところだと15,000円程度の農園もある。利用契約は1年契約であるが、更新が可能で、ほとんどの利用者は更新を希望している。したがって新規利用者の募集は限定的であり、新規に利用できる人は少ない。利用手続きは農協の各支店で行われている。利用者の中心は周辺に居住している60歳代以上の住民である。

両農協とも、農園に関連する業務は農協の各支店が対応している。農協および支店によって支援は若干異なるが、看板の設置や圃場の区分け・ロープ張り、農園の見回り、利用者からのクレーム対応、利用者の募集や各種通知、更新手続き等を行っている。

上記のような支援に対して、セレサ川崎農協は利用料の5%、いるま野農協は利用料の20%を手数料として徴収している。手数料の大部分は、更新の案内はがきの送付や更新の事務等の費用に充てられている。一般的に事務的なことが苦手な地権者は、農協に事務手続きの代行を安心して任せられることを高く評価している。「農協が利用者の仲介・管理をしてくれなかったら農園はできない」と言う地権者もいた。

セレサ川崎農協では、管内の農地の多くが市街化区域内にあり、ふれあい農園については現状維持の方向である。今後は相続税納税猶予制度が受けられる体験型農園（農園利用方式）を推進していく意向である。体験型農園については、開設支援を川崎市農業振興センターが担っており、農協は農園の運営を希望する、あるいは農園運営が望ましいと考えられる地権者に対して農業振興センターを紹介している。

しかし、体験型農園は、利用者に指導する必要があるため、設備投資を伴うため、地権者の多くは消極的である。農業振興センターとしては、園主の発掘が難しいので、農協と協力して体験型農園を推進していきたいとしている。農業振興センターによる体験型農園の推進に農協が協力してくれると、農家への安心感も訴求でき、更なる推進ができると考えている。また、農業振興センターの職員数の関係で体験型農園の拡大・支援が難しい状況のなか、農協が中心となった体験型農園（農業振興センターと差のない形態）の展開も期待している。

いるま野農協では、ふれあい農園のような取組みは農協の存在が地域住民に知られる機会になるので、今後も農協は貸し手と借り手をつなぐ役割を担う必要性があると考えている。今後は地域ごとにふれあい農園開設者間のネットワーク化も検討している。管内の人口は増加しており、市民農園に対するニーズは高い。ふれあい農園以外にも、直接農家が農園利用方式による体験型農園を開設するケースも散見され、それらの支援についても検討している。

(2) 効果

両農協のふれあい農園に対する支援によって、地権者および利用者とのつながりが形成・維持・強化されており、明確ではないがそれによる貯金も微増しているようである。

セレサ川崎農協では、1～2年農園を利用している人のなかには「農協に貯金したい」あるいは「准組合員になりたい」と言う人もいる。目に見えた形での効果は明らかではないが、農園を通じて、「農」を体感・実感し、「農」および農協を理解するきっかけになっていると評価することができる。

いるま野農協では、農園利用料について利用者に農協口座を作ってもらい、そこから引き落とされることが多く、信用事業にとっての新規顧客開拓につながっている。また、利用者のうち2～3割が、農協の准組合員となっている。農園によっては、農協への貯金や女性部の活動への参加斡旋を行っているところもある。

今回調査において、いるま野農協管内の体験型農園の利用者に対してアンケートおよびヒアリングを行ったので、その結果から体験型農園の効果を3つ挙げる。すべての体験型農園にあてはまるものではないが、取組み方によっては、以下のような効果が期待できる。

a コミュニティの形成

利用者の多くは地域外の会社に勤めている、あるいは定年退職した人たちで、地元で親しい人が少なかったが、農園を通じて仲間ができ、仲間と共に自分の生きがいや地域のための取組みを行っている。

利用者同士では、収穫祭や豊作祈願バスツアー、ハイキング、ゴルフなどを行った。利用者同士でいるま野農協主催の「男だけの料理教室」等に参加したりしている。また、2010年11月から買物難民のいる地域に対して、所沢市農政課が地場農産物販売促進事業として、いるま野農協に地元農産物の移動販売を委託しているが、利用者はその手伝いをしていきたいとも考えている。

b 「農」の啓発

利用者の大半は、今まで農業とは無縁であったが、農園の利用を通じて、農業に対する関心が高まっている。参加者のなかには「いつまで経ってもうまにならない」と言う人もいるが、園主いわく「良いものを作りたいという意欲が出てきているから、そう感じる」ということである。また、あ

る利用者は「年々、農への想いが強くなっている」と述べ、農業の大切さや大変さなどを感じているようであり、利用者の農業に対する理解が深まっている。利用者のなかには野菜嫌いが直ったという人もいる。

また、利用者は、収穫物の一部を近所や会社の人たちにあげたりしており、関係する人たちに「農」の情報を提供しており、収穫物はコミュニケーション・ツールにもなっている。

ある地権者は、地域住民の地元農産物や農家に対する関心や意識が高まると、それによって農家の意識（「良いものを作ろう」等）も変わっていき、地域農業の底上げ（農家のレベルアップ）も図ることができると言う。

c 農業の担い手育成

いるま野農協では、現時点では1名ではあるが、今年中に新規就農をする予定の人が出てきた。全く農業と関係のない社員が、農園利用を通じて、農業の良さに気づき、農協との関係ができたことによって就農を決意したと言う。他にも利用者のなかには、日本農業技術検定を受験し、更なる技術の向上を図ろうとする人たちもおり、今後は農家のサポーター等の活躍も考えている。

いるま野農協の管内である飯能市では、農業に関心のある人を育て、そこから市民農園等を通じて農業を始め、さらにそのなかから農業の担い手が出てくることを期待している。実際に市民農園をきっかけにし

て、農業に新規参入した人や予定している人も出現している。

(3) ふれあい農園の課題

両農協のふれあい農園は、応募が募集数を上回っており、取組み自体は地域住民に受け入れられている。しかし、収支面では、農協は収支均衡の状態、地権者は固定資産税の負担を考えると赤字というケースもあり、さらに人件費相当を加味すると両者ともマイナスと予想される。利用料収入がコストを十分にカバーできない現状で、農協も地権者もふれあい農園には消極的と感じられる。

両農協のスタンスとして、今後は相続税制上の理由から、地権者による体験型農園の開設を間接的に支援していく方針である。そこでネックになるのは開設者の負担である。体験型農園は、農園施設・設備だけではなく、技術指導や利用者とのコミュニケーションも必要になることから、開設者の負担は大きい。したがって、体験型農園の拡大は難しいという構図になっている。

ここでヒアリングした個人（専業農家）運営の体験型農園に目を転じると、体験型農園は、比較的少ない労働時間で、農産物市況に左右されない安定した収入を得ることができることから、園主は農業経営上の重要な収益源と認識していた。このことは、地域の担い手農家にとって、市民農園が農地管理の代替手段や地域貢献的な活動ではなく、工夫次第で収益活動として、農業経営上重要な位置を占めうることを示し

ている。

民間企業も、都市部において貸し農園や体験型農園をビジネスとして展開している。例えば、T社はビルやショッピングセンターの屋上を緑化し、貸し農園を提供している。同社の川崎市内のある貸し農園は1区画5㎡（全40区画）、利用料は8,800円/月である。他にO社は、会員制貸し農園を1区画2坪程度（全307区画）提供しており、利用料は区画の種類にもよるが月1万円前後である。同時に同じ施設内でカルチャースクール等も展開している。さらに、M社は、関西や関東地区を中心に貸し農園を提供しており、週末就農準備の講座（半年・全24回、入学金10,500円、授業料216,000円）などの提供を行っている。

このような事例から、貸し農園や体験型農園は、地権者および農協にとってもビジネスチャンスとして捉えることもできる。現時点では、自治体が提供する市民農園と同等の位置付けで農協のふれあい農園は展開されているが、個人や民間企業の取組みを参考にし、地権者、農協、そして地域住民、すべてにとって有益で持続可能な農園運営の仕組みづくりを構築することが農協の今後の課題といえる。

最後に、ヒアリングした地主や利用者等からの農協への要望を紹介する。すべての要望に手をつけることは難しいが、できることから着手し、すこしでも多くの人に「農」や農協についての理解が浸透していくことを期待したい。

①ふれあい農園や市民農園のような、一

定程度の面積を栽培するのに適した量の種や苗、堆肥等の販売。

②農園利用者の作業中の事故などを保障する共済の紹介・告知。

③ふれあい農園などの地権者の取組みを、農協の情報誌に掲載したり、市政誌や地域新聞等に紹介されるような働きかけ。

④農協による体験型農園の開設・運営支援。

⑤ふれあい農園等の貸し農園が、相続税納税猶予制度の適用を受けられるように、国などへの働きかけ。

⑥各農園が利用できない地域住民向けに、農地がなくてもできるプランター野菜栽培等の講習の開催。

⑦女性部の活性化や次世代への農協理解のために、若い女性を対象とした子育てに関連する集まりなどの開催。

5 地域に根ざした取組みの意義

2つの農協の調査を通じて、都市農協における地域に根ざした取組みの意義について、以下いくつかの視点から検討してみよう。

(1) 農協の存在を地域住民にアピールできているか

上述したように、都市の住民の多くは農協の事業内容、役割についてほとんど知識がなく、農協は他業態のなかに埋没してしまう可能性がある。農協が地域に根ざした活動に取り組むことにより、農協の特色を

地域住民に理解してもらい、その存在感が浸透していくことが期待される。

2つの農協の取組みをこうした観点から見ると、いずれもかなりの成果を挙げているといえよう。農協が運営・管理を支援する市民農園は多くの利用者を集め、都市住民が食や農を考える貴重な場を提供している。また、市民農園の利用を通じて、多少なりとも農協に対して親近感を抱くようになった住民も多いと思われる。教育機関や行政・NPOと連携して行っている食農教育も、農作業体験を通じて地域の農業や生産者の存在を知り、農協の存在が認知されるきっかけや、親近感の醸成につながっている。また、農協が運営する農産物直売所の利用も、地域農業や農協への理解に貢献していると考えられる。

2つの農協の事例に共通していえることは、農を核とした取組みの効果が大きいということである。都市住民が農協に対して抱くイメージは、やはり「食と農」に関連したものであろう。農の提供や食農教育に農協が積極的に取り組むことによって、こうした都市住民に対して農協の存在を強く訴えかけることができると考えられる。

(2) 農協の組織基盤の強化につながっているか

都市農協における地域に根ざした取組みは、地域社会へのアピールと同時に弱体化した農協の組織基盤強化のきっかけとなることが期待される。特に組合員が自発的に協力している取組みは、組織基盤強化に結

びつきやすいと思われる。例えばセレサ川崎農協における食農教育への取組みが挙げられる。農作業体験や収穫祭などに、地域住民と一緒に組合員・農協職員が参加し行事をもち立てている。このことは地域住民との新たなつながりを生むとともに、組合員や職員との連帯感を強め、組織の基盤をより強固なものにしていると考えられることもできよう。

(3) 地域社会の要望に応えているか

地域社会の期待に対して、地域に根ざした取組みを通じて農協はどの程度応えているのだろうか。両農協が行っている食農教育への取組みに対しては、都市農業の理解の向上、農作業体験による様々な教育効果などが地域、学校関係者から高く評価されている。市民農園に対する支援についても、地権者と農園利用者の仲介役としての農協の役割を評価する声は多い。

このように両農協の地域に根ざした取組みの多くは、地域社会に肯定的に受け入れられているといえよう。もちろん、さらに一歩踏み込んだ農協の関与を要望する声もあり、それらに耳を傾けていくことも求められる。

むすび

以上で述べてきたように、セレサ川崎農協、いるま野農協における地域に根ざした取組みは、地域住民へのアピール、組織基盤の強化、地域への貢献という観点から一

定の成果を挙げており、それらは農協による地域社会に対するコモンズ提供の新たなあり方を示唆しているといえよう。

一方で、農協の地域に根ざした取組みが、解決すべき課題に直面していることも今回の調査で明らかになった。最後に、そのいくつかを指摘することで本稿の結びにかえたい。

第一に、地域に根ざした取組みを農協経営のなかにどう位置付けていくかである。これまでの農協の活動は、あくまでも組合員を対象としたものが中心であり、ひろく地域や地域住民を対象とした活動は必ずしも明確な位置付けがなされてこなかったように思われる。今回の調査からわかるように、都市農協においてはこうした活動が重要な役割を果たすようになってきている。予算、人的資源の配分の問題を含め、持続可能な形で取組みを進めていくためには、明確な経営上の位置付けが不可欠であろう。そのような意味からセレサ川崎農協の取組みは注目される。同農協は、経営の基本目標のなかで、「地域と共生する都市農業」「地域と共生するJAバンク」の2つを基本目標に掲げ、地域に根ざした取組みを経営のなかに明確に位置付けており、今後の都市農協のあり方を考える上で大いに参考になるのではないだろうか。

第二に、地方自治体との連携の問題である。地域に根ざした取組みが有効に機能するためには、地元自治体との密接な連携が重要であり、農協にとって地方自治体との連絡調整、情報交換ができる体制を整備す

ることが課題となっている。調査対象の2農協の事例をこの観点からみると、管内に多くの市町村を抱えるいるま野農協は、自治体との連携に多くの労力を要しているとの印象を持った。農協合併が進んでいる現在においては、セレサ川崎農協のような事例はむしろ例外的であり、多くの農協が複数の自治体との連携を図っていく必要に迫られている。その際に、どのような体制を整備していくことが望ましいかについて検討が必要である。

第三に、広報の重要性である。両農協とも地域に根ざした取組みについて、広報誌、ホームページ等に掲載するとともに、メディアにも情報を発信してPRに努めている。しかし、組合員や地域住民にそのことが必ずしも十分に浸透していないのでは

ないか。CSR活動を声高に宣伝する企業を見習うことはないが、農協にふさわしい広報活動のあり方を検討する必要があると考える。

第四に、組合員・住民の自主的活動に対する支援体制の構築である。今回の調査では、農協の地域に根ざした取組みに対して、組合員だけでなく多くの地域住民が、何らかの形で協力したいという意向を持っていることが明らかになった。行政に対して施策を要求するだけでなく、住民が力を合わせることによって自らサービスを提供したいという要望は大きい。こうした声を活かし、組合員・住民が自主的に活動できる体制づくりを農協がサポートしていくことが重要であろう。

(しげの りゅういち、おなか けんじ)



EU競争法における国家補助と協同組合

—協同組合税制と国家補助問題—

明田 作〈農林中央金庫 JAバンク統括部 主監〉

〔要 旨〕

- 1 EU諸国、なかでもベルギー、イタリア、ポルトガルおよびスペインは営利企業との比較において有利とみられる協同組合税制をもっている。
- 2 21世紀に入り、スペイン、イタリアおよびフランスの協同組合税制が国家補助を原則として禁止するEU競争法に違反するとして、攻撃の対象になっている。
- 3 イタリアでは、2つの手続が進行しており、そのうちの1つについては、先決裁定手続に基づく欧州司法裁判所（ECJ）の裁定が示された。スペインの事案については、EU委員会の決定についての争いが起こっている。EUと同じルールを共有するEFTA諸国のノルウェイの同種の事案では、EFTA監視機関の決定が下された。
- 4 協同組合税制自体が否定されているわけではないが、EFTA監視機関の判断とECJの判断では、基本的な点で認識の違いが認められ、イタリアの破産院がECJの裁定を踏まえどのような判断を下すか注目される。
- 5 競争法の体系が異なるわが国に直接的な影響を与えることはないと考えられるが、競争法の世界は市場と一体のものであり、各国の競争法も調和化の方向に向かって進んでいるので、世界の競争法の動向には気を配る必要がある。
- 6 EUでは、条約、SCE法等の立法その他EUの諸政策にかかる公式文書においても協同組合の重要性が認識されながら、とりわけ為政・行政当局における協同組合に対する理解が深化しない背景には、協同組合が例外的なモデルとして認識されている点にあるのではないかとすれば、当局の理解を深めるための仕組みを工夫することが必要であり、長期的な視点としては、学校教育の体系の一部に協同組合教育を組み込むことが必要であろう。

目次

はじめに

1 EU競争法の概要と国家補助の禁止

- (1) 国家補助に関するルール
- (2) 国家補助の禁止と租税優遇措置
- (3) 先決裁定手続

2 加盟国別の事案の概要

- (1) イタリアの事案

- (2) スペインの事案

- (3) フランスの事案

- (4) ノルウェイの事案

3 論点と課題

4 わが国への示唆

おわりに

はじめに

協同組合に関する租税政策は、協同組合の特性を認知するとともに、その促進・発達を図るためには有効な手段である。わが国においてもそうであるが、EU諸国の法律、なかでもベルギー、イタリア、ポルトガルおよびスペインにあっては、営利企業との比較において有利とみられる協同組合税制をもっている。しかし、EUの場合には、この協同組合税制は、EU競争法における「国家補助 (state aid)」の禁止との関係で問題となる。

現に、21世紀に入り、競争相手の企業の攻撃的になってきており、現在、スペイン、イタリアおよびフランス政府は、その協同組合税制がEU競争法の国家補助の禁止と相入れないとして、EU委員会に対して異議の申立てがなされている。

スペインの事案については、委員会決定を巡って争いが起こっており、そうしたなか、昨 (2011) 年には、イタリアの事案の

一部について欧州司法裁判所 (ECJ) の判断が示された。また、EU加盟国以外のEFTA (欧州自由貿易連合) 加盟国は、EEA (欧州経済領域) 協定に基づき同様の規制に服しており、ノルウェイの協同組合税制についてはEFTA監視機関の審査が行われていたが、2009年6月に同機関の決定が下されている。

それぞれの内容は一様ではないが、協同組合特有の税制が問題にされている点で共通し、それは他の営利企業とは異なる運営原理や価値・目的からなる協同組合 (企業) モデルの否定につながる問題を含んでいる。イタリアの事案に関するECJの判断は、一定程度肯定的ではあるが、それで問題が解決するわけでもなく、またEU委員会の態度もまだ明確ではない。

協同組合税制と国家補助の禁止問題は、EU競争法固有の制度上の問題ではあるが、それだけにとどまらない普遍的な問題を含んでいる。競争法上の問題は、政治的な要素を多分に含む問題であり、幅広い視点から論じられる必要があるが、本稿では、国

家補助の禁止に関するEU競争法の枠組みを紹介しつつ、それぞれの事案における論点と課題を分析し、わが国への示唆を考察することとする。

あわせて、EUにおいても、協同組合のプレゼンスはもとよりEUの公式の文書において協同組合の意義が認識されながらも、協同組合に対する制度的認識がなかなか深まらないのは何故か、協同組合に対する認識と理解を深めるには何が必要なのかについてもあわせて考えてみたい。

1 EU競争法の概要と 国家補助の禁止

EUにおける協同組合税制と国家補助の禁止に関する問題を正しく理解するためには、EU競争法の概要を知っておく必要があると思われるので、個別の事案の説明の前に、まずEU競争法の仕組みをみておこう。

EU競争法は、わが国の独占禁止法のような単独の法律体系を有しておらず、EU機能条約（The Treaty on the Functioning of the European Union）に挿入された関連規定と複数の理事会規則によって構成されている。条約上の中心規定は、競争阻害行為の禁止に関する第101条（旧EC条約81条）および優越的地位の濫用の禁止に関する第102条（旧EC条約82条）であるが、本稿の目的に直接関連する規定は、国家補助の禁止に関するルールである。

(1) 国家補助に関するルール

ある企業が国家または政府から補助を受ける場合には、他の競争事業者に対して有利な立場に立つことで競争秩序を阻害することになるために、EU競争法は、一定の場合を除き、国家補助を禁止している。EU機能条約107条（旧条約87条）1項は、「本条約に別段の定めがある場合を除き、国家により、または国家の財源によって与えられる補助金であって、特定の企業もしくは特定の製品の生産を優遇することによって競争を歪め、または歪めるおそれがあるものは、形式のいかんを問わず、加盟国間の取引に影響を及ぼす限りにおいて、域内市場とは両立しえない」と規定する。

ここにいう国家補助といわれるためには、具体的には、次の5つの要件すべてを満たすことが必要とされる。すなわち、①国家の財源が用いられていること、②受益者に経済的利益が与えられるものであること、③加盟国間の取引に影響を与えるものであること、④選別的（特定の企業または特定の製品の生産に便益を与えるもの）であること、および⑤競争を歪めるかそのおそれのあることである。

なお、この禁止には例外があり、「産品の原産地による差別なしに個々の消費者に与えられる社会的性質を有する補助」および「自然災害またはその他の異常な事態に起因する損害を補てんするための補助」は共同市場と両立するものとされている（107条2項）。また、次のものは、共同市場と両立し得るとされている（同3項）^(注1)。

①生活水準が著しく低い、または深刻な失業が生じている地域および条件不利地域等の地域の経済発展を、その構造的、経済的および社会的状況を考慮しつつ促進するための補助

②欧州の共同利益に関する重要な計画の遂行または加盟国の経済活動における著しい障害を除去するための補助

③特定の経済活動または特定の経済地域の発展を促進するための補助であって、共通の利益に反するに至るまでには通商条件に悪影響を及ぼさないもの

④文化および文化的遺産の保全を促進するための補助であって、共通の利益に反するに至るまでには連合内の通商・競争条件に影響を及ぼさないもの

⑤理事会が委員会からの提案に基づく決定によって定めるその他の種類の補助

わが国の公正取引委員会の役割は、EU委員会（競争部局）が担っており、委員会は、加盟国と協力しつつ、加盟国に存するあらゆる補助制度を不断の監視下に置き、関係者からの意見を聴取した後に加盟国の補助の措置の廃止または変更を要求する決定を行う。そのほか新規補助についての第一次審査を専権的に行い、委員会決定に従わない場合には、委員会は、ECJに直接提訴できる（これについては各関係国からも可）など大きな権限をもっている（108条）。このため、新規補助や補助施策を変更する場合には加盟国は委員会に届出なければならぬこととなっている（同条3項、Reg.659/99^(注2)）。

（注1）共通農業政策の一環として、条約に農業に

対する競争規則の適用について例外を定めることができる規定が置かれ（第42条、旧第36条）、これに基づき定められているものに、

COUNCIL REGULATION (EC) No 1234/2007 of 22 October 2007; establishing a common organisation of agricultural markets and on specific provisions for certain agricultural products (Single CMO Regulation) (OJ L 299, 16.11.2007), COUNCIL REGULATION (EC) No 1184/2006 of 24 July 2006; applying certain rules of competition to the production of, and trade in, agricultural products (Codified version) (OJ L 214, 4.8.2006) がある。

このほか一定の基準額を超えない国家補助について欧州委員会への届出の免除等を定めるデ・ミニマス規則として、Commission Regulation (EC) 1535/2007 on the application of Articles 87 and 88 of the EC Treaty to de minimis aid in the sector of agricultural production (OJ L 337, 21.12.2007)、および農産品の生産に従事する中小生産者に対する大半の補助を対象とする農業一括適用免除規則である Commission Regulation (EC) 1857/2006 on the application of Articles 87 and 88 of the Treaty to State aid to small and medium-sized enterprises active in the production of agricultural products and amending Regulation (EC) 70/2001 (OJ L 358, 16.12.2006) がある。

なお、農産品の加工・販売については、一般的デ・ミニマス規則であるCOMMISSION REGULATION (EC) No 1998/2006 of 15 December 2006 on the application of Articles 87 and 88 of the Treaty to de minimis aid (OJ L 379, 28.12.2006) が適用となる。

（注2）COUNCIL REGULATION (EC) No 659/1999 of 22 March 1999; laying down detailed rules for the application of Article 93 of the EC Treaty (OJ L83, 27.3.1999)

（2）国家補助の禁止と租税優遇措置

国家の財源による補助の典型は、それが地域または地方の機関から支出される場合も含め、国家の財源を通じて受益者に直接的に補助金等として支出されるケースである。かかる国家財源による補助というのは、

このほか様々な方法で行われる。税制上の優遇措置によってその受益者に与えられる財政的利益もその一つである。EU委員会は、98年に「直接税に関する措置に対する^(注3)国家補助ルール^(注3)の適用についてのNotice」(以下「Notice」という)を公表している。国家補助の認定基準の概要は、上記(1)で述べたとおりであるが、税制優遇が国家補助にあたる場合をNoticeに基づきみておこう。

まず、国家財源による受益者への経済的利益の供与ということでは、課税ベースの軽減(特別控除、特別・割増償却等)、税額の全部または一部の控除(免税または税額控除)、課税の取消しまたは税の繰延べなどの措置による経費負担を軽減することのできる便益を提供することは、これにあたる(para.9)。租税収入の減少は、財政支出の形態をとった国家財源の費消と同等だからである(para.10)。

次に、当該措置が競争に影響を与え、かつ加盟国間の通商に影響を与えるということでは、受益企業が加盟国間の通商に関連する経済的活動を行っていれば該当するのはもちろん、域内市場の競争企業の地位に比べ当該補助によって企業の地位が強められているという事実があれば域内市場取引が影響を受けるという結論を導き得る。そしてこのことは、当該補助が比較的小さいとか、受益企業の規模が大きい、または市場占有率も小さい、または受益企業が輸出をしていない、その製品を輸出していたとしてもすべて域外市場向けである、といったことは無関係である(para.11)。

最後に、当該措置が選別的であるというのは、立法、準則もしくは行政的な性質をもった租税規定に対する例外、または課税当局側の恣意的な実務からもたらされるが、ある措置の限定的(specific)ないしは選別的な性質というのは、当該制度の本質または一般的枠組みによって正当化され得る(para.12)。これは、次のような場合である。

当該租税措置が、加盟国内で経済活動を営むすべてのものに対して開かれているものであれば、一般的な措置として正当化される。具体的には、①純粹に技術的な性格の措置(例えば、税率の設定、減価償却の方法、損失繰越の方法、二重課税または租税回避を防止するための規定)、②特定の生産コスト(研究・開発、環境、訓練、雇用)に関する税負担の軽減を通じて行う一般的な経済政策目的を推進するための措置、などがこれにあたる(para.13)。

いずれにしても、租税措置によって、ある企業やある分野がそれ以外のものよりも便益を受けることになっても、そのことで当該措置が直ちに禁止される国家補助にあたるというわけではなく、当該措置が租税制度の性格や一般的枠組み、すなわち当該加盟国の税制の基本的な性格や処理原則に起因するものであれば正当化される(Para. 14-16)。

抽象的には、以上のようなことになるが、課税主権が各加盟国にあり加盟国独自の税制があるなかで、現実の運用となるとそう簡単ではなく、後に述べるように容易には

結論のでない問題を含んでいる。

(注3) Commission notice on the application of the State aid rules to measures relating to direct business taxation (OJ C 384, 10.12.98)

(3) 先決裁定手続

EU競争法は、一部のものを除き、加盟国の諸機関によって実施および適用されることになる。したがって、国内法がEU法に適合しているかどうかといったことに関して加盟国内で提起された訴えについては、加盟国の裁判所の管轄であり、前述のように、^(注4)直接、欧州連合司法裁判所に訴えることはできない。この場合、加盟国の裁判所によって判断が異なるようでは、EU法の効果的かつ統一的な適用を図ることが困難となる。かかる問題を解決するための制度として設けられているのが、この「先決裁定 (preliminary rulings)」の手続である。

これは、加盟国の裁判所が欧州連合司法裁判所に対してEU法との関係で照会を行い、それに対し欧州連合司法裁判所が意見を下す（一般には判決「Judgment」の形をとる）もので、欧州連合司法裁判所によって、ある事項に対して先決裁定がなされた場合には、照会を行った当該国裁判所がこれに従うだけでなく、他の加盟国においても同様の事項については拘束されることとなる。

この先決裁定手続に関する中心的な規定であるEU機能条約267条は、次のように定める。

第267条 (旧234条)

欧州司法裁判所は、次の事項について先決

裁定を行う司法権を有する。

- (a) 本条約の解釈
- (b) 連合の機関、補助機関、部局または外局が行った行為の効力および解釈

このような問題が加盟国のいずれかの裁判所に提起された場合には、その裁判所は、その問題に関する決定が自ら判決を行うために必要であると認めるときは、司法裁判所に当該問題について裁定を下すよう求めることができる。

加盟国の裁判所に係属している事案で、内国法においてはその決定についての司法的救済が存在しない問題が生じたときは、当該裁判所はその問題を司法裁判所に付託しなければならない。

欧州連合司法裁判所に照会するケースは、267条にみるとおり2つあり、加盟国裁判所において判決を下すにあたり欧州連合司法裁判所の判断が必要と考える場合に、その裁量によりこれを付託するもの (267条2段) と、内国法においてはその決定についての司法的救済が存在しない加盟国の最終裁判所で生じた解釈上の問題について、これを欧州連合司法裁判所に付託しなければならない義務を負うものである (同3段)。

(注4) リスボン条約のもとで、EUの司法機関は総称して「欧州連合司法裁判所 (Court of Justice of the European Union)」と呼ばれている。それは、司法裁判所 (ECJ, Court of Justice)、一般裁判所 (General Court)、専門裁判所 (Specialised Courts) からなる。EUの先決裁定手続を含む欧州司法裁判所の組織と機能については、ルードルフ・ティーネル (出口・木下共訳) 「欧州司法裁判所 (欧州連合司法裁判所) の組織と機能 - 特に先決裁定 (preliminary rulings) 手続を中心に - 」 (立命館法学2010年3号=331号, 378頁以下) 等参照。

2 加盟国別の事案の概要

現在、イタリア、スペイン、フランスで訴え等が進行中であり、問題となっている分野および手続上での相違はあるが、いずれも協同組合特有の税制が問題視されている点では共通する。^(注5)

(注5) イタリアの協同組合税制は幾多の変遷があり、競争組合の種類によっても異なるので、具体的な説明は省略する。なお、詳しくは、Forte, F. & Mantovani, M. (2009), Manlio Ingrassio (2010) を参照。

(1) イタリアの事案

イタリアについては、大きく分けると2つの手続が進行している。一つは、01年と05年に協同組合銀行に対する税制優遇が、そして06年にはイタリアで最も重要な消費者の協同組合に対する税制優遇がEU競争法上禁止される国家補助にあたるとしてなされたEU委員会への異議申立て事案である。また他の一つはイタリアの最高裁にあたる破棄院 (Italian Corte di Cassazione) がEU競争法に定めるところに従ってECJに先決裁定を求めた事案である。

EU委員会は、06年4月のイタリアの流通・小売連合からコープ・イタリア加盟の生活協同組合に対するイタリア政府の優遇税制についての異議申立てを受け、先の協同組合銀行に係る異議申立てもイタリア政府の協同組合税制を問題にしていることから、これを併せて審査することとして、08年6月にはイタリアの小売部門の協同組合と信用協同組合銀行に対する優遇税制に関

しての情報提供を求めた (IP/08/953, 17/06/2008)。

問題になっている主要な税制上の措置は、不分割積立金に充当された利益の課税所得からの控除、および組合員に対する事業利用分量配当の課税所得からの控除、そして短期の預け金につき組合員に対して支払われる利息に関する税の軽減である。この段階での委員会 (競争部局) の暫定的な判断としては、次のものは国家補助となる可能性があるとするものであった (同)。

①相互扶助主体の協同組合の場合でも、不分割積立金であれ分割可能積立金であれ、当該積立金に割り当てられた非組合員との取引から生じた利益に対応する額の課税所得からの控除。

なお、大規模協同組合および相互扶助ではない協同組合 (nonmutual cooperatives) については、控除額のすべてが補助とみなされる。なぜならば、そこでは組合員は協同組合の活動には本当にはかかわっておらず、当該企業は、ほとんど営利企業と同様だからである。しかし、義務的な不分割積立金への割当に対する所得控除、および中小規模の協同組合にあっては法的な義務ではないものを含めすべての不分割積立金への割当に対する所得控除は、共同市場と両立する国家補助とみなされる。

②短期の預け金につき組合員に対し支払われた利息の税の軽減。

なぜならば、当該預け金は、組合員の協同組合の活動への参加とは無関係であるからである。そればかりでなく、協同組合に

対し利子付きの融資を提供するというの
は、組合員は、第三者たる貸手として振る
舞うことで、協同組合と経済的リスクを共
有することにはならない。したがって、こ
の措置は、現時点で共同市場とは両立しな
いと考える。

一方、組合員との取引から生じた利益の
組合員に対する利用分量配当の課税所得か
らの控除は、国家補助とはみなされないで
あろう。

このうち最大の問題である不分割積立金
に充当される利益の課税所得からの控除に
ついては課税の変遷があり、04年財政法
のもとで、協同組合を相互扶助主体（prevalence
mutuality）のものとしてそれ以外の協同組合に
よって、税の取扱いも異なることになった。
すなわち、社会的協同組合等一部の協同組
合を除く相互扶助主体の協同組合について
は不分割積立金に充当される70%まで（そ
れ以外は30%）が所得控除の上限となり、さ
らに08年の改正で、相互扶助主体の消費者
協同組合についてはその45%が限度とな
り、相互扶助主体でない協同組合について
は、積立金についての所得控除が廃止され
ることになったようであるが、^(注6)これとEU
委員会の最終的な結論との関係は現時点で
は不明である。

これとは別に、イタリアには、国内の裁
判所に係属中の事案がある。労働者協同組
合のポイント・グラフィオス（Paint Graphos
scr1）に対し協同組合に対する課税免除措
置を課税当局が拒否した事案で上告中の事
案（Case C-78/08）がそれであるが、イタリ

ア破棄院は、係属中の同種の事案（Case
C-79/08およびCase C-80/08）と併せて、08年
2月25日にECJに対し照会を行い、先決裁
定の手続が開始されたものである。ECJに
判断を求めた事項は、次の3点である。^(注7)

①73年の大統領令（第601号）の第10条
〔農業および小規模の漁業者の協同組合に対す
る課税〕、第11条〔生産者および労働者の協同
組合に対する課税〕、第12条〔その他の協同組
合に対する課税〕、第13条〔組合員による組合
への資金提供に対する利子の特例〕および第
14条〔恩典が与えられるための要件〕がEC条
約87条〔現行機能条約107条〕にいう国家補
助にあたるか、とりわけ47年の立法指令第
1577号に規定する監視制度および濫用の防
止という点で不適切かどうか。

②懸案の課税優遇が国家補助にあたるか
どうかを決定するために、上記の措置を協
同組合に課された目的との関係で釣り合っ
ている（proportionate）とみなすことができ
るかどうか。また、釣り合っているか否か
の決定にあたっては、個々の措置ばかりで
なく、当該措置によって全般的に与えられ
る有利性と結果としてもたらされる競争の
歪みをも考慮に入れることが可能か。

③以上の疑問点に答えるにあたって、04
年の法律第311号のもと、なかんずく完全
に相互扶助であるというより相互扶助が主
体である協同組合は別にして、監視のシス
テムが会社法の改革によってより弱体化し
たという事実を考慮し、税の優遇措置が国
家補助になるかどうかとの関連で、協同組
合の法形式の使用は、詐欺や不正に関連し

ないケース（その場合には単にあるいは主として節税を達成するためだけに活用されるが）であっても、権利の濫用とみなされ得るか。

11年9月8日には、これに対するECJ（第1法廷）^(注8)の判断が示された。ただし、照会があった事項すべてに答えたわけではなく、係争中の事案に関係する84年から93年の間に効力のあった73年の大統領令（第601号）の第11条の生産者および労働者の協同組合に関し、上の①と②に関連して判断したものである。

具体的には、現に論争となっている事案につき、問題の課税免除が選別的（selective）かどうか、それは税制の性格または一般的な枠組み（the nature or general scheme of the national tax system）に照らして正当化され得るか、さらに問題となっている協同組合が営利企業と比較可能な地位にあるかどうか。仮に当該ケースがそうだとすれば、まず最初に、それらの協同組合が受けている有利な課税の取扱いが当該加盟国において適用される租税制度に固有な基本原則の一部を形成するかどうか、次に継続性と均衡の原則に合致するかどうかを細かく立証するのは裁判所（ここでは破棄院）だとした。

このようにECJは、抽象的、一般的なガイダンスを示したのみで多くの審理・分析を照会した裁判所に任せたままである。しかし、後にふれるように一定の重要な視点を提供している。なお、本案訴訟に限定したことにも関係しているのであろうが、協同組合の規模の問題については言及されて

いない。

(注6) イタリアの協同組合に対する優遇税制の内容と改正の経緯については、Forte, F. & Mantovani, M. (2009) ; Cooperatives' Tax Regimes, Political Orientation of Governments and Rent Seeking. (Journal of Politics and Law, Vol 2 (4)) を参照。

(注7) OJ C 116, 9.5.2008

(注8) 判決文は、EU連合のEUR-Lexサイト (<http://eur-lex.europa.eu/en/index.htm>) または CVRIA（欧州司法裁判所）のWEBサイト (<http://curia.europa.eu/>) から入手可。

(2) スペインの事案

スペイン政府は、EU競争法の定めに従い、00年9月29日に、燃料高騰後の農業セクターを支援する新たな措置につき、EU委員会へ通知をした。農業協同組合による非組合員への物資の供給が全体の50%までの範囲にあれば、協同組合に対する課税優遇が失われない（具体的には、組合員との取引に基づく利益については20%の税率、非組合員との取引に基づく利益については営利企業と同様35%の税率で課税）というものであったが、措置の内容は、B軽油の非組合員向け販売の事業について、50%の制限をなくし、併せて当該事業を営むにつき法人格も不要とするものであった。

EU委員会は、これに対する02年12月11日の決定（2003/293/EC）^(注9)のなかで、これらの措置は共同市場に適合する国家補助であるとした（第1条）。これに対し、農業協同組合の競合先であるマドリッドとカタロニアのガソリンスタンド企業の団体は、これを不満として、EU委員会を相手取り、この委員会決定の取消しを求めて欧州第一審裁判所（Court of First Instance, リスボン条約

後の一般裁判所) に対し訴えを起こした (Case T-146/03)。この訴えに対し、第一審裁判所は、06年12月12日に、さきの02年12月11日の決定の第1条を無効にする判決を言い渡した (Sentence 12 December 2006, Case T-146/03^(注10))。

ただし、この判決は、本事案が国家補助にあたるから決定を取り消したというのではなく、協同組合に対する優遇措置が国家補助に関する選別的 (selective) な性格を有していないか、または本事案が国家補助にはあたらないという根拠を十分説明していないという理由で無効にしたに過ぎない。

しかしこれによって、委員会は新たな対応を迫られることとなり、09年12月15日には、再度、新たな決定を行うに至った (2010/473/EU^(注11))。それは、当初の判断と結論から大きく振れ、当該措置は農業協同組合に与えられた選別的な優遇措置であるとして (177項)、条約に基づく域内市場とは相入れない国家補助であるとした (1条)。

その後、スペイン農業協同組合連合会 (Confederación de Cooperativas Agrarias de España) と社会的企業連合会 (CEPES, Confederación Empresarial Española de la Economía Social) は、共同して新たな決定の第1条の取消し等を求めて、EU委員会を相手取って、EUの一般裁判所 (General Court^(注12)) に訴えを提起した (Case T-156/10)。

訴えの理由は次の4点である。

①当初決定と正反対の結論に達したことについての手続的な問題があり、利害関係人の権利を侵害している。

②06年12月12日の判決は、当初の決定が結論付けについての説明を欠いていることを単に指摘しただけであり、判決の要請から逸脱している。またそればかりでなく、裁判で問題とされていない当初決定に関する要素を訂正している。それは、法的安定性の原則および利害関係人の正当な期待の保護を侵害するものである。

③協同組合と有限責任の会社は、現実にも法律上も同様の事情に置かれていないにもかかわらず、また、農業協同組合がその組合員との100%取引をしている (the pure mutual cooperative model) ものではないとして「優位性 (advantage)」を享受しているということを断定するのは、協同組合が会社のそれとは異なる課税上の地位を有しているために、理由として不十分であり、当該措置は国家補助とされるべきではないことを主張する。また、比較可能性を受け入れたとしても (それは争点になっている点であるが)、協同組合の課税措置は、いかなる優位性を与えるものではなく、むしろその違いは、スペイン税制の構造と性質によって正当化される。委員会が当初の決定において委員会自身が認識しているように、その点は06年12月12日の判決でも問題になっていない。

④それに代わり、原告は、法律上の4つ目の抗弁として、EU機能条約の第107条の(3)の(c)に照らし、委員会は、当該措置の(市場との)両立性の分析において十分な理由を述べておらず、かつ、誤っていることを主張する、というものである。

(注9) OJ L 111, 6.5.2003

(注10) OJ C 331, 30.12.2006

(注11) OJ L 235, 4.9.2010

(注12) OJ C 148, 5.6.2010

(3) フランスの事案

フランスに関しては、その争点は、農産物の販売・加工事業を営む協同組合についての税金の取扱いにある。具体的には、協同組合の解散の場合にも、不分割積立金は組合員に分配できず、かつ非組合員との取引が売上の20%を超えない限り、組合員との取引から生じた利益は免税（非組合員との取引から生じた利益については通常の法人課税で、投資組合員の出資が50%を超える場合には課税優遇が取消しとなる。）であるほか、地方事業税は課税標準が50%に軽減される等の優遇措置がある点にある。

04年5月、フランス国際貿易卸売連合(CGI: Confederation Francaise du Commerce de Gros et du Commerce International)がフランスの農業協同組合に対する課税制度を批判し、その優遇措置はEU競争法が禁ずる国家補助にあたるとの申立てをEU委員会に提出した。スペインと同様、相手先部局は競争部局ではなく、農業部局の所管になるものであるが、その後の経過は明らかになっていない。

(4) ノルウェイの事案

ノルウェイは、EU加盟国ではないが、EFTA加盟国として、EEA協定に基づきEUとともに欧州経済領域を形成しており、EUの単一市場に参加している。したがって、

当然ながら競争法のルール・枠組みもEEA協定を通じEUと共有している。EUにおける欧州委員会とECJと同様の機能をもつものとして、EFTA監視機関とEFTA裁判所が置かれており、これらがEEAの活動を統制している。

ノルウェイの事案というのは、協同組合の資本増強を支援するために組合員との取引から生じた利益の一部を課税所得から控除する税制を導入する新たな提案につき、ノルウェイ政府からのEFTA監視機関への届出に基づき、07年12月19日に手続きが開始されたものである。^(注13)

この提案は、基本的には92年の税制改正によって措置され05年の改正で廃止された旧制度を、実質的な変更なしに再導入しようとするものであった。具体的には、組合員との取引に起因する利益から共同資本(collective capital)に留保された利益の15%までを課税所得である純利益から控除しようとするものである。

この措置の対象は、従前どおり、消費生活協同組合、農業、林業、漁業分野で活動する協同組合であるが、旧制度ではなかった員外取引の制限を、消費生活協同組合の場合には、員外取引が50%未満である場合に限りという制限が付与されている。

消費生活協同組合が課税の恩典を受けるには、組合員との取引が50%超であることが必要であるが、かかる相互扶助主体の協同組合(prevalently mutual cooperatives)は、EU委員会の「欧州における協同組合の振興に関するコミュニケーション」(以下

「2004年委員会コミュニケ」という)の純粋な協同組合モデル (pure cooperative model) とは異なること、加えて特定の協同組合を対象としており他の比較可能な経済主体との関係で選別的(selective) であること等の判断から、EFTA監視機関は、新たに導入しようとしている措置案は、条約に不適合の国家補助にあたる^(注14)として、09年7月23日にその実施の取りやめを求めた。

(注13) OJ C 96, 17. 4. 2008

(注14) OL L 158, 16. 6. 2011

3 論点と課題

1の(1)で述べた、規制にかかる国家補助の要件のうち、租税の優遇に関し、国家の財源によるもの、および受益者への経済的利益の供与の2つの要件は、客観的であり容易に判断がつく。残る問題は、加盟国の取引への影響と競争の歪曲要件であるが、その判断にあたっては、取引(通商・貿易)と競争に影響を与える可能性が存在すれば足り、かつ、事業が国際的な取引に関係があるかどうかは無関係である。これが判例の立場であり(Case C-78/08 to C-80/8, 78-81項参照)、したがって問題の焦点は、当該措置の選別的な性格(selectivity)に移る。

この選別的(selective)ということであるが、用語自体が曖昧性の高い概念であるうえ、それ自体で独立した判断基準とはなりえない。したがって、租税制度の性質と一般的枠組みにより正当化されるか否かによって判断が行われるのが通例で、その際、

当該制度のもとで便益を受ける企業が他の企業と、法的にも実質上も比較可能な位置にあるかを検討し、比較可能な位置になれば正当化されうる。いずれにしても抽象的であり、ケース・バイ・ケースで判断が異なるといった法的安定性に欠ける点を有している。

ノルウェイの事案におけるEFTA監視機関の判断においては、前述のように、対象となる協同組合は、純粋な協同組合モデル(pure cooperative model)とは異なること、加えて特定の協同組合を対象としており他の比較可能な経済主体との関係で選別的(selective)であると結論づけている。

一方、イタリアのポイント・グラフィオスの事案にかかるECJの先決裁定の判断では、協同組合を他の企業体から隔てるその多くの特徴点を、SCE法^(注15)(欧州協同組合法)の前文および2004年委員会コミュニケから引用し、それら協同組合に特有の性格に照らし、本訴訟で問題になっているような生産者および労働者の協同組合(当該協同組合がかれらの組合員共通の利益のために行為を行い、そして当該組合とその組合員との関係が単に商取引の関係にあるだけでなく組合員が事業運営に積極的に関与し、その経済活動の結果については公平な分配にあずかることができるという条件においてであるが)は、原則として、営利企業と実質的および法的に比較可能な位置にいるとみなされるはずはないと考えられなければならないと述べる(判決文の61項)。さらに、問題になっている租税優遇措置が、イタリアの租税制度の性質

と一般的枠組みによって正当化されるためには、いずれにしても、当該措置が、比例性の原則（Principle of Proportionality）に合致し、本来の目的を達成するために必要な限度を超えていないようにしなければならない（75項）とし、協同組合に対する租税の優遇措置がEU競争法と両立しうる可能性を示唆した。

ECJが協同組合を他の企業から区分する特徴、性格を把握するにあたって、SCE法の前文と2004年委員会コミュニケから多くを引用しているという意味で、EUレベルにおいて法令や公式文書において協同組合を積極的に認識している点は非常に重要な点である。^(注16)

ただし、同じ2004年委員会コミュニケを引用しながら、EFTA監視委員会の認識とECJでの認識は異なっている。前者は、同コミュニケの協同組合の特質を記述した1.1項の記述をもって純粋に相互扶助としての協同組合（pure mutual cooperative）を観念し、純粋な協同組合モデル（pure cooperative model）を前提に判断しているが、コミュニケは、協同組合の特質を抜き出して記述したに過ぎず、相互扶助に純粋に徹した協同組合でなければならないといっているわけではない。現実に員外取引の全くないような理念的な協同組合は実在するはずもなく、仮にそれ以外は協同組合ではないとなればEUには協同組合は存在しないことになろう。

EFTA監視機関の判断において、員外取引が50%未満である消費者協同組合を相互

扶助主体の協同組合（prevalently mutual cooperatives）と捉え、かかる協同組合は、前述の純粋な協同組合とは全く異なると排除しているが、ECJの裁定では、排除されていない。この点で、イタリアの破産院が最終的にどういう判断を下すのか、EU委員会に異議申立てのあった事案につき委員会がどういう決定をするかは、協同組合の規模に関する問題も含めて、きわめて重要になろう。

(注15) Council Regulation (EC) No 1435/2003 of 22 July 2003 on the Statute for a European Cooperative Society (SCE)

(注16) EUの法令・公文書における協同組合の認識については、まず、EU機能条約の第54条の法人の取扱いを定めた規定において、協同組合（cooperative societies）を掲名した点にもみてとれるが、EUの社会・経済における協同組合の重要性をその特質とその特質に内在する制約を含めて認識したものに、01年の欧州における企業形態としての協同組合を扱ったEU委員会の協議案（COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES; DRAFT CONSULTATION PAPER on Co-operatives in Enterprise Europe (Brussels, 7.12.2001)), SCE法（とくにその前文）、2004年委員会コミュニケおよび企業形態の多様性に関する欧州経済社会評議会の意見書（Opinion of the European Economic and Social Committee on the 'Diverse forms of enterprise' (Own-initiative opinion) (OJ C 318, 23.12.2009))がある。ここでは、これらの文書での協同組合の認識・評価そのものの分析や説明は省略せざるを得ないが、本稿と直接的に関連する箇所に限定して補足しておこう。

具体的には、協同組合に対する税等の取扱いに関しては、2004年委員会コミュニケは「特定の税制上の取扱いは歓迎されるが、協同組合についての規整のあらゆる側面において、特定の企業形態に与えられる保護や便益は、その形態に固有の法的制約、社会的に付加される価値または制限と釣り合ったものであるべきで、不公平な競争につながるものであってはならないという原則が遵守されるべきである」（3.2.6項、これは、欧州経済社会評議会の意見書の税法の

項で引用)としている。また、協同組合に適用する競争ルールに関しては、「協同組合は、欧州の競争および国家補助に関するルール、ならびにさまざまな免除措置等のすべての対象となる。一般競争ルールにおいて協同組合を特別扱いする根拠はないが、協同組合の一定の法的形態と組織構造という側面は、これまでの決定や裁定が示しているように、ケースバイケースで考慮に入れるべきである」(3.2.7項)としている。

4 わが国への示唆

わが国の場合には、独占禁止法(競争法)で、法律の規定に基づいて所定の要件を備え法律の規定に基づいて成立された組合の行為には、原則として、同法を適用しないとしている(同法22条)ので、EUのように競争法の国家補助規制との関係で協同組合固有の税制が直接問題になることはない。協同組合に対する優遇税制、さらには連合会が批判の対象にされるように組合の規模が、競争法の視点から問題視されたり批判されたりすることはあるが、それはあくまでも制度論としての問題で、EUのように事実認定の問題ではない。

ただし、22条ただし書における「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」を、実質的に競争を制限する行為によって不当に対価を引き上げられた場合ではなく、そのおそれ、すなわちその蓋然性があることをもって認定するのか否かという問題については、EUにおける国家補助認定の要件の一つである、当該補助によって市場における「競争が歪められるおそれがある」という要件の評価問題と共通す

る問題点を有している。

かかる面で法的不安定が全くないとは言えないが、わが国においては各種協同組合法に基づき設立される協同組合は、行政庁の認可を必要としており、かつ、税制上の取扱いも各種の協同組合法とリンクしているために、EUのように協同組合という企業形態が節税の目的で濫用されるという心配がなく、法的には安定しているといえよう。

ただし、この面での法的安定性が逆に協同組合の発展を阻害しているという側面がないわけではないので、EUのような制度が良いか、わが国のような制度が良いかは、一概にはいえない。

なお、EUの単一市場の理想を実現するには、理論的には、税制も企業行動に中立的なものでなければならないはずである。しかし、現実の加盟国における税制は、税率を含めて多様であり、加盟国の課税主権を放棄できない現状を鑑みても理解されるように、問題は協同組合税制だけではなく、税制は理論というよりも加盟国の利害が直接対立する政治的色彩が濃い問題を含んでいるといえる。

ともあれ、競争法の世界は、市場と一体のものであり、共同市場を創設しようとする場合には理論的には問題になってくる。現実にも、経済のグローバル化の進展とともに各国の競争法も調和化の方向に向かって進んでいるといえるので、世界の競争法の動向にも絶えず目配りをするのが重要であろう。

おわりに

理論的には、競争企業にとって協同組合という法形式の選択可能性がある限り、優遇税制であれ協同組合特有の制度が批判の対象となる根拠はないはずである。協同組合に有利だとみなされている税制によって他の法形式の企業の発展が阻害されているのであればともかく、そうでないとなれば協同組合税制は、協同組合制度を是認する以上は、競争政策上も、協同組合の社会的な価値と協同組合制度に内在する法的・経済的な制約とのバランス上、必要な措置（内容の吟味は必要であるにせよ）である限りにおいては、社会的にも是認され得るし、是認されなければならない。

EUにおいては、条約のレベルにおいても立法やEUの諸機関レベルにおいても、協同組合の特異性と協同組合の社会・経済に果たしている役割の重要性が認識されながらも、とりわけ競争法の分野になると理解の程度の大きな乖離がみられる。それはいったい何故か。思うに、自由市場を前提とする競争法の分野における事業モデルは、暗黙のうちに株式会社、とりわけ公開会社を中心のモデルであり、競争法ばかりでなく、企業法のモデルもあくまでも会社法であり、企業会計の議論もその中心は公開会社が前提となっている。そこでは協同組合は例外的なモデルとみられているが、ここにこそ、最大の要因がありそうである。例外的に捉えられている限りにおいては、

いくら様々な局面で評価されることがあっても断片的にならざるを得ないからである。

では、どうすればよいのであろうか。国際協同組合年を契機に世界的にも様々な努力が行われ、様々な情報発信も行われているが、目先の対策として重要だと思われるのは、何といても制度・政策立案の中心である立法府における理解者を増やすことであり、そのためには立法府で協同組合憲章の議論を取り上げてもらうというのも一つの重要な方法であろう。さらに、種々の制度的な問題を含め国際化する協同組合の課題に対処することも含め、国際協同組合年を契機に世界的なネットワーク作りに参加することも重要であろう。

より長期的な視点に立って重要だと思われるのは、協同組合の意義と価値についての社会的な理解が広がるように、協同組合自身が日常の活動のなかで絶えず学習・教育活動をすることはもちろんとして、多くの国にみられるよう学校教育の体系のなかに協同組合に関する理解を深めるためのカリキュラムを設けることであろう。

<参考文献等>

- ・岡村堯（2007）『ヨーロッパ競争法』三省堂
- ・岡村堯（2010）『新ヨーロッパ法 リスボン条約体制下の法構造』三省堂
- ・公正取引委員会/競争政策研究センター（2012）「競争法の観点からみた国家補助規制－EU競争法の議論を参考に－」
- ・Alguacil Marí, María Pilar(2011); *FISCALIDAD DE COOPERATIVAS Y AYUDAS DE ESTADO: PARÁMETROS PARA UNA REDORMA* (DOC. n.o 2/11, Instituto de Estudios Fiscales)

- ・ *COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF REGIONS On the promotion of co-operative societies in Europe* (COM (2004) 18) (Brussels, 23.02.2004, COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES)
- ・ Coop de France (2005); *Agricultural cooperation in France* (Text originally published in French in June 1998 by the French Ministry of Agriculture and Fisheries. Edited, updated and translated by Coop de France, July 2005.)
- ・ DRAFT CONSULTATION PAPER; *Co-operatives in Enterprise Europe* (Brussels, 7.12.2001, COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES)
- ・ Forte, F. & Mantovani, M. (2009); *Cooperatives' Tax Regimes, Political Orientation of Governments and Rent Seeking*. (Journal of Politics and Law, Vol 2 (4))
- ・ HINO JOSA TORRALVO, J.J. (2010); *Taxation as an instrument for the co-operative model promotion and development*. (2010年9月にフランスのリヨン大学で開催された「複合経済に対する協同組合に貢献について」のワークショップ

資料。次も同じ。)

http://www.cress-rhone-alpes.org/cress/IMG/pdf/Hinojosa_pap-2.pdf

- ・ Manlio Inghrosso (2010); *Tax concessions and co-operatives in direct taxation in Italy*. http://www.cress-rhone-alpes.org/cress/IMG/pdf/Inghrosso_pap.pdf

- ・ Study on the implementation of the Regulation 1435/2003 on the Statute for European Cooperative Society (SCE), *Final Study Executive Summary and Part I: Synthesis and comparative report* (5 October 2010)

http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/files/sce_final_study_part_i.pdf

- ・ Study on the Implementation of the Regulation 1435/2003 on the Statute for European Cooperative Society (SCE), *Final Study Part II. National Reports* (5 October 2010)

http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/files/sce_final_study_part_ii_national_reports.pdf

(あけだ つくる)





2010年度の農協経営の動向

主事研究員 古江晋也

はじめに

本稿では、農林水産省「平成22事業年度総合農協統計表」をもとに、2010年度の農協経営の動向を概観する。

08年9月、米国大手証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻が引き金となり（以下「リーマン・ショック」という）、世界経済は金融危機に直面した。先進国や主要新興国は、金融市場への資金供給、金融緩和策、財政出動などを通じて事態の収束を図り、経営危機に瀕した欧米金融機関には公的資金の注入が実施された。これらの手段によって世界経済は09年半ばに持ち直したが、ほどなくギリシャで多額の財政赤字が発覚した。この財政破綻懸念はイタリアやスペイン等にも向けられ、金融市場等では「欧州債務危機」として警戒感を強めていった。

一方、日本では10年6月、菅直人内閣が発足したものの、翌月の参議院選挙で与党・民主党は惨敗。野党・自民党が参議院第一党となり、いわゆる「ねじれ」状態となった。このように政治経済が混迷の度を深めているなか、11年3月11日、太平洋三陸沖を震源とする巨大地震「平成23年（2011年）

東北地方太平洋沖地震」が東日本を襲った（その後、「東日本大震災」と命名）。

なお、「平成22事業年度総合農協統計表」には東日本大震災の被害額等がほとんど反映されていない。そのため、本稿が分析対象としている10年度の農協経営の動向にも東日本大震災の影響はほとんど含まれていないことに留意する必要がある。

1 組合員数と職員数の動向

10年度の集計組合数は725組合と前年度（741組合）よりも16組合（ $\Delta 2.2\%$ ）減少した。組合員数は969万3,855人となり、前年度より1.2%増加した。組合員のうち、正組合員数は472万274人と前年度より $\Delta 1.2\%$ 減少している。これは正組合員の高齢化が大きな要因である（第1表）。

それに対して准組合員数は住宅ローンの推進、組合員拡充運動等が行われたこともあり、497万3,581人と前年度より3.5%増加した。このような「正組合員数と准組合員数の逆転」は09年度から生じており、正組合員数と准組合員数の開きは今後も拡大すると思われる。

一方、役職員数に目を向けると10年度の役員数は1万9,161人（前年度比 $\Delta 1.8\%$ ）、職

員数は22万781人（同△1.1%）と減少が継続している。役員数が減少している要因は、農協の合併等があげられる。

役員数のうちひと際目を引くのが女性役員数の伸びであり、10年度には741人（前年度比7.4%）となった。この背景には監督官庁の後押しがある。政府は00年、「男女共同参画基本計画」を閣議決定し、指導的地位にある女性の割合を20年までに30%とすることを目標にした。こうした時流のなか、農林水産省は「事務ガイドライン」において女性非常勤理事の登用を促進す

(注1)

る特例措置を定めている。正組合員に占める女性の割合が高まりつつあるなか、女性役員数の増加は農協の活性化の観点からも重要である。

(注1) 農山漁村男女共同参画推進協議会「新たな協同女性とともに～女性参画がJAを再生する～」参照。

2 主要事業量の動向

10年度の貯金（平均残高）は85兆5,637億円（前年度比1.5%増）、貸出金（平均残高）は23兆8,080億円（同0.8%増）となった。それに対して共済事業（長期共済期末保有契約高）は311兆878億円（同△2.9%）と98年度の391兆

第1表 集計組合数と組合員数、役員数の推移

(単位 組合、団体、人、%)

	10年度		前年度比増減率				
	実数	1組合あたり	06	07	08	09	10
集計組合数	725	-	△4.7	△3.1	△5.9	△3.8	△2.2
組合員	9,693,855	13,371	1.5	1.2	0.7	0.9	1.2
正組合員	4,720,274	6,511	△1.1	△1.1	△1.2	△1.1	△1.2
うち女性	890,718	1,229	1.0	5.0	2.2	1.0	1.1
団体	12,926	18	5.9	7.1	4.8	5.3	5.6
准組合員	4,973,581	6,860	4.5	3.7	2.7	3.0	3.5
うち団体	80,744	111	1.1	0.1	3.5	△1.9	2.0
役員数	19,161	26	△3.4	△3.2	△5.9	△2.8	△1.8
うち常勤理事	2,649	4	△3.3	△1.9	△4.4	△2.7	△1.7
女性	741	1	6.2	12.9	15.2	14.0	7.4
職員数	220,781	305	△2.3	△0.8	△0.9	△0.3	△1.1
うち信用事業	58,647	81	△2.6	△0.9	△0.7	0.1	△0.3
共済事業	40,126	55	0.7	0.1	0.8	1.4	0.8
購買事業	46,986	65	△5.4	△3.8	△3.5	△4.2	△4.6
販売事業	16,443	23	△3.1	0.9	0.7	2.9	△1.6
指導事業	15,917	22	△0.5	3.8	△0.5	△0.3	△0.3
臨時・パート職員	41,682	57	0.2	4.5	△0.4	2.4	1.5

資料 農林水産省「総合農協統計表」から作成。以下同じ

4,169億円をピークに減少を続けている（第2表）。

購買事業では、生産資材が前年度比△2.7%となった。生産資材関連価格は08年度に上昇したが、09年度はその反動によって大幅に低下した。11年に入ると再び上昇傾向をたどるようになったものの、10年半ば頃までの価格下落が影響したため供給・取

第2表 主要事業量の推移

(単位 億円、%)

	10年度		前年度比増減率				
	実数	1組合あたり	06	07	08	09	10
貯金(平均残高)	855,637	1,180	1.4	2.2	1.6	1.8	1.5
貸出金(平均残高)	238,080	328	1.7	2.4	2.6	4.6	0.8
長期共済期末保有契約高	3,110,878	4,291	△2.4	△3.1	△3.2	△3.0	△2.9
購買事業当期供給・取扱高	29,848	41	△4.2	△0.9	0.7	△8.4	△1.2
生産資材	20,273	28	△3.7	0.0	2.9	△11.9	△2.7
生活物資	9,575	13	△5.3	△3.1	△4.5	0.5	1.9
販売事業当期販売・取扱高	42,262	58	△0.3	△3.4	0.7	△3.4	△0.1

扱高の減少につながったと思われる。特に肥料は前年度比△8.4%と最も供給・取扱高が減少している。

3 収支の動向

10年度の事業総利益は1兆8,866億円と02年度（2兆1,282億円）から8年連続で前年度比マイナスとなった。第3表は06～10年度における部門別損益の前年度比増減率を示したものである。これによれば、農協は事業総利益が減少する状況のなか、事業管理費を削減することで事業利益を確保してきた。

一方、部門別事業利益をみると10年

度は信用事業が2,195億円、共済事業が1,473億円の黒字となり、農業関連（△484億円）、生活その他（△315億円）、営農指導（△1,142億円）は赤字となっている。このように信用、共済部門が黒字、他の事業部門が赤字という基調は変わらないが、近年では共済部門の事業利益が減少しており、農協全体の事業利益は信用事業に対する依存度を高めつつある。

4 協同組織金融機関の財務分析比較

ここまでは10年度の農協経営の動向を中心に概観してきたが、以下では協同組織金融機関である信用金庫（以下

「信金」という）、信用組合（以下「信組」という）と財務分析比較を行うことで農協経営の状況を検討することにしよう。

従来、金融機関の財務分析比較は都銀、地銀、信金、信組間で行われており、そのなかに農協が含まれることは少なかった。その理由は、農協が、①共済事業や営農経済事業など信用事業以外の事業を営んでいること、②他金融機関と異なる勘定科目等があること、に大きく関係している。しかし、これらの相違を有していても信金、信組と財務分析比較を行うことは、農協

第3表 部門別損益の推移

(単位 億円, %)

	10年度		前年度比増減率				
	実数	1組合当たり	06	07	08	09	10
事業総利益	18,866	26.0	△1.2	△1.3	△1.5	△0.2	△1.3
信用	7,680	10.6	1.8	3.2	△4.0	4.5	△0.4
共済	4,897	6.8	△1.3	△5.2	△0.7	△2.1	△1.8
農業関連	4,101	5.7	△2.4	△1.0	2.6	△4.1	△1.9
生活その他	2,357	3.3	△7.0	△6.4	△2.2	△4.1	△2.0
営農指導	△169	△0.2	4.8	4.5	△5.6	6.2	△5.1
事業管理費	17,138	23.6	△1.9	△1.3	△1.2	△1.9	△0.5
信用	5,485	7.6	△0.6	△0.8	△1.3	△1.9	△0.2
共済	3,425	4.7	0.0	△1.0	△0.9	△0.5	△0.1
農業関連	4,585	6.3	△2.7	△0.3	0.1	△1.4	△0.6
生活その他	2,671	3.7	△6.3	△4.9	△3.4	△4.5	△1.9
営農指導	972	1.3	1.9	1.4	△1.1	△1.5	0.3
事業利益	1,728	2.4	7.2	△1.3	△5.1	18.1	△8.8
信用	2,195	3.0	10.6	16.1	△11.7	24.7	△0.8
共済	1,473	2.0	△3.5	△13.1	△0.4	△5.3	△5.6
農業関連	△484	△0.7	6.2	△6.5	25.2	△34.9	△13.0
生活その他	△315	△0.4	0.4	△5.7	11.8	7.0	1.5
営農指導	△1,142	△1.6	△0.8	△0.5	0.2	2.2	△1.0
税引前当期利益	2,224	3.1	13.5	0.7	1.5	8.8	△6.7
信用	2,492	3.4	13.4	15.8	△9.3	16.1	0.1
共済	1,534	2.1	△2.2	△13.1	1.5	△5.2	△5.4
農業関連	△400	△0.6	13.1	△17.2	40.5	△50.8	△19.2
生活その他	△272	△0.4	3.6	3.9	19.5	7.6	1.0
営農指導	△1,130	△1.6	△0.6	△1.1	0.4	2.5	△1.1

(信用事業)の現状をきめ細かく理解する上での一助になると考えられる。

信金、信組の財務分析を行うにあたっては『全国信用金庫財務諸表分析』(社団法人全国信用金庫協会)、『全国信用組合決算状況』(社団法人全国信用組合中央協会)を用いることにする。なお農協は総合事業体であるため、信用部門のみを取り出して厳密に比較することは困難である。そのため、一部は農協全体の経営指標を用いて比較していることに留意されたい。

(1) 06～10年度の主要経営指標の推移

第4表は06～10年度における信金、信組、農協(信用事業)の主要経営指標の推移を表したものである。この表でまず注目されることは、農協(信用事業)は信金、信組よりも経費率^(注2)がかなり低いことである。

ただし、06年度の農協(信用事業)の業務粗利益経費率^(注3)(OHR: Over Head Ratio)は06年度76.8%と信金、信組よりも高水準にあった。また、総資金利ざや^(注4)も信金0.43%、信組0.59%に対して農協は0.3%と最も低かった。つまり、06年度の農協は信金、信組よりも低コストで資金調達を行いつつも、利ざやは最も低かったのである。

しかし、08年度のリーマン・ショック以降の協同組織金融機関の経営指標は大きく様変わりするようになる。まず、当期純利益をみてみると、信組は07年度(△16億円)から赤字に陥り、08年度には△367億円を計上。09年度になってようやく136億円の黒字となった。信金も07年度820億円と当

期純利益は急速に低下、08年度には△2,147億円を計上することになった。翌09年度には1,476億円、10年度には2,001億円と回復を見せたものの、06年度の2,620億円には遠く及ばない。それに対して信用事業以外の事業を含めた農協全事業の当期剰余金(信金・信組の当期純利益に相当)は08年度1,480億円、09年度1,686億円、10年度1,569億円と底堅く推移している。

次に総資産利益率^(注5)(ROA: Return On Assets)をみると、当期純利益が大きく減少したことを反映して、信金は07年度0.07%、08年度△0.18%、09年度0.12%と推移し、10年度には0.16%となった。信組は07年度△0.01%、08年度△0.21%、09年度0.08%、10年度0.05%と依然低調に推移している。一方、信用事業以外の事業を含めた農協全事業では07年度0.16%、08年度0.16%、09年度0.18%、10年度0.17%とリーマン・ショック以前の水準を維持している。

さらにこの期間、信金は業務粗利益経費率を69.6%(06年度)→70.8%(10年度)、信組は68.2%(06年度)→72.0%(10年度)と上昇させたのに対し、農協(信用事業)は76.8%(06年度)→71.4%(10年度)と低下させてきた。

農協の総資産利益率と業務粗利益経費率が改善した要因の一つは、一貫した経費削減をあげることができる。第5表は信用事業以外の事業を含めた農協全事業の事業管理費の推移をまとめたものである。この表によれば、農協は06～10年度の5年間で869億円もの事業管理費を削減した。その

第4表 農協・信組・信金の主要経営指標の推移(2006～10年度)

(単位 億円, %)

主要経営指標		06年度	07	08	09	10
総資産(A)	信金	1,150,631	1,176,096	1,203,309	1,218,977	1,287,792
	信組	171,042	173,228	175,134	177,552	182,751
	農協*	888,784	909,265	923,100	936,366	949,452
業務粗利益(B)	信金	20,114	18,846	17,580	19,223	20,421
	信組	3,344	3,189	2,815	3,029	3,032
	農協	7,449	7,684	7,377	7,708	7,680
当期純利益(C)	信金	2,620	820	△2,147	1,476	2,001
	信組	243	△16	△367	136	84
	農協*	1,424	1,462	1,480	1,686	1,569
経費(D)	信金	13,991	14,150	14,291	13,995	14,466
	信組	2,280	2,250	2,228	2,183	2,184
	農協	5,718	5,674	5,603	5,496	5,485
総資金利ざや	信金	0.43	0.35	0.30	0.31	0.27
	信組	0.59	0.50	0.42	0.43	0.38
	農協	0.30	0.31	0.32	0.32	0.31
預金(貯金)貸出金利ざや	信金	1.08	1.04	0.99	0.94	0.93
	信組	1.48	1.40	1.32	1.29	1.27
	農協	1.38	1.30	1.23	1.22	1.20
資金運用利回り	信金	1.90	1.97	1.92	1.80	1.67
	信組	2.22	2.27	2.20	2.10	1.94
	農協	1.15	1.31	1.34	1.24	1.13
貸出金利回り	信金	2.55	2.65	2.60	2.44	2.33
	信組	3.11	3.17	3.10	2.97	2.84
	農協	2.21	2.28	2.23	2.13	2.01
預金(貯金)利回り	信金	0.15	0.31	0.33	0.26	0.18
	信組	0.20	0.37	0.41	0.36	0.29
	農協	0.11	0.29	0.33	0.25	0.17
経費率	信金	1.32	1.30	1.28	1.24	1.22
	信組	1.43	1.40	1.37	1.32	1.28
	農協	0.72	0.70	0.68	0.65	0.64
資金調達原価率	信金	1.47	1.62	1.62	1.49	1.40
	信組	1.63	1.77	1.78	1.67	1.57
	農協	0.84	1.00	1.01	0.91	0.82
預金(貯金)原価率	信金	1.47	1.61	1.61	1.50	1.40
	信組	1.63	1.77	1.78	1.68	1.57
	農協	0.83	0.98	1.00	0.90	0.82
総資産利益率(C/A)	信金	0.23	0.07	△0.18	0.12	0.16
	信組	0.14	△0.01	△0.21	0.08	0.05
	農協*	0.16	0.16	0.16	0.18	0.17
業務粗利益経費率(D/B)	信金	69.6	75.1	81.3	72.8	70.8
	信組	68.2	70.5	79.1	72.1	72.0
	農協	76.8	73.8	75.9	71.3	71.4

(注) *の農協の「総資産」「当期純利益」「総資産利益率」には、信用事業の他、共済事業、営農事業など農協全事業の数値が含まれている。
農協の場合、「信用事業総利益」を「業務粗利益」としている。

うち、もっとも削減額が大きかった項目(金額ベース)は人件費(575億円)である。

一方、第6表は信金の経費の推移を表したものである。06年度と10年度を比較すると経費は475億円も増大しており、なかで

も物件費(303億円)が増加している。物件費が増大した要因は、老朽化した店舗の建替などに加え、資産運用業務への対応に伴う改装等が考えられる。この間、業務粗利益の水準はほぼ横ばいであったため業務粗

第5表 農協の事業管理費の推移

(単位 億円)

	06年度 (A)	07	08	09	10 (B)	B-A
事業管理費	18,007	17,773	17,563	17,229	17,138	△869
人件費	12,714	12,539	12,369	12,200	12,139	△575
業務費	1,538	1,524	1,515	1,470	1,461	△77
諸税負担	679	661	638	613	614	△65
施設費	2,941	2,921	2,907	2,839	2,840	△101
その他	135	128	133	106	85	△50

第6表 信金の経費の推移

(単位 億円)

	06年度 (A)	07	08	09	10 (B)	B-A
経費	13,991	14,150	14,291	13,995	14,466	475
人件費	8,344	8,380	8,425	8,266	8,535	190
物件費	5,332	5,467	5,572	5,444	5,636	303
税金	315	303	294	285	296	△19

利益経費率と総資産利益率が悪化した大きな要因は経費の高止まりにあったとみられる。

(注2) 信金、信組の経費率は「(人件費+物件費+税金) / (預金積金+譲渡性預金) 平均残高×100」で計算。農協の経費率は「信用事業事業管理費/貯金月末平均残高×100」で計算。

(注3) 信金、信組の業務粗利益経費率は「経費/業務粗利益×100」で計算。農協(信用事業)の業務粗利益経費率(事業管理費率)は「信用事業事業管理費/信用事業総利益×100」で計算。

(注4) 信金、信組、農協(信用事業)の総資金利ざやは「資金運用利回-資金調達原価率」で計算。

(注5) 信金、信組の総資産利益率は「当期純利益/総資産(平均残高)×100」で計算。農協の総資産利益率は「当期剰余金/総資産(期末残高)×100」で計算。

(2) 減損会計の影響

ここで05年4月に強制適用された減損会計が信金、信組、農協に大きな影響を与え

たことにもふれておく。第7表は三業態の特別損失、減損損失、総資産利益率、減損処理しない場合の総資産利益率を表したものである(農協の特別損失、減損損失、総資産利益率は信用事業以外の全事業が含まれている)。この表によると05年度は各業態とも多額の減損損失(信金362億円、信組83億円、農協439億円)が生じたことがわかる。しかし、信金、信組の減損額はその後大きく減少した。

農協も減損損失は減少傾向にあるが、10年度においても133億円を計上している。これには店舗統廃合によって生じた遊休地の他に、信用事業以外で継続して赤字となっている事業の固定資産が含まれていると考えられる。

なお、減損会計が適用されたことを受け、05年度の総資産利益率は減損処理しないケースに比べて信金0.03%、信組0.05%、農協0.07%低下した。少子高齢化によって経済の衰退が懸念される地域では、将来的に

第7表 協同組織金融機関における減損会計の影響

(単位 億円, %)

		05年度	06	07	08	09	10
特別損失	信金	615	204	243	244	155	253
	信組	118	46	77	43	76	38
	農協	1,295	1,083	1,105	788	862	906
うち減損損失	信金	362	73	72	84	84	77
	信組	83	18	12	22	19	13
	農協	439	371	223	171	129	133
総資産利益率(A)	信金	0.23	0.23	0.07	△0.18	0.12	0.16
	信組	0.09	0.14	△0.01	△0.21	0.08	0.05
	農協	0.14	0.16	0.16	0.16	0.18	0.17
減損処理しない場合の総資産利益率(B)	信金	0.26	0.23	0.08	△0.17	0.13	0.16
	信組	0.14	0.15	0.00	△0.20	0.09	0.05
	農協	0.20	0.22	0.20	0.19	0.21	0.18
B-A	信金	0.03	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00
	信組	0.05	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00
	農協	0.07	0.06	0.04	0.03	0.03	0.01

も更なる減損処理が求められる可能性がある。

おわりに

近年、「リーマン・ショック」「欧州債務危機」など金融機関経営に影響を及ぼす出来事が相次いでおり、金融市場は混乱の様相を呈している。しかし、こうしたなかでも農協は継続的に事業管理費を削減して利益を確保してきた。ただし、10年度になると事業管理費の削減幅は従来よりも縮小しており、更なるコスト削減は徐々に難しくなりつつある。

一方、農協（信用事業）は信金、信組と比較して経費率、貯金利回り、資金調達原価率が低いという特徴がある。この背景には運営コストの低さに加え、ロイヤリティの高い組合員の存在があり、総合事業を営んでいる農協ならではのビジネスモデルといえよう。しかし、「正組合員数と准組合員数の逆転」現象が生じているなか、今後とも組合員の高いロイヤリティを維持していけるかどうか、またそのためにどのようなサービスを提供できるのか、が重要な経営課題の一つとなるであろう。

（ふるえ しんや）



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(103)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(103)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(103)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(104)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(104)
6. 農業協同組合 主要勘定	(104)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(106)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(106)
9. 金融機関別預貯金残高	(107)
10. 金融機関別貸出金残高	(108)

〈特別掲載 (2012年3月末数値)〉

11. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(109)
-----------------------------	-------

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7745
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2007. 6	39,750,849	4,572,139	21,072,254	146,481	41,415,744	12,101,237	11,731,780	65,395,242
2008. 6	39,906,165	4,939,485	15,246,265	950,337	37,626,352	8,413,355	13,101,871	60,091,915
2009. 6	37,504,347	5,352,321	24,293,980	2,824,096	45,375,015	9,913,022	9,038,515	67,150,648
2010. 6	39,057,853	5,598,980	23,934,260	915,435	46,318,082	12,413,549	8,944,027	68,591,093
2011. 6	41,683,983	5,315,679	21,880,095	2,917,618	41,952,784	14,878,519	9,130,836	68,879,757
2012. 1	42,245,041	5,165,517	20,168,893	3,956,935	41,574,741	14,435,029	7,612,746	67,579,451
2	42,736,348	5,148,925	22,733,172	1,132,910	46,107,034	14,133,216	9,245,285	70,618,445
3	43,181,924	5,125,655	21,885,993	566,675	45,646,662	14,307,646	9,672,589	70,193,572
4	42,959,002	5,079,690	22,106,683	1,603,847	45,976,841	14,770,506	7,794,181	70,145,375
5	43,003,367	5,036,356	21,048,742	339,895	45,824,855	15,165,418	7,758,297	69,088,465
6	43,189,224	4,995,223	22,878,064	1,876,542	45,477,254	15,156,477	8,552,238	71,062,511

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2012年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	35,820,527	-	434,497	527	193,128	-	36,448,679
水産団体	1,243,798	-	95,793	1	10,513	-	1,350,106
森林団体	1,674	9	2,689	31	108	-	4,510
その他会員	937	-	2,877	0	-	-	3,814
会員計	37,066,936	9	535,855	559	203,749	-	37,807,109
会員以外の者計	208,901	74,687	295,302	76,173	4,715,878	11,174	5,382,115
合計	37,275,837	74,696	831,157	76,732	4,919,627	11,174	43,189,224

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 280,825百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2012年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	56,155	84,773	52,133	-	193,062
	開拓団体	79	15	-	-	94
	水産団体	9,329	5,839	7,921	23	23,112
	森林団体	2,294	5,400	1,399	14	9,107
	その他会員	369	705	20	-	1,094
	会員小計	68,225	96,733	61,473	37	226,468
	その他系統団体等小計	68,244	20,992	38,642	41	127,918
計	136,469	117,725	100,115	78	354,386	
関連産業	2,012,620	38,124	1,143,248	5,081	3,199,073	
その他	11,467,923	3,541	131,554	-	11,603,019	
合計	13,617,012	159,390	1,374,917	5,159	15,156,478	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2012. 1	5,868,588	36,376,453	42,245,041	-	5,165,517
2	6,215,000	36,521,348	42,736,348	300	5,148,925
3	6,497,224	36,684,700	43,181,924	-	5,125,655
4	6,137,572	36,821,430	42,959,002	-	5,079,690
5	6,051,919	36,951,448	43,003,367	-	5,036,356
6	5,906,781	37,282,443	43,189,224	500	4,995,223
2011. 6	6,302,418	35,381,565	41,683,983	1,250	5,315,679

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商 品 有 価 証 券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2012. 1	103,368	3,853,566	41,574,741	15,395,131	281,267	-	160,440
2	134,820	998,089	46,107,034	17,466,564	322,714	-	160,754
3	136,592	430,082	45,646,662	17,521,653	21,425	-	171,877
4	43,815	1,560,031	45,976,841	18,643,730	127,610	-	172,536
5	86,846	253,048	45,824,855	18,999,247	132,823	-	166,958
6	57,278	1,819,264	45,477,254	18,373,666	33,763	-	159,389
2011. 6	99,715	2,817,902	41,952,784	15,161,306	385,325	-	80,692

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2012. 1	53,826,812	52,277,081	880,589	859,222	1,739,832
2	53,924,438	52,338,734	864,999	859,222	1,740,180
3	53,366,966	52,094,880	826,838	913,109	1,760,733
4	54,065,569	52,564,912	937,645	913,110	1,764,850
5	53,956,816	52,647,709	981,512	913,111	1,764,850
6	55,067,475	53,388,452	903,301	913,110	1,775,199
2011. 6	54,502,180	52,639,963	894,628	820,147	1,737,532

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2011. 12	27,581,356	61,532,922	89,114,278	543,960	374,377
2012. 1	27,097,682	61,442,215	88,539,897	568,702	400,802
2	27,571,099	61,096,676	88,667,775	558,522	391,932
3	27,609,828	60,586,440	88,196,268	558,527	388,119
4	27,964,813	60,663,177	88,627,990	574,659	404,344
5	27,548,877	60,852,484	88,401,361	594,099	422,658
2011. 5	26,546,228	59,921,055	86,467,283	532,759	* 359,000

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
561,000	5,448,576	3,425,909	10,733,408	67,579,451
634,000	5,415,828	3,425,909	13,257,135	70,618,445
510,300	4,351,710	3,425,909	13,598,074	70,193,572
642,000	5,850,872	3,425,909	12,187,902	70,145,375
692,000	5,578,047	3,425,909	11,352,786	69,088,465
635,000	6,799,513	3,425,909	12,017,142	71,062,511
676,000	6,232,584	3,425,909	11,544,352	68,879,757

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
12,865,804	1,403,982	4,802	14,435,029	522,009	6,809,471	67,579,451
12,568,774	1,398,948	4,739	14,133,216	772,174	8,150,398	70,618,445
12,697,162	1,433,208	5,397	14,307,646	822,196	8,828,969	70,193,572
13,220,466	1,372,222	5,280	14,770,506	570,000	7,096,572	70,145,375
13,639,876	1,354,350	4,232	15,165,418	523,947	7,101,528	69,088,465
13,617,011	1,374,917	5,159	15,156,477	1,333,000	7,185,475	71,062,511
13,472,952	1,320,444	4,429	14,878,519	1,170,000	7,575,512	68,879,757

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
63,614	31,642,237	31,554,392	2,000	439,583	17,479,141	6,855,736	1,486,025
60,963	31,715,134	31,625,778	32,000	404,460	17,674,749	6,813,143	1,481,422
63,413	31,007,523	30,905,254	-	372,604	18,358,154	6,858,382	1,513,273
64,011	32,218,586	32,135,963	-	404,650	17,301,170	6,811,991	1,512,253
60,615	32,138,581	32,051,297	2,000	421,212	17,310,428	6,804,195	1,502,498
64,069	33,405,696	33,325,638	2,000	423,686	17,192,065	6,767,162	1,503,626
63,534	32,502,593	32,411,263	32,000	420,143	17,126,298	6,813,980	1,572,696

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金		
441,115	61,366,427	61,105,367	4,863,760	1,679,988	23,463,490	224,834	718	
397,643	60,786,390	60,543,356	4,875,778	1,704,207	23,418,156	223,565	716	
378,335	60,992,816	60,759,061	4,881,017	1,689,762	23,408,120	220,186	714	
369,658	60,507,659	60,258,934	4,950,681	1,762,651	23,524,447	221,351	714	
382,425	61,233,018	60,984,276	4,820,010	1,667,529	23,391,118	220,532	713	
388,407	60,988,101	60,735,192	4,766,520	1,638,807	23,403,878	220,092	713	
386,344	58,874,014	58,614,164	5,000,772	1,771,164	* 23,800,993	235,232	718	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2012. 3	2,094,421	1,395,178	8,669	56,539	14,211	1,413,169	1,385,459	143,572	562,239	
4	2,086,164	1,417,506	8,668	56,544	12,549	1,406,144	1,384,974	142,911	560,471	
5	2,083,786	1,425,304	8,667	56,548	14,018	1,393,978	1,373,506	142,453	565,257	
6	2,121,132	1,457,633	8,902	56,554	13,197	1,434,629	1,413,176	139,712	566,355	
2011. 6	2,069,126	1,396,495	5,294	56,656	13,605	1,354,657	1,333,403	151,456	577,352	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2011. 12	899,660	529,841	136,599	104,735	116,112	7,730	859,850	848,826	2,908	198,647	9,592	146
2012. 1	878,324	524,291	134,357	102,153	116,077	7,689	838,219	827,481	2,908	196,136	10,209	146
2	873,633	519,498	133,465	101,868	114,879	7,268	832,051	821,774	2,908	194,866	10,964	145
3	882,479	518,503	134,100	102,121	121,659	7,096	857,393	845,415	2,310	205,234	13,079	145
4	871,541	518,100	133,736	102,152	121,826	6,849	839,610	828,698	2,398	206,704	12,587	145
2011. 3	886,173	545,314	147,134	116,062	118,359	7,987	848,130	835,617	2,710	214,270	7,076	158
4	876,063	542,154	145,417	114,953	118,303	7,551	834,764	824,179	3,005	214,769	7,884	157

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残 高	2009. 3	833,096	508,917	2,575,584	2,002,165	560,995	1,154,531	163,634	
	2010. 3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336	
	2011. 3	858,182	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2011. 6	879,103	545,022	2,670,710	2,164,346	584,945	1,223,084	175,896	
	7	879,325	545,628	2,623,105	2,148,943	583,053	1,221,471	175,909	
	8	881,030	548,644	2,636,808	2,145,956	583,014	1,223,770	176,411	
	9	876,612	543,074	2,668,955	2,145,286	585,530	1,223,774	176,995	
	10	880,916	534,341	2,644,245	2,140,909	582,972	1,225,081	176,816	
	11	880,500	534,699	2,695,341	2,143,822	583,691	1,222,801	176,589	
	12	891,142	541,707	2,673,692	2,167,776	592,373	1,236,065	178,638	
	2012. 1	885,399	538,268	2,682,451	2,150,149	586,019	1,227,326	177,776	
2	886,678	539,244	2,682,553	2,154,644	587,888	1,230,955	178,466		
3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766		
4	886,280	540,656	2,724,868	2,209,213	597,368	1,242,242	179,647		
5	884,013	539,568	2,751,255	2,190,264	590,938	1,234,790	178,957		
6 P	897,100	550,675	2,727,744	2,215,090	599,105	1,247,751	P 181,205		
前 年 同 月 比 増 減 率	2009. 3	1.5	△0.2	2.0	2.3	1.0	1.5	0.2	
	2010. 3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3	
	2011. 3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2011. 6	2.2	3.1	1.6	3.6	2.0	2.2	3.1	
	7	2.4	3.3	1.5	3.6	2.4	2.4	3.2	
	8	2.5	3.4	1.7	3.6	2.7	2.3	3.2	
	9	2.7	3.5	1.9	3.6	2.6	2.3	3.1	
	10	2.8	1.2	2.5	3.5	2.4	2.3	3.1	
	11	2.8	1.4	3.6	3.4	2.7	2.3	3.1	
	12	2.9	1.8	3.8	3.3	2.9	2.3	3.1	
	2012. 1	2.9	2.0	3.5	3.3	2.7	2.3	3.2	
2	2.8	1.9	2.4	3.0	2.5	2.1	3.1		
3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3		
4	2.5	1.4	1.2	2.7	2.7	2.1	3.1		
5	2.2	1.2	1.5	2.2	2.2	1.9	3.0		
6 P	2.0	1.0	2.1	2.3	2.4	2.0	P 3.0		

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合					
残	2009. 3	223,750	56,420	1,897,811	1,544,616	432,999	648,785	94,073					
	2010. 3	226,784	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025					
	2011. 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151					
	高	2011. 6	223,098	52,413	1,712,101	1,556,989	432,516	632,029	93,797				
		7	223,318	52,685	1,715,228	1,565,538	433,967	633,987	93,988				
		8	222,954	53,051	1,702,688	1,562,892	431,950	631,778	93,751				
		9	221,982	52,788	1,719,574	1,578,698	437,727	635,665	94,295				
		10	221,452	54,088	1,708,423	1,570,860	433,394	631,853	93,920				
		11	220,938	53,486	1,705,563	1,575,521	434,234	631,475	93,917				
		12	219,882	53,702	1,729,629	1,593,547	440,101	638,352	94,788				
		2012. 1	219,420	53,697	1,711,395	1,587,149	435,600	631,492	94,286				
2		219,329	53,317	1,722,767	1,589,102	435,687	631,323	94,372					
3		219,823	53,451	1,741,033	1,613,079	444,428	637,888	94,761					
4		218,553	52,997	1,721,264	1,599,448	438,904	631,520	94,040					
5		218,624	53,017	1,707,586	1,597,547	437,067	628,390	93,844					
6 P	218,806	52,636	1,717,887	1,606,176	440,606	630,590	P 93,992						
前	2009. 3	3.6	7.5	5.2	4.3	1.5	2.1	0.3					
	2010. 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1					
	2011. 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1					
年													
	同	2011. 6	△1.8	△3.5	△3.5	1.8	1.2	△0.4	0.4				
		7	△1.8	△3.3	△2.7	1.7	1.2	△0.3	0.3				
		8	△1.8	△2.6	△3.2	1.9	1.2	△0.2	0.3				
		9	△1.7	△2.7	△2.5	2.1	1.3	△0.2	0.3				
		10	△1.9	△2.3	△1.7	1.7	0.8	△0.6	0.1				
		11	△1.9	△2.1	△1.2	2.2	1.3	△0.2	0.3				
		12	△2.0	△1.8	△0.2	2.4	1.2	△0.4	0.6				
		2012. 1	△2.0	△1.4	△1.0	2.5	1.0	△0.4	0.7				
		2	△2.0	△1.9	△0.4	2.4	1.1	△0.3	0.7				
		3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6				
		4	△1.8	△0.0	△0.3	2.6	1.4	△0.4	0.2				
5		△2.1	△0.1	△1.1	2.7	1.4	△0.4	0.3					
6 P	△1.9	0.4	0.3	3.2	1.9	△0.2	P 0.2						
月													
	比												
		増											
			減										
				率									

(注) 1 表9(注)に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

11. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2012年3月末現在

(単位 百万円)

都 府 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	信用貸出金	報 告 数
北 海 道	480,281	98,459	81,669	514,713	511,565	115,148	70
青 森	6,841	250	491	5,894	5,769	1,317	1
宮 城	68,868	990	10,869	56,761	55,532	14,530	1
山 形	5,860	0	727	5,314	5,145	498	1
福 島	10,050	1,658	1,112	10,797	9,486	394	2
静 岡	18,151	879	386	13,557	11,452	4,609	1
愛 知	6,508	289	460	6,310	6,019	252	1
島 根	39,570	834	3,291	29,275	29,169	7,690	1
山 口	60,618	154	6,076	41,631	40,789	16,714	1
香 川	2,372	340	139	2,247	2,233	443	1
愛 媛	17,854	2,520	1,585	18,913	18,875	2,217	7
長 崎	101,343	18,133	7,753	102,858	102,169	17,997	39
熊 本	5,353	237	782	4,526	3,602	1,029	1
大 分	25,635	0	2,082	14,942	14,501	8,111	1
宮 崎	33,175	9,357	4,237	29,655	29,109	14,285	17
合 計	882,479	134,100	121,659	857,393	845,415	205,234	145

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

東日本大震災発生から1年が経ち、被災市町村においては、復興計画が策定され、本格的な復興事業に着手されたところです。

過去の大災害と比べ、東日本大震災は、①東北から関東にかけて約600キロにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにするようになるでしょう。

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を3月に開設しました。

その目的は、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ろうとするものです。

このホームページが、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a navigation bar with 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. Below this is a search bar with the text 'キーワード検索' and a '検索' button. The main heading is '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～'. Below the heading is a paragraph of introductory text. There are four main content blocks: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a '更新情報' section with a 'すべて' button and a 'お知らせ' section with a 'お知らせ一覧' button. The website is in Japanese and has a green and white color scheme.

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2012年9月号第65巻第9号〈通巻799号〉9月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7748 FAX 03-3233-7795

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社 / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社